

平成22年4月

第4回

災害土砂処理委託調査

特別委員会会議録

4月19日（月）

防 府 市 議 会

平成22年第4回 災害土砂処理委託調査特別委員会会議録

○日 時 平成22年4月19日(月) 午前10時00分

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

○出席委員(15名)

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊 藤 央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大 田 雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	安 藤 二郎
〃	河 杉 憲 二
〃	木 村 一 彦
〃	重 川 恭 年
〃	田 中 健 次
〃	田 中 敏 靖
〃	土 井 章
〃	藤 本 和 久
〃	松 村 学
〃	三 原 昭 治
〃	山 田 耕 治
〃	山 根 祐 二
〃	山 本 久 江

○欠席委員(0名)

○委員外議員（２名）

青 木 明 夫
行 重 延 昭

○参考人（２名）

副市長 嘉 村 悦 男
前生活環境部長 古 谷 友 二

○出席書記

森 重 豊

午前１０時 開会

○伊藤委員長 ただいまより災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。よろしくお願ひします。御着席ください。

本日の欠席委員はございません。

本日の委員会は公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは、公開とさせていただきます。

議事に入る前にお諮りをいたします。カメラ等での撮影、録音につきましては、参考人の方が入る前までとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは、そのようにいたしますので、報道も含めた傍聴の方々も御協力をよろしくお願ひいたします。

委員の皆様のお手元に資料が配付してございます。これは市側から提出された追加分の資料でございますので、よろしく取り扱いをお願ひいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された災害土砂処理委託についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

まず、２３日に御出席いただく県の参考人の方、こちらを決めたいと存じます。どなたがよろしいでしょうか。では、私からの提案でございますが、まず、廃棄物・リサイクル

対策課の当時の課長でいらっしゃいます重田道正氏、そして同ゼロエミッション推進班の班長を務めておられました才本光穂氏、このお二人を参考人として招致したいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

では、県の参考人について、この2人なんですけれども、参考人として呼び出すときは一緒にお呼びするという事でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、そのように決したいと存じます。

本日、本件について嘉村副市長と古谷前生活環境部長に参考人として出席をお願いいたしております。

なお、委員各位に申し上げます。本日、限られた時間の中で、災害土砂処理委託に関する重要な問題について参考人の方に発言をいただくものでありますから、不規則発言等議事の進行を妨げることはないよう、御協力をお願い申し上げます。

それでは、これより、カメラ等による撮影、録音は禁止いたします。

では、最初に嘉村副市長に入室していただきます。

〔嘉村副市長 入室〕

○嘉村副市長 おはようございます。

○伊藤委員長 嘉村副市長におかれましては、お忙しいところを御出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

これよりの進行につきましては、付託事件ごとに各委員からの共通事項について私のほうから質疑をさせていただきます。その後、各委員より付託事件ごとに質疑をお願いいたします。

まず最初に、一般廃棄物にした理由、経緯について、私からお尋ねをいたします。

○嘉村副市長 よろしいですか。

○伊藤委員長 はい。

○嘉村副市長 その前に……。

○伊藤委員長 私のほうから質問、質疑をいたしますので、それについて答弁をお願いいたします。

○嘉村副市長 はい、はい。一般廃棄物。

○伊藤委員長 まず最初ですが、本会議の答弁の中で、「環境アセス」と答弁という言葉がありました。こう答弁されているのは、生活環境影響調査、いわゆるミニアセスのこと

ではないかというふうに存じますが、そうではなく、環境アセスメントが必要という指導、報告なりを受けておられるのでしょうか。この点についてお答えください。

○嘉村副市長 では、お答えいたします。

事前に資料を配付させていただきましたが、その中の、県とのやりとり、最初の早い段階だと思うんですが、最初から3番目の紙をあけていただけますでしょうか。これは報告というところで、10月16日金曜日云々という欄でございます。（「ちょっと声が……」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長 マイクを使ってお願いいたします。

○嘉村副市長 3枚目の紙の報告というところですか。これは10月16日に市の職員が、防府の環境保健所にお尋ねしたところでございます。この中の、その報告書の2ページ目、Q7、クエスチョン7と書いてあるところのアンサーのところを報告を受けておりますのは、「環境アセス等が必要であり」というところによるものでございます。委員長さんがおっしゃるように、正式にはミアセスといったものであります。

○伊藤委員長 はい、ありがとうございます。

次に、市長は3月25日の行政報告の中で、「現に施設設置の許可を受けている株式会社維新」というように報告をされておられます。維新の施設設置の許可は何月何日にとっておられますか。そして、それはスケルトンでしょうか、スクリーンでしょうか。お答えください。

○嘉村副市長 3月15日……。委員長もう一回、質問は。

○伊藤委員長 もう一度申します。3月25日、市長が行政報告をなさいました。この中で「現に設置許可を受けている株式会社維新」というふうに報告をされておられます。維新の施設設置の許可、これは何月何日にとられたものであるか。そして、それはスケルトンであるかスクリーンであるか、このことについてお答えをお願いします。

○嘉村副市長 3月25日の根拠でございますが、25日の行政報告の根拠ですね。はい。クリーンセンターから御説明を聞いている書類があるんですけども、ちょっと待ってください。2月15日、青い附せんの2月15日、災害土砂分別運搬業務について、2月15日決裁があると存じますけれども。

○伊藤委員長 はい、運搬業務について。

○嘉村副市長 その前、2月9日付の、市長名から、廃棄物・リサイクル対策課長あて、2月9日付防ク第35号という書類があると思いますけれども、その②のところ、市長名で県に照会した文書がございますが、「一般廃棄物の処理施設について、ロータリースクリーン・スケルトンバケットが、処理施設に該当し許可を必要とするのかを、その都度

防府環境保健所に照会し」云々というくだりがあります。その次のページの一番頭にありますが、処理業務の中で「ごみの分別（ロータリースクリーン・スケルトンバケット）」という照会をいたしております。それで、この会社につきましては、4月1日からごみの処理の許可が出ておりましたが、8月25日に変更の処理業の許可を出しております。そしてあわせて、それから少し後になりますけれども、2月15日付の市の伺、決裁がありますけれども、その2ページ目に、ちょっと読んでみますけれども、「防府市が許可した一般廃棄物処分業の中で「ごみの分別」（ロータリースクリーン・スケルトンバケット）についての許可を有している業者について、調査をしました。調査の結果、下記の2業者が該当しましたが、この2業者につきましては、市が処分業の許可をした当時、施設の許可不要との県の判断であったため、県の施設の設置許可を得ずに、ロータリースクリーン・スケルトンバケットを使用してのごみの分別を許可しております」といいよるところであります。

○伊藤委員長 施設設置許可を有しているという市長の行政報告であったわけですが、この時点では有してなかったということで、みなしたということよろしいんですか。

○嘉村副市長 はい。そこにつきましては、資料の……。

○伊藤委員長 今の資料によりますと、「急遽、防府市が許可した一般廃棄物処分業の中で「ごみの分別」についての許可を有している業者について、調査しました」ということで、施設の設置許可を得ずにロータリースクリーン・スケルトンバケットを使用してのごみの分別を許可しております」というふうにありますね。

○嘉村副市長 はい。

○伊藤委員長 ですから、現に施設設置の許可を受けているというのは、行政報告自体が誤りであったということですか。

○嘉村副市長 はい。県からの回答書、平21廃り対策第3189号がございます。これちょっとごらんになってください。県の山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長名、これ公印がありますが、それから市長名の通知であります。

○伊藤委員長 2月10日。

○嘉村副市長 2月10日付です。

○伊藤委員長 2月10日ですね。3189。県の資料では8番となっています。

○嘉村副市長 じゃあ、これ読みます。市が照会した内容ですが、「既に一般廃棄物処理施設の設置許可を得ないでロータリースクリーン・スケルトンバケットを使用する一般廃棄物処理業の許可をしている2業者について、一般廃棄物処理業の許可期間中に改めて一般廃棄物処理施設の設置許可を受けなければならないか、又、一般廃棄物処理業許可期間

中は施設の設置許可は不要であるか」という照会をいたしました。これについて県からの回答は「一般廃棄物の処理能力が1日当たり5トン以上ある施設については、設置許可を要するとの判断を示しているところであるが、過去に一般廃棄物処理施設の設置許可を得ないで一般廃棄物処分業の許可を有している事業者に対しては、当該処分業に使用する施設に限定し、経過措置として一般廃棄物処理施設の設置許可を有するとみなすことにしました」という、これは2月10日付の県の回答であります。

ちょっと紛らわしいところがありますが、一般廃棄物の処理業の許可は市が行います。そして、県のほうは処理施設の設置許可です。だから、機械の設置許可は県の権限であります。そして一般処理業の許可は市の権限であります。この中で、市が一般廃棄物の処理業の許可をしているというものは、許可した時点では、スケルトンは設置許可の判断としてないという時期でございましたので、設置許可が不要ということで、市が廃棄物処理業の許可をしているところであります。ということであります。

○伊藤委員長 要するに、25日の行政報告の、現に施設設置の許可を受けているというのは、みなし許可のことを市長がおっしゃったと、それでよろしいですね。

○嘉村副市長 はい、行政報告ではみなし許可であります。と同時に、既に、ああそうですね。そもそも県の設置許可が要らなかったものでありますから、そういうことでありませぬ。

○伊藤委員長 確認をいたしますけれども、この処理ができるもの、法第6条の2の2による市の委託業者であれば一般廃棄物の処理業の許可を必要としない。ただし、日に5トン以上の施設を使用すれば施設の設置許可を要する。これは今副市長のおっしゃったことでありませぬ。

一般廃棄物の運搬・処分は、法の第6条の2によって、市がみずから行うか市が業者に委託するか、また法第7条による許可を受けたものでなければできなかと、このことに間違いはないというふうに認識されておられますか。

○嘉村副市長 廃棄物処理業、その項目自体については、6条とか7条については、私のところまでは報告は来ておりませぬ。

○伊藤委員長 わかりました。

では、次の質問に移ります。2月10日付の県からの通知であります。1、災害場所や工事現場で行われる場合——先ほどの資料です。災害土砂の撤去作業は解体工事の一環であり、設置許可は不要だと。そして2、保管されているものの分別は一般廃棄物の処理であり、設置許可が必要である。これは25日の本会議の答弁でおっしゃったことでありませぬ。そのときに、真尾の土砂は、業者が全部を大久保に輸送、そこで3種類に仕分けする、

このように答弁をされておられます。この場合、先ほど申しました保管されているものの分別は一般廃棄物の処理であり、設置許可が必要という、ここに該当いたしますが、大久保の分別については、だれがどのような方法で処理をされるのでしょうか。3月25日、本会議の答弁です。真尾の土砂は、業者が全部を大久保に輸送、そこで3種類に仕分けするという御答弁がありました。これは発言者は副市長です。そのときに、先ほど申しました県からの通知、災害場所、工事現場で行われる場合は撤去作業工事、解体工事の一環であると。ですので、設置許可は不要だという通知があったと。また、保管されているものの分別は一般廃棄物の処理であり、設置許可が必要だと、こういうことを県から通知があったということでありました。

この真尾の土砂、大久保に輸送して、そこで3種類に仕分けをする場合、保管されているものの分別、これに当たるというふうに考えられますけれども、この大久保での分別、これはだれがどのような方法で処理をするということになっていますか。

○嘉村副市長 前段の書類は、県の生活環境部長から、県内の関係市町長に送られた文書であります。県も大変いろいろな種類について紛らわしいということで、こういう見解を出されたと思いますが、前段の災害場所や工事現場で行うものは解体工事の一環とされるということでありました。

2番目のところは、最終処分場内でやるものについても、これは設置許可が不要ということであります。

3番目は、一たんよそこに保管すると、これはもう一般廃棄物の処理になりますよというところであります。したがって、まだその処分方法まではきちんと伺とかはとっておりませんけれども、真尾のごみまじりの土砂については、まことにごみのほうが多いということありますから、一たん大久保に仮置きをしようというふうに庁内ではしております。

と申しますのは、もう既に4カ所に野積みしておるごみまじり土砂につきましては、御承知のように、ほとんど場所が満杯になっているというような状況にかんがみまして、とりあえずどこか置く場所をとということで、大久保のいわゆる第3工区ですか、とりあえず空き地、まだ最終処分場内のところまではとりあえず仮置きをしようではないかと。その上で今度は農林サイドで処分の委託、あるいは農林サイドのほうで予算がなければクリーンセンターのほうで、いわゆる一般廃棄物になりますので、処分の委託をしようという内々の庁内合意でありました。

○伊藤委員長 現時点では、その処理についてはまだ決まって、どのように方法で処理するかというのは決まってないということですね。

○嘉村副市長 まだ何とかは上がってきておりません。

○伊藤委員長 はい、わかりました。

続いて、災害対策基本法の第50条6号、防府市に処理の責任があり、その根拠法令が廃掃法の第4条1項「産廃一廃云々ではなく、純粹に法律解釈した」との答弁が3月25日の本会議でございましたが、これは廃掃法第6条の2のことではないでしょうか。この点についていかがでしょうか。

○嘉村副市長 廃掃法6条の2とかいうのを私は見ておりませんが、災害が起きた後について、一般廃棄物処理にするのか産廃で処理するのかというのが当災害対策本部、復興本部で何度も議論がされました。そこで、これはきちんとしておかなくちゃいけないということで、資料としてお配りいたしております。

最初の1ページ目、2ページ目でございますけれども、2枚目のところをあけていただきたいと思いますが、これは弁護士さんの見解であります。「初めに、産廃か否かとの照会の件ですが、今回の豪雨被害が、平成21年7月中国・九州北部豪雨災害」であることに注目すべきである。つまり、災害対策基本法第50条第6号に基づき、それらを処理する実施責任が防府市にあり、それを行う根拠法令が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項ということになる。この第4条第1項で、市には廃棄物処理を処理する責務があるとうたわれており、これから判断すれば、必然的に一般廃棄物として取り扱うべきであることが判明する」というふうに指導を受けております。

なお、これは県からの通知であります。平成17年に災害への対応というところで、県が通知を出されていらっしゃいます。その中にも、いわゆる災害廃棄物については、市町の仕事である。一方、これはちょっと今の質問とは外れますけれども、県の役割とすれば、被災市町への指導ということを示されております。

以上であります。

○伊藤委員長 6条の2については、副市長としては認識が特にございませぬということでしょうか。

○嘉村副市長 一般廃棄物にいたしましたのは、この担当部署から上がってきた産廃、一廃の議論について、これで弁護士さんに確認をさせていただいたというものであります。

○伊藤委員長 続いて、みなし許可についてお尋ねをいたします。

2月10日の県からの回答でございます。先ほどから出ているものでございますが、こちらで、こちらの返答があったときから事は動きましたということをお知らせを3月25日に本会議で述べております。実は、そのことについて副市長は次のように述べておられます。「市の廃棄物処理業の許可を有しておる事業者に対しては、当該処理事業に使用する施設に限

定して一般廃棄物処理施設の設置許可を有するとみなすことにした」という回答をいただいております。これが3月25日の答弁の中で副市長がおっしゃった言葉でございます。ここで「当該処理施設に使用する施設に限定して」というふうに言葉がありますが、この当該処理施設に使用する施設に限定して、この限定したのはどの施設でしょうか。お尋ねをいたします。

○嘉村副市長 この文面のとおり、当該処分業に使用する施設に限定しというのは、今持っていらっしゃる施設と私は思いましたけれども。要するに、既に市の許可をとっていらっしゃる施設というふうに理解しております。

○伊藤委員長 市は施設の許可を出さないんですね。だから、市の許可を受けた施設ではないはずですが。

○嘉村副市長 いや、要は申請書に、要するに、ごみの分別でロータリースクリーン、スケルトンバケットというふうに処理業務が出ておりますので、この機械についてはみなし許可が改めて県からあったというものであります。

○伊藤委員長 これ限定ということですので、どこに設置するどんな機械かということが限定の条件になるかと考えておりますが、どの部分に設置するロータリースクリーンないしスケルトンバケットだったのでしょうか。

○嘉村副市長 この申請書が8月25日で許可しておりますように、ごみの分別でロータリースクリーン、スケルトンバケットで処分業務をいたしますというふうに市の一般廃棄物の処理の許可を出しております。その機械であります。

○伊藤委員長 それでは、一般廃棄物にした理由、経緯について、各委員の皆さんから質疑をお願いいたします。

○土井委員 それぞれのセクションというか、いろいろまたがりますから、この項目についてと言われてもちょっと困るんですが、質問させていただきますが、まず3月25日の行政報告で、施設許可をとっていると市長はこう報告されておるわけですが、今の回答ではみなし許可だということのようですが、県からの今の回答文書では、今の表の一番下に、照会3ですね。2月10日付のリサイクル対策課長からのあれでは、みなし許可じゃけども、正式には設置許可は必要ですというふうに書いておるわけです。その項目に基づいた設置許可はいつとられておりますか。

○嘉村副市長 設置許可そのものは市がとるものではなくて、業者がとられるべきものというふうに理解しております。

○土井委員 はい。だから県にいつ許可申請をし、とられているかということです。このロータリースクリーンなりスケルトンバケットについて。——はい。正式な許可はとって

ないというふうにもう時間もありませんから、いうふうにみなし許可だけでそういう行政報告になったというふうにもう理解をします。

それと、もう一つ行政報告の中で、市長さんは未契約繰越は国庫補助金が受けられないと断言をしておられますが、何を根拠にそういう発言をされたのか教えてください。

○伊藤委員長 国からの補助についてはまた別の事件になりますので。

○三原委員 今、土井委員の最初の質問の続きなんですけど、市は一般廃棄物処理業の業を許可すると。そして県は、処理施設の許可をするということですね。それで、一般廃棄物処理業の業の部分なんですけど、この申請書の中に、先ほどからスケルトンとかロータリースクリーンというのが出ましたけど、ここの分野は県ということにかかわってくるわけですよ。もう一社同様の許可をとられているというところがこの資料の中にあります。20年4月1日、一般廃棄物の処理が。そして今回の維新、21年8月25日と。当然この中の申請と審査の過程の中で、市ではない設置許可という部分が生じてきたと思うんですが、これはどのように許可をとられたのか、どのように対応されたのかお聞かせくださいませ。

○嘉村副市長 8月25日に最終的な許可が出ておりますが、それまでは一貫して設置許可の要る施設ではありませんでした。

○三原委員 すみません。ちょっとわかりにくいんですが、それまでは設置許可の要るものではなかったということは、それまでも何か、先ほど言いました20年4月1日に同様の許可を出されておりますね。そのことを示されるのかどうか。

○嘉村副市長 その廃棄物処理のごみの分別の項目については、そういう機械が要るということは市の職員も承知しておりました。したがって、その都度、防府の環境保健所に、これは許可が要るか要らないかということをお聞き合わせして、その上で、その当時は許可が必要でなかったものですから、それについて許可を与えております。

○三原委員 じゃあ、県の環境保健所に、2者の許可を出されていると。それはどのような形で許可、要否について確認されたのか教えてください。

○嘉村副市長 先ほどの質問とダブりますが、市長名で廃棄物・リサイクル対策課長に照会した文書の中にありますように、一般廃棄物の処理施設については、ロータリースクリーン、スケルトンバケットが処理施設に該当し、許可を必要とするかをその都度、防府環境保健所に照会し、許可不要との回答をいただき、業者に許可をいたしておりますというのがこの資料にあるとおりであります。ですから、それまでの廃棄物のロータリースクリーン、スケルトンバケットについては、今回が起るまでは、いわゆる許可不要という回答を得ていたところでもあります。

○三原委員 その点について、今先ほどからわかっているんですけど、照会の方法ですね。文書で照会されたのか口頭で照会されたのか。そして、わかれば保健所の担当の方がだれだったのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○嘉村副市長 ちょっと後段のほうの担当者の名前は、私のところまでは名前は上がってきておりません。失礼します。いわゆる不要というのを過去いただいております。その都度、防府環境保健所に照会しというのは、担当が口頭でその都度、一般廃棄物の処理業の許可を、許可する、更新する都度照会をしていたというふうに報告を聞いております。

○木村委員 今の副市長が言われた資料はどれでしょうか。

○伊藤委員長 副市長、よろしいですか。御説明をお願いします。

○嘉村副市長 中ほど、2月9日付、防ク第35号の②です。

○木村委員 はい、わかりました。

○伊藤委員長 次の調査事件が県と市との協議内容でございますので、こちらに根本がかかる分についてはその次のときをお願いいたします。一般廃棄物にした理由、経緯と、この部分についての質疑をよろしくお願いします。（発言する者あり）いやいや、今やっているのが一般廃棄物にした理由と経緯についてでございますので、今ちょっと県と市との協議の内容というところに入っていつている感じがしますので、その辺を分けてお願いします。

○三原委員 ちょっと暫時休憩してください。

○伊藤委員長 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 開議

○伊藤委員長 会議を再開いたします。

休憩中に申し出がございまして、各事件にまたがる質問、それから答弁、回答によってさらにそれについての質問というのも出てこようということでもありますので、共通事項に関しての私からの代表質問という形で、5つの事件について、最初にすべて質疑をさせていただきます。その後、委員の皆様から質疑を受け付けるということにさせていただきます。

それでは、2番目の事件から、私のほうからちょっと質問をさせていただきます。

10月16日、県の健康福祉センターと協議をし、トロンメルは処理施設に該当すると。スケルトンは施設として判断せず、許可は不要と判断があったという答弁が3月25日の本会議にてございました。県には、スケルトンの処理能力等、このようなものを説明され

ていますでしょうか。説明をもし県のほうにそのスケルトン等の処理能力を説明されたのであれば、だれが県のどなたに対して説明をされたか、そしてそれについて県の回答があったのであれば、どなたから回答があったか、わかれば教えてください。

○嘉村副市長 これは資料をおつけいたしておりますが、県防府健康福祉センターとの協議、青い附せんの2番目になると思うんですけれども、これは10月16日に市のクリーンセンターの所長あるいは国吉法令の補佐が行ったものであります。そのときに、トロンメルについては、ということは、クエスチョン3のアンサーであります。「トロンメルを使用して、土砂を分別する場合は、この機械の性能が5トン以上の能力があれば施設とみなすので、県知事の許可が必要であります」という回答がありました。あわせてそのときに、スケルトンについては——一番下の欄ですが、スケルトンについては現在グレーゾーンである。というのは、多くの工事現場で使用されていて、これを施設とすると現場が混乱する可能性があるということでグレーゾーンであるというふうにお聞きしております。

しかしここは、初めてトロンメルがいわゆる廃棄物処理施設であるという見解をいただいたところであります。

そして、10月30日に、そこで大変不安なので文書照会をいたしております。その次のページでございますけれども、これも報告書にありますように、防府健康福祉センターにお伺いしまして、文書をもって、いわゆるこの辺の確認をお願いしました。しかしながら、その文書につきましては、その後ろにつけておりますけれども、文書回答が難しいとの理由で、その書類を受け取ってもらえませんでした。と申しますのは、書いてありますように、メーカー特定の機種を具体的にしなければ施設に該当するか否かの判断ができない。トロンメルについては、許可権者である県として、一般廃棄物の処理施設として判断したが、スケルトン、ニブラについては、県としてはいまだ何の判断もしていない。これ以上判断を迫られると施設となる可能性がある。以上のことから、ついで文書による照会はやめていただきたいということで、この文書は出すことができませんでした。

しかし、庁内の報告においては、いわゆるごみまじりの土砂が5トンということはダンプ1杯ぐらいの量になるわけです。したがって、すくってダンプにちょっと載せればすぐさま5トン以上ということになりますから、そこについて、この大規模災害の折になぜ判断されないであろうかという不安を持っておりました。

以上であります。

○伊藤委員長 あくまでグレーゾーンという回答のままだったということですが、このグレーゾーンの回答ということであるのに、市のほうが何を根拠に許可不要という判断をしたのか。この判断をした責任者はだれか。これについてお答えください。

○嘉村副市長 10月16日の報告書のところをあけてください。2ページ目にあります。これは10月16日にお伺いしたのは、それまでいわゆる土砂の仮置き場、あるいはどのように対応したらいいのかという協議を災害対策本部あるいは復興本部で幾度となく繰り返し協議をいたしてきております。その結果として、どのような方向性があるのかということで、10月16日に防府の環境保健所に御相談に参りましたのは、基本的な事項をお伺いに参りました。これが報告であります。

そして、なかなかいい方法ができないので、この一番最後のくだりに書いてありますように、そこでクリーンセンターの所長が「じゃあ、どうすればよろしいですか」というふうにお尋ねいたしましたところ、次のような県からのアドバイスをいただいております。「現在、施設設置許可の対象としてないグレーゾーン（スケルトン）で、ある程度大きな木くず等を除去し、その後、人海戦術で小さいものを取り除くという方法はどうか」というアドバイスをいただいております。

これは、平成17年に県が通知されました、いわゆる被災市町への指導に基づき県がアドバイスをされたのではないかなというふうに思っております。したがって、これを前提にずっと協議をしてきたと。あるいは10月30日にも、照会したけれども返事がいただけなかったというところもありますけれども、これを大前提に事務を進めてきたというものであります。

○伊藤委員長 判断した責任者は。

○嘉村副市長 これは災害対策本部、復興本部、それでこの中には5つの部が入っております。総務、財務、生活環境部、土木、それから産業振興部が主に入っておりますけれども、その会議のまとめ役は副市長、私であります。私が、「じゃあ皆さん、これでいいですね。これで進みましょうね」という皆さんの合意をいただいて、スケルトンプラス手作業でいきましょうという結論を出したものであります。

○伊藤委員長 次に、法第8条の1——廃掃法でございますが、これに対応した施行令第5条で、1日5トン以上の施設は要許可の規定というのがあると。これについては知っておられましたでしょうか。ちょっと読みましょうか。

○嘉村副市長 いや、結構です。この19日の報告書にありますように、5トン以上の性能のあるものについては、施設であるか否かはグレーゾーンであると。ですから、トロンメルについては、要するにスケルトン等については、5トン以上については県は判断をしていないというものであります。したがって、5トンというのは承知の上で、これまでどおり県は判断をされないものと思っておりました。

というのは、19日の報告書にありますように、多くの工事現場でたくさん使われてい

て……。

○伊藤委員長 副市長、ちょっと質疑にきちんと答えてください。施行令第5条に「法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上）のごみ処理施設とする」と、こういう文言がありますが、これを御存じだったかどうか、これを答えてください。

○嘉村副市長 はい。10月19日の報告を聞きまして、5トン以上は該当すると、基本的にはです。判断するかしないかは、それは県の判断であると。

○伊藤委員長 県の判断を聞いているんじゃないくて、この施行令を市として認識していたかということを聞いていますので、していたかどうかを。

○嘉村副市長 5トン以上については、そういう基準があるということは報告をここで聞いております。

○伊藤委員長 はい、わかりました。

次に、10月30日でございますが、健康福祉センターの設置許可不要との回答があった。県廃棄物・リサイクル対策課にこれを確認したと。これは3月25日の御答弁の中にごさいました。この不要の回答をさらに県廃棄物・リサイクル対策課に確認したという行為についてですが、これは設置許可不要と解釈したことに不安があったからか、もしくはそれ以外に何か理由があって再度確認されたのか、これについてお答えください。

○嘉村副市長 はい。今委員長さんから御指摘がありましたように、5トン以上の処理能力があればといったところに大変不安を感じておりました。したがって、10月30日に改めて確認をいただくというところで、この文書にありますように、書面でもって確認にお伺いしたところであります。

しかしながら、この文書については、要するに受け取ることができないというところでありまして、その日の午後でございますが、この報告書に書いてありますように、県の、これは文書を環境保健所に持っていったんです。しかしながら、当日、後刻、本課から電話があって、文書での回答は難しいので、提出は控えてもらえないかという電話があったところでありまして。したがって、この時点での明快な県の御指導はいただけなかったといったものであります。

○伊藤委員長 確認いたしますけれども、そのことを県に確認されたのは市のどなたで、県のどなたに確認されましたか。その方法は電話だったか訪問だったか、これについてお答えください。

○嘉村副市長 はい。報告書を10月30日付でつけておりますように、市につきまして

はクリーンセンターの所長が直接行ったというふうに聞いております。

○伊藤委員長 訪問ということでよろしいですか。

○嘉村副市長 これは訪問です。ここに書いてありますように、県の出先機関である山口県防府健康福祉センター保健環境部へ文書を持参して依頼しましたというふうに書いてあるとおり、吉村がその文書を持参してお願いしております。

そして、次のページをお願いします。対応職員については、防府の健康福祉センターについては、その職員が面談をしていただけたと。そして、その日の後刻電話対応ということで、県の担当者から電話をいただいたという報告を受けております。

○伊藤委員長 確認いたしますが、クリーンセンターの吉村所長が防府健康福祉センター保健環境部を訪問したと。西村さん、末吉さんと直接面談をしたと。その後、回答について、県廃棄物・リサイクル対策課の元永さんから電話で回答があったと。そういうことでよろしいですか。

○嘉村副市長 と報告を聞いております。

○伊藤委員長 はい、わかりました。

県の発表によりますと、市に10月16日、11月2日にわたって具体的処理計画の提出を求めたということであります。具体的な処理計画は、県に何月何日、また、県のどちらに市としては渡したのか、このことについてお答えください。

○嘉村副市長 先ほどもお答えいたしましたように、10月16日には具体的な処理計画を云々という段階まではいっておりません。と申しますのは、我々もまだ、どのようにすればいいのかというのが10月16日の段階であります。したがって、どのような方法で処理したらいいのかということ、基本的なことと処理方針について県の御指導を仰ぎに行ったというものが10月16日でございます。

具体的な申請につきましては、12月11日でございますが、資料のちょっとページ数がわかりませんが、災害査定の前ヒアリングといったものが12月11日ございました。この中で、1日の処理量を何トンにして、こういう処理計画でいきたいといったものについて、これは県の本課のほうにお伺いして事前に御説明を申し上げ、そして12月18日、これ資料もちょっとページ数がわかりませんが、多分ついておりますけれども、申請のほうに入っていると思うんですが。附せんの終わりから2枚目の頭をお願いします。大きな附せんの終わりから2枚目、2段目のくだりをお願いします。防ク第423号で、環境大臣あての申請でありますけれども、ここで、これは県への事前ヒアリングの書類であります。この中で、処理方法について、県の担当者に御説明を申し上げました。そして、本申請は12月18日でありますけれども、この結果を受けて、12月15日、資料がありま

すように、庁内で最終方針を決定したところでありまして、それを受けて、その次の12月17日の伺、そして12月18日の申請がありますように、12月18日に県に災害廃棄物処理事業の報告について申請をいたしております。これはその次のくだりであります。

そして、この中に資料はございませんけれども、12月21日にはスケルトンを使うことについて、災害査定までに詳細資料を準備するようという指示をいただいております。そして1月13日にこれが国から来られた災害査定、あるいは中国の財務局から来られた査定の申請処理でございまして、県にはそのとき同席をされていらっしゃいます。

以上であります。

○伊藤委員長 確認いたしますが、県の発表によりますと10月16日に具体的処理計画提出を市に求めたということですが、市としては求められたと認識してないということであり、処理計画を提出したのは12月11日の事前ヒアリング、このときであると。こういうことでよろしいですか。

○嘉村副市長 はい、間違いありません。

○伊藤委員長 では、次にまいります。この間、庁内プロジェクト会議、また入札審査会へ、スケルトンと手作業、4カ所分離発注の方針を決定、このような答弁を3月25日にされておられます。この庁内のプロジェクト会議、これはどのようなメンバーでどのような役割、また位置づけにあるのかお答えください。

○嘉村副市長 災害対策本部の中でこの災害については繰り返し協議をしてまいりました。そして、それが復興本部にかわりましてもその協議は断続的に続けております。したがって、このごみ処理、ごみまじりの土砂処理につきましては、主に総務部、財務部、生活環境部、土木都市建設部、産業振興部の部長あるいは担当者、だから災害対策本部の場合については、とりあえず集まれる人というスタートから始まりまして、主にごみまじりの土砂の処分につきましては、その災害対策本部の中の5つの部が主に携わったものであります。

なお、入札審査会というものがございましてけれども、これは8人の委員がおります。が、これは入札審査会については、当日の議題について審議するものであります。その審議が終わった後、入札審査会のメンバーでこの件についてどのように入札したらいいのかといったことについては、これも頻繁にといたしますか、協議を続けてきたところであります。

○伊藤委員長 庁内プロジェクト会議というのは、正式な組織ではないということでしょうか。メンバーも固定されていないと、こういうことでよろしいですか。

○嘉村副市長 原則は5部長に入っていただいているのが大原則であります、その中には課長も入りますし、担当者も入りますし、いわゆる正式にプロジェクトチームというように伺をとって、何のだれべえがそのプロジェクトチームの参加メンバーだとか、そういったものの伺はありません。が、災害対策本部の中で、あるいは復興本部の中で、そういう対応策の必要性が生じたときには、繰り返しその必要性に応じて集まっていたというものでございます。

○土井委員 委員長さんからの質問は、スケルトンにしてもろうて、スケルトンというのは骨格ですが、主要な部分だけの質問で、あとは委員に自由に質問させたほうがいいんじゃないですか。12時まで、12時じゃとても終わりませんよね。

○伊藤委員長 そうなると思っていました。でも、このままいきます。

次に、第3番目の調査事件でございますが、契約に至る経緯についての質問に入ります。

みなし許可について、当初、計画のスケルトンでも、変更計画のスクリーンでも、どちらでもオーケーなのか、このみなし許可というのは。また、産廃処理業者にはみなし許可の適用は考えられなかったか、この2点についてお答えください。まずはみなし許可が当初計画のスケルトンでもスクリーンでもどちらでも変更されたわけですが、どちらでもこのみなし許可というのはオーケーなのか、これについて教えてください。

○嘉村副市長 1月26日に県のほうからうちの生活環境部長のほうに、スケルトンを使っても、これは県の設置許可が要るんですよということがありまして、そして2月2日に県にお伺いしに行ったわけです。じゃあ、どうすればいいのか、というふうにお伺いしました。そして2月5日に、設置許可がないとできんですねと言ったときに、一方では県の許可があるんかいのうという疑問にぶち当たったわけでございます。したがって、2月5日の会議では、市の一般廃棄物処理業の許可があったとしても、スケルトンとかトンネルというのは県の設置許可が必要じゃないかというところで、県に照会を出しましたのが、ここに文書をつけておるとおりであります。

○伊藤委員長 いや、副市長、みなし許可がスケルトンでこれはみなされたというふうに資料から判断できるんですが、スクリーンでもこのみなし許可というのがオーケーだと考えておられたのかどうかをお答えください。

○嘉村副市長 そこがわからなかったもので、市長名でもって、2月5日の協議でわからなかったもので、2月9日付の県への照会文書に書いてあるとおりです。2月9日付、防ク第35号でございますけれども、一般廃棄物の処理施設について、ロータリースクリーン・スケルトンバケットが処理施設に該当し許可を必要とするのかを云々でございまして、一番最後のあたり「つきましては、既にロータリースクリーン、スケルトンバケットで許可

している業者につきまして、改めて処理施設の許可を受けなければならないか、又は、許可期間中は施設の設置許可不要であるかを御回答願いたい」というところであります。答は2月10日付のものであります。

○伊藤委員長 少なくとも副市長は、スクリーンでもみなし許可があるんだというふうに認識されておったということですね。（発言する者あり）ロータリースクリーンになっていますね、ここは。最終的に契約したときのスクリーンとは違いますよね。

○嘉村副市長 照会しましたのは、ここに書いてあるとおりロータリースクリーン・スケルトンバケットで許可を受けているものについてはどうですかという照会をいたしたものであります。

○伊藤委員長 最終的に市としては、契約した時点でのスクリーンとしてはみなし許可施設と判断しているんですか、市としては。

○嘉村副市長 これはもう具体的な協議が入って、できるのかできないのか。うちはどういう……。

○伊藤委員長 イエスかノーかで答えていただけますか。判断したのかどうかを教えてください。みなし許可、契約したときのスクリーンはみなし許可施設だと市としては判断したのかどうか。

○嘉村副市長 契約は3月十何日でございます。

○伊藤委員長 ですから、そのときは。

○嘉村副市長 これは2月……。

○伊藤委員長 ですから、いや、あのね、契約したときのものと違うわけですよ、ここのお聞きした、県に聞いて回答を得ているものが。

○嘉村副市長 だから、これは2月10日付の照会ですよ。

○伊藤委員長 だから聞いているんですよ。だから、契約時のスクリーンというのは別個のものですよね。このロータリースクリーンとは。市が選んだスクリーンというのは。これは、これもみなし施設と、契約時には市は判断したんですか。

○嘉村副市長 いえいえ。これは要するにみなし施設として前提で交渉に入りました。その中で……。

○伊藤委員長 いや、契約時のことを聞いている。

○嘉村副市長 契約時に、じゃあこれでやりながら、業者と交渉する中で、さらに大きな何とかスクリーンとかいう（発言する者あり）、自走式スクリーンでやればさらに効果上がるという交渉の中でありましたので、じゃあ、それを使うことによって効率が上がるならば、あるいは単価が下がるのであれば、それは交渉していいよということ……。

○伊藤委員長 みなし許可施設と判断したかどうかと聞いているから、それを教えてください。どちらか。

○嘉村副市長 みなし許可ではありません。それは、新たにとりますよと、そういうのでやれば新たに許可をとったら安くなりますということでもあります。

○伊藤委員長 それは、契約した後に新たに設置許可をとるという考えなわけですね。

○嘉村副市長 そうです。

○伊藤委員長 そのときにはそのみなし等は判断していなかった。

○嘉村副市長 それは判断しておりません。

○伊藤委員長 2月15日の入札審査会でございますが、処理業の許可業者と交渉に入ることを決定というふうに3月25日に答弁しておられます。入札審査会では、これは会長のリードで進められたのか、あるいは各委員の意見をお聞きになったのか。もしそうであれば、各委員の意見はどうだったか。生活環境部長、クリーンセンター所長の意見はいかがだったのか。このことについてお答えください。

○嘉村副市長 はい。2月15日は、2月5日の入札審査会のメンバーによる協議をいたしております。ここが大変防府市としては重要なことを協議いたしております。そこで、少し説明が長くなりますけれども、2月5日に協議した内容を申し上げます。少し長くなって申しわけありません。

2月5日は、入札審査会を8時半から9時半まで実施いたしました。その後、入札審査会のメンバーによりまして審査事項が終わりましたので、このごみ分別処理、ごみの土砂云々について協議に入りました。9時半からはクリーンセンターと一緒に同席しております。

ここで大変市の方針決定で大きな変更をいたしております。それまでは、これまでの基本的な考え方につきましては、一貫して、繰越を出さないという方針であったこと、あるいは仮置き場の土地については、いずれも早く土砂を撤去せにゃいけんねという立場でありました。それから、未契約というのが出てくると思うんですけれども、皆さんの思いとして、未契約という繰越については、行政マンといたしましては、財政法上の趣旨からして、財政規律を保つ必要があります。したがって、未契約繰越をしないことが我々の責務であるというふうに考えております。

それから、補助金適正化法では、交付決定がされると、その補助事業者には事業の遂行事務が生じてきます。現実にもその内示の段階で事業に着手をすることが行われておりまして、そのことからいたしますと、限度額通知、いわゆる内示に相当するものでありますけれども、これをいただきますと、我々は3月の末までに契約をするということが必須要

件と考えております。

それから、環境省から内示をいただきました。したがって、年度内に契約するのが我々の義務であり責務であるというふうに認識をいたしております。加えて、昨年7月の災害を未契約で繰り越すということは、我々の不作為になるんじゃないかというふうに懸念をいたしております。

それから、5日の協議ですけれども、未契約に対して我々の認識等々でございますけれども、環境省が8月に——環境省が来られたのは2回しかないんですけれども、8月に来られたときの担当職員からは、この補助金が仮にいつたとしても、年度内完工が条件ですよといったことをお聞きしております。そして、1月の災害査定時におきましては、繰越については出さないでいただきたいという御意向をお聞きしまして、繰越については市からの相談はでき得なかったものであります。

また、県のほうでございますけれども、一貫して未契約を出さないという前提で指導されていたというふうに思っておりますし、2月2日の協議におきまして、1カ月程度で許可を出すということは、3月末での契約を前提にされているんじゃないかなというふうに思いました。

そして、庁内の見解でありますけれども、このメンバーですけれども、土木都市建設部が、これは国交省関係の担当をしておりますけれども、そもそも内示を受けると、これは限度額通知を受けると未契約で繰り越すことはあり得んじゃないかというふうに言っておりますし、産業振興部も、災害の査定がおくれたというところで、繰越についての可能性を県、あるいは県を通じて農政局にもお尋ねをしたけれども、できないと言われております。また、財務部も2月5日の会議も含めまして、未契約になると補助金が見つからない可能性があるよと。その負担である特別交付税の算入が決まらなくなると、補助金と交付税で約2億円ぐらい財源がなくなるんじゃないかという指摘も受けております。したがって、2月5日の入札審査会のメンバーによる結論は、未契約繰越をしないというのが全員一致の意見でありました。

また、2月5日に協議いたしましたのは、県の2月2日の協議の内容であります。廃棄物処理施設の設置許可を取得することを条件に入札されたらどうですか、ということをお尋ねをいただいております。これについては、許可をとることを条件にということは、入札においては通常考えられないことであります。私はそのとき、たればの世界ですというふうに言いました。本来の入札制度の本質に反するやり方であるため、2月5日の入札審査会のメンバーでは、これは採用できないねという結論に達したところであります。

それから、あわせて県の回答書に、設置許可については契約を行うまでに設置許可を受ける必要があるというふうに指導を受けております。これは書面で指導を受けております。これにつきましては、入札審査会のメンバーの中では、これまで県は、設置許可を受けるまでには長期間要するというふうに表現されておりましたが、2月2日の協議で初めて1カ月程度までに短縮することができるという御見解でございましたけれども、仮に1カ月程度というふうにされたといたしましても、防府市の受注希望型の募集をするまでの期間、あるいはこれまで県が御指導いただきました、通称で申しわけないんですけれども、環境アセス書をつくる期間、あるいはそれらが整って申請して1カ月ということになりますと、入札審査会のメンバーでは、事実上3月末までに取得するかあるいは契約できるか非常に疑問でありまして、非常にリスクが大きいという結論に至ったわけでございます。

そして、国の査定を受けまして、未契約で繰り越すと補助金を受けられないこととなります。确实の方法ではないねといったことも議論されました。したがって、入札審査会のメンバーでは、これまでの方針でありました4カ所に仮置きしてある場所ごとに、だから4工区に分けてスケルトンプラス手作業、1月13日の申請もスケルトンプラス手作業で工事を4カ所に分けて発注しようというふうにしていたわけですが、これでは、だから工事をここで防府市の建設工事等登録業者のほうに業務委託を発注しようとしていたのが2月26日までです。そして、それが県の御指導等々によりまして、条件に入札をされたらとか、今言いましたところでほぼできなくなったねという認識に至ったわけでありまして。これは2月5日の入札審査会のメンバーによる前段の協議であります。

そこで、クリーンセンターに加わっていただきました、一般廃棄物処理施設を有している処理業者があるかというふうにクリーンに言いましたら、市の一般……。

○伊藤委員長 副市長、お聞きしたことだけ答えていただけますでしょうか。2月15日の入札審査会、会長のリードで進められましたか。いかがですか。

○嘉村副市長 この2月5日の申し合わせをもって、途中説明もしたいところですが……。

○伊藤委員長 いや、説明は要りません。リードで進められたか否か、これについてお答えください。

○嘉村副市長 はい。2月15日には2月5日の結論をもってメンバーの一部の方に確認をとりました。

○伊藤委員長 意見は出ましたか、ほかの委員から。

○嘉村副市長 いえ、2月5日の結論に沿って確認をとったというものであります。

○伊藤委員長 2月15日には各委員からの意見は出なかったということですね。

○嘉村副市長 いえ、2月5日の結論をもって……。

- 伊藤委員長 いや、2月5日のことは聞いてないんです。2月15日の入札審査会では意見は出なかったということですか。
- 嘉村副市長 2月5日の審査会のメンバーによるのは、2月5日に決めたことについて県から返事が来たよと。2月5日どおりに進めますよという確認をいただいたものであります。
- 伊藤委員長 意見は出たんですか出なかったんですか、他の委員からは。
- 嘉村副市長 2月5日の方針の確認をしていただいたというものです。
- 伊藤委員長 じゃあ、出なかったんですね。
- 嘉村副市長 何度も申しますけど、2月5日に……。
- 伊藤委員長 なぜ答えられないんですか。
- 嘉村副市長 いや、2月5日に……。
- 伊藤委員長 2月15日に出たか出なかったかを聞いているんです。出なければ出ない、出たら出たでいい。
- 嘉村副市長 いや、庁議の後に、2月15日に月曜日だったと思うんですよ。庁議の後に、2月5日に協議したことについて県からの回答が得られたと。それで進みますよ、いいですかということだけを私は申し上げました。
- 伊藤委員長 ということは、これはもしかして入札審査会ではなかったんですか。庁議の後の場で確認したということですか。
- 嘉村副市長 2月5日のときも説明しましたが、入札審査会は、いわゆる入札検査室が所管しております。工事について具体的な案件について、こういうので入札してもいいかという案件を審査するわけです。
- 伊藤委員長 副市長、お聞きしたことに答えていただければ。入札審査会だったんですか。2月15日は。
- 嘉村副市長 いえ、だから2月5日も入札……。
- 伊藤委員長 いや、2月15日について聞いています。いいですか。2月15日の庁議の後、行われたのは、庁議の後、その場でお話しされたのか、それとも入札審査会が開催されたのか、どちらですか。
- 嘉村副市長 先ほど説明しましたように、2月5日の協議も入札審査会……。
- 伊藤委員長 なぜ答えられないんですか。2月15日、入札審査会は開催されましたか、されていませんか、どちらですか。
- 嘉村副市長 入札審査会のメンバーに確認をとりました。
- 伊藤委員長 じゃあ、開催されていないということですね。

○嘉村副市長 メンバーにきちんと確認をとったところであります。

○伊藤委員長 いや、要は3月25日の答弁で「庁議の後、臨時の入札審査会におきまして」ということをおっしゃっているんで、これは皆さんが入札審査会だと認識されていたんですよ。わかりました。

次に、3月25日のまた答弁ですが、1億円ほどの前金払、これを行ったということがありますが、まず、具体的なこの前払い金の金額を教えてください。

○嘉村副市長 前払い金についての決裁をいたしました。私の記憶では1億円を限度にというふうに記憶をいたしております。

○伊藤委員長 設計委託とか清掃委託の場合、通常どのくらい前払い金を支払っておられますか。

○嘉村副市長 清掃委託の場合は、年間を通じてやる場合にありましては、通常四半期に分けて、まずは4分の1に分けて、そして第1・四半期を多くすると。通常の業務委託です。いわゆる1年間の業務委託については、まずは4分の1にして、そして年度初めにお金が必要ということで、そして第1・四半期を多くいたします。したがって、3分の1程度になるのではないかなというふうに理解をいたしております。

○伊藤委員長 3億円の請負工事の場合、通常前金払、部分払い、完全払いのシステムはどのようになっていますか。今回の契約ではどのようになっていますか。

○嘉村副市長 請負工事については、前金払については私は詳しくは存じておりませんが、通常の職員からは4割程度というふうに聞いております。これは詳しくは存じておりませんが、4割程度というふうに聞いております。

○伊藤委員長 はい、わかりました。

次の質問です。議決に付さない、今回の契約について議決に付さなかった理由であります。これは本来市が行うべき一廃の処理を業務委託するのだから、工事ではないと判断したと答弁がございました。業務委託であるから工事請負でないと判断したのか、または、業務の内容が工事ではないと判断したのか、どちらでしょうか。

○嘉村副市長 ちょっと趣旨がわからないんですけど。

○伊藤委員長 要は、委託しているわけですね。委託費。業務委託であるから工事請負ではないと。工事請負ではないから議決に付さないという判断をしたのか、それともそういう費目ではなく、業務の内容が工事ではないと判断したのか、どちらですか。

○嘉村副市長 そもそも本来、市が行う一般廃棄物の分別作業については、これまでもずっと一貫して委託料であります。

○伊藤委員長 委託料だから議決が要らないというふうに判断したということによろしい

ですか。

○嘉村副市長 その前に、委託料であると、業務委託という判断であります。

○伊藤委員長 業務委託であるから工事請負ではないという判断でよろしいんですね。

○嘉村副市長 無論、工事請負費には当たらないというふうに思います。

○伊藤委員長 次の質問ですが、受託業者が廃掃法6条の2の2、これを受けた施行令第4条の委託の基準に合致すると判断した具体的な根拠を示してください。

○嘉村副市長 ちょっと廃掃法の逐条の詳しいところは私は存じておりません。

○伊藤委員長 これは後ほかの委員さんにお任せしましょう。

じゃ、次の質問ですが、請負業者について「技術者の配置、環境アセス、資格等業務遂行能力ありや、分別機械をどの程度持っているか等の詳細調査や近年の工事实績、これについては調査をしていない」と答弁がございました。また、従業員は市内の事務所に2名、ランクはDクラスであるということでありました。この中から交渉は難航に難航をしたが、担当者から「大丈夫、責任を持って実行できる」と報告を受け、契約することにした。このような答弁がございました。

また、交渉は、経営事項審査内容、これが県の審査を受けており、それをもとに市の登録を受けているという答弁がございましたが、これを随意契約するか否かの判断材料には使用したか。つまり経営事項審査、これを随契の判断材料に使用したかどうか、まずはこれを答えてください。

○嘉村副市長 2月5日に入札指名審査会のメンバーで協議いたしました。前段で、防府市の建設業登録業者で競争入札に付すということはあきらめざるを得ないねという前段で結論に至ったわけでございます。したがって、次に出てきたのがいわゆる一般廃棄物処理業による委託であります。

○伊藤委員長 副市長、お願いしますので……。

○嘉村副市長 で、したがって……。

○伊藤委員長 お聞きしている事項にお答えください。

まず、随意契約を行うにあたり、経営事項審査の内容、これを判断材料として使用しましたか。どうですか。

○嘉村副市長 はい。したがって、防府市の指名登録業者等への発注ではなくて、一般廃棄物処理業の許可への発注ということですから、経営審査事項等とはまた別のものと思っております。

○伊藤委員長 使用しなかったということよろしいですね。よろしいですか。

○嘉村副市長 何度も申しますように……。

○伊藤委員長 いや、使用したかしなかったかどちらか答えてください。使用しなかったということによろしいですね。

○嘉村副市長 ですから、一般廃棄物の処理業への委託ですよ。

○伊藤委員長 わかっています。ですから、使用したのかしなかったのかと。

○嘉村副市長 いや、だから防府市の建設等登録業者への云々ではないんですよ。

○伊藤委員長 ですから、しなかったんですね。それを理由に。

○嘉村副市長 全然全く尺度が違うものと思っています。

○伊藤委員長 いや、ですからしなかったんですね。

○嘉村副市長 いや、なぜ必要なのかよくわからないんですが。

○伊藤委員長 いや、ですからしなかったんでしょう。必要ないから。そう答えればいいじゃないですか。経営事項審査は使用しなかったと。これによろしいですね。

○嘉村副市長 ちょっと質問の趣旨がよくわからんのですけれども……。

○伊藤委員長 結構です。必要ないと思っているものを使用するわけないんで、使用しなかったというふうに判断をいたしましょう。

それでは、クリーンセンター所長と補佐がこの業者との交渉について担当したというふうに答弁をされていますけれども、両名からお話を伺う中で、何をもって本件の請負委託について完工できるというふうに判断したのか。またどのような確認をしたのか、この具体的根拠というものがございませうか。

○嘉村副市長 15日でゴーサインを出しまして、それからできるか否かについてから協議を始めました。その中で、最終的に判断いたしましたのは、いわゆる機械等も従来のものに加えて新たな機械も導入すると。それをもってすればきちんとできるというふうに報告を受けております。また、人のほうについても、新たに手配するというふうに報告を受けております。

また、それに当たっての資金面でありますけれども、それについても、ほかの業務委託と同じように、あるいは工事請負等に準拠してある程度の資金が確保できれば、その3つがそろえばできるというふうに報告を受けましたので、大丈夫と、あわせて大丈夫だという報告を受けましたので、じゃあというふうにして私は判断をいたしました。

○伊藤委員長 資金面のところをもう一度お答え願えますか。

○嘉村副市長 資金面は、今言いましたように、工事請負等の——これは工事請負費ではありませんけれども——工事請負等のルール等に従って、あるいはこれは庁内で出たんですが、通常の業務委託、年間等の委託で、先ほど言いましたように、4分の1に分けて、いわゆる第1・四半期に多く、3分の1払う程度というように通常にやっておりますので、

そういう資金等があればできるというふうに判断をいたしました。

○伊藤委員長 資金面の根拠は、前払い金だったということですね、じゃあ。

○嘉村副市長 工事請負等の例に倣ってです。

○伊藤委員長 先ほど、経営審査事項は工事請負、工事じゃないから関係ないとおっしゃいましたが、この場合は工事請負に倣われた。

○嘉村副市長 準拠してということですよ。準拠して、ほかの施設……。

○伊藤委員長 とにかくこの資金面の根拠としては、この前払い金が根拠となったということによろしいですか。

○嘉村副市長 いや、何度もいいますけれども、業務委託においても、先ほど御説明申し上げましたように、4分の1に割って、しかし、それでは足りないから第1・四半期にあわせて3分の1程度払っているとそういう実績もあります。その2つを合わせたものであります。

○伊藤委員長 農地の土砂についてでございますが、これは一廃であり、農地災害復旧工事については、先ほどの3種類に仕分けをすると、大久保に運んで仕分けするというものであります。その他地区、現場においてまた人力で可燃ごみ、破碎ごみ、処分ごみの3種類の分別し、それぞれクリーンセンター大久保に搬入する。こういった答弁もありましたけれども、一廃であれば運搬処理は市の責務であります、当然委託料で処理すべきであります。これらについて工事請負費になってはいませんか。どうですか。

○嘉村副市長 ちょっとその解釈の飛躍にはちょっと疑問があるんですけども、先ほど県から2月10日付に改めてございましたように、それ以前も国交省の災害復旧についても応急が終われば工事だと、農水省も応急が終われば工事だというふうに我々は理解しております。それでのおおの省庁は応急が終われば工事で復旧しなさいという指導を受けているものであります。

○伊藤委員長 近々2年間に行われた随意契約、どのようなものがございましたでしょうか。

○嘉村副市長 今手元に資料は今ございませんが、調べよというのであれば、改めて調べてまいります。

○伊藤委員長 今回の契約において、財務規則第112条第7項の規定、これを使って契約保証金の免除、これがされているようでありますが、この規定にある市長が特に認めるというものでありますが、この市長が特別に認めた根拠というのは何ですか。

○嘉村副市長 財務規則を今おっしゃったと思うんですけども、1号から6号までに当てはまらなかったから7号に当てはめたといったものであります。

○伊藤委員長 最後の5番目の事件に対する質疑を行います。

補助金の繰越についてであります。これは直接国に照会しなかった。相談しなかった（「4番目」と呼ぶ者あり）すいません。4番目です。しなかったというこれはなぜか。それから、国に相談しないようにと言った発言がありましたけども、これは県のどこの課で担当者はどなたが言われたのか、これについてお答えください。

○嘉村副市長 これ平成17年の2月18日付で県の生活環境部から通知が出ております。これについては、災害についての役割分担が書いてありまして、(1)、市町村は災害廃棄物の処理をなさいと、役割分担ですね。(2)、県は被災市町への指導、国との連絡調整という役割が明記してあります。また具体的には、産業廃棄物処理に関する技術的な援助については、これは県が行うというふうに明記してあります。我々とすれば環境省に直接やるということは、環境省の方が防府に来られるか、あるいは災害査定で来られるかとき以外は、これを越えて我々が環境省に直接問い合わせをするということはありません。というふうに理解をいたしております。

○伊藤委員長 わかりました。県から国に相談しちゃいけないよと、何とか言われる以前に、国に直接聞くことがあり得ないということですね。言われようが言われまいが、市としては。

○嘉村副市長 要するに、役割分担の中でそうなっておりますし、今回についてもすべて県を通してやっておりますし、県の言われることはすなわち環境省の言われることではないかなと、自治事務で県に法律上ゆだねられているところ除けば、全部県の言うことイコール国のおっしゃることというふうに認識をいたしております。

○木村委員 今言われている平成17年2月何日付。

○嘉村副市長 2月、ちょっと資料を取り寄せたんですか、2月18日付。

○木村委員 それは国からどこへの……

○嘉村副市長 いえ、違います。平16廃り対策第1040号、これは県の生活環境部長から各市町村長に通知が来ております。これは平成17年2月18日付でこういう書類が過去に来ていたというものであります。

○木村委員 はい、わかりました。

○伊藤委員長 未契約繰越について、また22年度国庫補助への変更、振りかえというか、これについて我々の中には十分可能性はあると認識しているものがあるんですが、この可能性について市内部での検討はありましたか、また実際にこれが可能かどうか、認識しておられればお答えください。

○嘉村副市長 先ほども少し申し上げましたけれども、土木都市建設部は、これは今回の

災害、早くに対応いたしましたけれども、未契約繰越はそもそもあり得ないという認識であります。

それから、産業振興部は査定がおくれたので、未契約での繰越をしたいという意向を県等にもお伝えしましたが、だめだということでありました。

それから、財務部のほうも先ほど言いましたように、未契約になると補助金が少なくなる恐れがあると、そうすると補助金とその裏負担である市費の特別交付税の算入ができなくなるということで、合わせると2億円ぐらい財源がなくなるのではないかなという財務部の見解でありまして、5つの部とも、これは入札審査会のメンバーを兼ねておりますけれども、未契約を絶対に出さないというのが我々の方針であります。

○伊藤委員長 はい、わかりました。

以上、私からの代表質問で（「5番目は」と呼ぶ者あり）5番目は副市長に対するものはないと判断いたしましたので、各委員からどうしてもこれを副市長に聞かなければということであればお聞きください。私の判断では部長以下にお聞きする事項だと判断をいたしております。

それでは各委員よりの質疑をお願いいたします。

○土井委員 全部やってもあれですから、まず1つ、2つお伺いしますが、未契約繰越はあり得ないという今新しい分かりますが、今手元に3月31日までの入札結果一覧というの持っとるんですが、その中で3月23日に真尾農地外災害復旧工事、これが入札中止、3月24日に梶野頭首工の災害復旧工事、これも農業農村課ですが、これが入札不調、3月19日に田の口農地外災害復旧工事が入札不調、これが3月末までなんです。ということはこの3本は3月31日までに入札不調で未契約になっているのではなかろうかと思いますが、これについては国庫補助金は来ないというふうに判断していいのかどうかお尋ねします。

○嘉村副市長 農水省については、箇所と内示の限度額がきます。したがって、そういうトラブル等々も起きておりますが、補助金の限度額の中でやるということで、そもそも入札不調になったものについては、施越し工事であると、最初から国の財源はついていなかったという構想等をいたしておりまして、現実には未契約はなかったという交渉等々をいたしておるといったものであります。

○土井委員 あんまりよくわからない答弁ですけども、環境省だって同じなんです。大蔵省にも問い合わせましたが、ちゃんとことしの1月にはインターネットでもとれるような未契約繰越についてという手続きの仕方とかというのも十分あるんで、一から十まで県の指導を仰ぎながらとこういうふうにおっしゃるならば、なんで許可が要るんか、許可が

要るんかというのは執拗に県に聞いておられますが、これだけはさらっとこういうのは非常に理解できませんし、それは市長もいつか言われた職員のレベルが下がってるんかなあと思います。全く普通に未契約繰越というふうな制度はあるということを申し上げたいと思います。

それから、これ大事なことなんです、ロータリースクリーンから自走式スクリーンへ、要するに、2月24日の時点で交渉相手の業者から申し出があったと、そこでそのほうが安いからどうのこうのということでしたが、先ほど委員長が質問されたときも明快な答弁があったかなかったかちょっとわからないんですが、要するに、ロータリースクリーンから、ロータリースクリーンはみなし規定で許可とってるんですね。みなし許可の許可をとってるわけですが、自走式スクリーンについては、先ほどの質問と繰り返すようになりますが、みなし許可でもってオッケーにはならないと、新たに許可をとるべきであると、全く性質が違うものであるというふうに解釈しておりますが、それで間違いございませんか。

○嘉村副市長 はい、ありません。

○土井委員 すいません。だとするならば、県は市の照会に対する回答で、入札時には許可を持ってなくても、契約時には許可を持っておればオッケーだという答弁をいたしておりますが、3月12日に契約をしたときにはこの業者は自走式スクリーンについて、許可をとってましたか。

○嘉村副市長 3月12日付ではとっておりません。従来どおりの機械というふうに聞いております。

○土井委員 そういうことなんです。ということは、先ほどこれは県はどこの書類を見てもないんですけど、市のほうはそういうふうに理解しとるんかもしれませんが、まず、契約をして、そして許可をとらしたらどうかと、それについては大変リスクが多いねというてエスケープしておられるんですよ。エスケープしとってんです。ところがこの業者に対しては、全く許可もとってない、とれる保証もないという段階で契約したと。県の指導では、少なくとも入札のときにはとっとらんでも、解除条件的に契約時にはとってきなさいよととるんですが、これは要するに違法行為ではないかという、要するに、無許可業者と契約をしたいというふうに判断をせざるを得ませんが、これに対する答弁をお願いします。

○嘉村副市長 従来の廃棄物処理施設でもってきちんと工事ができると、そこはその廃棄物処理ができるという前提のもとにやっております。ほかの業の方については、許可施設そのものが全くなかったといったものであります。

○土井委員 いや、それは違うんですよ。それはもう詭弁という形になるんですけど。じ

ゃあ、この自走式スクリーンはいつ申請したか御存じですか、許可申請を。許可は4月の8日におりているようですが、申請はいつしたか御存じですか。

○嘉村副市長 私の段階では存じておりません。

○土井委員 じゃあ、部長に聞きましょう。それは全く僕は説明が不十分だというふうに思いますよ。要するに、とんでもない小さいものでもって大きなお化けみたいなものも、オッケー、オッケーというのはおかしいと思いますが。

次に、その国庫補助申請はロータリースクリーン、あるいはスケルトンでとっとるわけですが、これの変更補助申請というのはしておられるんですか。

○嘉村副市長 申請書そのものについては私のとこまで決裁は上がってきておりません。

○土井委員 ということは、副市長さんの段階では変更補助申請をしているかどうかというのはわからないということですね。

○嘉村副市長 中身については、私の段階ではよく承知しておりません。

○土井委員 続いて、契約保証金の免除ですけれども、地方自治法施行令の第167条の16で、契約保証金は実は義務づけられてるんですよ。契約保証金の免除ができる場合は、過去、同様の仕事をして一つも間違いがなかったとか、非常に金額が軽微であるとかというふうに決められておるわけです。

ここで提出された証拠書類を見ますと、3,000万円も金は払えんと、信用保証協会も保証してくれんと、へんならしょうがないねというような非常に安易な判断でもって契約保証金の免除をしておりますが、それはイコール自治法施行令の167の16に違反しているというふうに判断せざるを得ませんが、そのことに対して答弁をお願いします。

○嘉村副市長 免除については私のところにも相談がありました。原則は、保証協会の保証書をとるように言いましたが、これは対象にならないということでだめであったというふうに聞いております。

それから、なぜ免除したかというところではありますが、契約保証金は、担保をとるために契約保証金等々をとりなさいというふうに明記してあると承知しております。したがって、それがとれなければどんな方法があるのかというところになりまして、財務規則の条項が6号ぐらいあったと思うんですけれども、7号しかないねというところで、万やむを得ずその条項を適用したというふうに記憶いたしております。

○土井委員 7号しかないねというのは、契約保証金をどうして免除するかということが最初であって、そのために無理して探しとるんで、自治法の施行令の今言いました167条の16では、よほどのことがない限り免除しちゃいけないんですよ。そこでお尋ねしますが、この件については、弁護士なんかに相談をされましたか。

○嘉村副市長 弁護士に相談した記憶はありません。庁内できちんと協議して決めてこいというふうに言っております。

○土井委員 もし不都合があったときの責任はどうとられますか。誰がどうとられますか。

○嘉村副市長 今までの処理とか何とかは、すべて私の段階で、いろんな合議制ではありますがけれども、すべて合議制であります、私の段階で、じゃあこういうふうにしましょうねといったものについて、私の段階で決めております。

○土井委員 決めた責任というのは、金銭的な責任も含めてなんですけれども、市民に対してはそれが完成できるかできないかというのは大変な責務を負うんですよ、契約をした場合には。だとするならば責任者は上から順番に、少なくとも3億円に至るまで、自分の不動産等々と貯金も含めてかもしれないかもしれませんが、抵当権設定なり、質権設定をすべてするぐらいのことがないと、市民に対して約束は果たせないと思いますが、その点についてはいかがですか。

○嘉村副市長 そこまでの考えに至ったことはありません。

○土井委員 もしその企業に不都合があったときには、だれがどのような形で責任をとる気でおられるかちょっとお尋ねします。

○嘉村副市長 契約に至ったということは、私はできるという判断のもとにそれをやりました。間違いありません。

○土井委員 それをできるから契約するのであれば、すべての公共工事も含めて契約保証金なり、信用保証協会の保証というのは要らないんですよ。できること前提でみな契約はしとるんですけれども、万が一のために契約保証金というのを、あるいは信用保証協会の保証というのはとってるんです。金がないからとか、信用保証協会が保証してくれんからと、対象にならないんじゃないじゃなくて、契約保証金については対象にはなるんですけれども、してくれないんですよ。それはDクラスであったり、過去の実績がそのぐらいしかないからということであって、それならばなおさらのこと不安にならんやうそなんですよ、はっきり申し上げまして。もし不都合があったときにはしょうがないねということで済まされようと、今しておられるようですが、それはとんでもない間違いであるということをもまず指摘をしておきます。

それと今の変更についても、自走式スクリーンの変更についてもまさしく無許可の業者に対する契約、片方では、リスクが多いねと言っておきながら、ここでは契約しておるといのは全く理解ができないというふうに思います。

よろしゅうございますか。

○伊藤委員長 はい。土井委員。

○土井委員 次に、随意契約の理由ですけれども、随意契約は、自治法の施行令の167条の2の1項第2号、その他の契約で、その性質または目的が競争入札に適しないものというのを適用したと、そして処理施設の設置許可がないと契約できないとか、設置許可業者が1者しかないというハードルがあったためというふうな説明があったと思いますけれども、これも物の本によりますと、随意契約というのは、契約のあくまで例外中の例外であって、具体的にこういう場合、こういう場合、こういう場合というふうな形の制限列举がしてあって、それに今この案件は該当しない。ちなみにこういうことを言ってもあれかもしれませんが、去るときに、競輪局へのお茶の納入のときでもちょっと調べたんですけれども、市内に業者が1者しかいないことをもって随意契約にすることは、これは過去の判例ですけれども、それは随意契約として正しくないというふうな判例も出ておりますが、このことについてはこれを随意契約することについては、弁護士に相談されましたか。

○嘉村副市長 まず、そこについては弁護士に相談しておりません。167条の今御指摘がありました性質、目的からして、この条項を適用してやったわけであります。

○土井委員 続いて、先ほどの前金払ですけれども、清掃委託であれば4分の1、ちょっと前にどうのこうのと言われましたが、昼からも続くんでしょうから、昼からのときに、例えば、体育館の設計委託料の場合は、前金払、あるいは部分払いがどのようになされておったか、そして清掃委託がどこにあるかしりませんが、清掃委託をしとれば21年度で結構ですから、どういうふうな支払い方法をしておったか教えてください。

それと、議決に付さない理由ですけれども、先ほどの説明では、あくまで業務委託であるからそうしたんだと、付すことはないんだということですが、それはもう判断が、根本から間違ってる。要するに、性質が、工事か、製造かということでもって事件議決にかけるかかけないかというのは判断されるべきです。それは物の本にもすべて書いてあります。例えば、例示でいいますと、JRの下の工事をするときにはJRに委託をしてJRで工事をしてもらいますけれども、それが1億5,000万円を超えておれば、あくまで事件議決をかけるべきでありますし、あるいは2つの市がまたがって工事をするとき、2つが工事を入札かけるわけにはいきませんから、一方の市は一方の市に委託をして、一方の市が受託を受けた分も含めて入札をかけるわけですが、委託した市も1億5,000万円を超えてれば、事件議決にかけなければいけない。まさしくそうなんです。

そこで、今さきの委員長に対する答弁では、業務委託であるからかけないんだということであれば、しょっぱなから僕は判断が間違っていると指摘をせざるを得ませんが、このことについては弁護士には相談されましたか。かけなくてもいいかどうかについて。

○嘉村副市長 先ほど委員長の質問にお答えしましたように、委託料という費目でもって、

その中身は業務の委託だと、分別作業の委託だということに基づきまして、その中の委託であるというふうに判断をいたしたとこであります。これは工事では決してないというふうに理解しております。

○土井委員 だからそれは独断と偏見で、言い方は悪いかもしれませんが、あれされたんであって、どっかにそういう事例があるとかというのはありますか。僕は今弁護士には相談したかと聞きましたが、その答えはいただいてませんが。

○嘉村副市長 これは弁護士には相談いたしておりません。

○土井委員 ちょっとあと整理もしますから、ほかの人に譲りましょう。とりあえず。

○伊藤委員長 時間も12時を回っておりますが、まだまだ委員の皆さんから副市長に対する質疑もあるやに考えております。そこで、副市長にお尋ねをいたしますが、午後から引き続き調査に御協力いただきたいというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

○嘉村副市長 はい。

○伊藤委員長 ありがとうございます。では引き続き午後からも副市長に対する参考人に対する質疑を行わさせていただきます。

ここで13時まで昼食のため休憩といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時 開議

○伊藤委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き嘉村副市長への質疑を行います。質疑に入る前に嘉村副市長より発言がございます。どうぞ。

○嘉村副市長 土井委員さんからの質問の中で、今回の契約についての御質問がありましたが、担当者に聞いたところ、契約、それから、保証金、前払い金について、やはり弁護士に相談、確認をいたしていたようであります。その結果、弁護士さんからは違法性はないという見解をいただいておりますというふうに今昼休み報告を聞きました。

それから、契約についてはあくまでもロータリースクリーンと——何とかを前提に契約をいたしておるということでもありますので、いずれも後、参考人で出てきますクリーンセンターのほうでよく御確認をしていただくことをお願い申し上げます。

以上であります。

それから、もう一つ、金額によく前払い金等の第1・四半期払う例ですが、ちょっと時間的に余裕がありませんでしたので、また資料を調製いたします。

○伊藤委員長 それでは引き続き質疑を行います。

委員の方、どうぞ。（発言する者あり）

○松村委員 ちょっと確認なんですけど、指名審、今8人ということを知っているんですけど、メンバーの個人名をお尋ねしたいんですけど。（「指名じゃない」と呼ぶ者あり）指名審じゃない、入札審査会。すいません。失礼しました。

○嘉村副市長 入札審査会の会議、議長は副市長であります。そして総務、財務、土木都市建設部、産業振興部、それに土木都市建設部次長、それに入札検査官、部次長ですね。それに入札検査室次長、これは課長ですね。もう1人、私を入れてそれで8人です。

○松村委員 総務、財務等は部長ということですよ。土木次長というのは2人おられるんですか。

○嘉村副市長 失礼しました。土木の次長2人おりますんで、ここに出てきますのは土木部のほうの技術のほうの次長であります。

○松村委員 それと確認したいのが、るる、この方法しかなかったということではいろいろ入札審査会のほうでも話されたということですが、実は山口市のほうも一廃で処理をしております。それは去年方針が決まってやられてますけど、そういった相談というのはされなかったのでしょうか。

○嘉村副市長 一廃でやられたということについては確認をいたしております。

それから、なお、設計に当たってはスケルトンとか、トロンベルとか、歩掛かりがないということで、どういう作業能率があるのか、設計段階で山口市にお伺いしたというように聞いております。

○松村委員 私も実は問い合わせして聞いたんですが、スケルトンをリースして、山口市の場合は直営で処理をされたということです。そういったところで防府としても、結構いろんな事業をやるにしても相談されながら、類団とよく言われますけど、副市長も。その類団で検討されることも多々あると思うんですけども、そういったところからすれば、防府としても直営でやるということを考えてんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺についてはどうでしょう。

○嘉村副市長 災害以降、災害対策本部、あるいは復興本部で幾度もなく協議をいたしました。その中では機械を借りてきて、あるいは買ってきて市の直営というのもきちんと話題に上がっております。

そこで山口市さんにもお聞きしたんですが、山口市さんは5,000立米程度であったということではありますが、防府市の場合はどんどん野積み場に運んでいって、9月の終わりで、今積んでいるのは5万立米、そして、これからまた農地災の泥が10万立米とか計

ってないんですけども、アバウトで10万立米ぐらい出るんじゃないかというふうに聞いておりました。その災害、ごみまじりの土砂をベースに市で直営する場合、どうであろうかといったことで記憶をたどってみますと、それをやるにしても環境アセスつきの県の設置、許可じゃなくて届け出が要るということでありました。それでなおかつ市は一般廃棄物の処理業を行っておりますから、職員等がそれにはできるわけですが、その機械を設置して作業のプロセスという、こういうふうに作業してやったらええんだというのは、机上でできていたとしても、安全管理とかそういったものが、作業そのものはやったことがありませんので、手なれておりません。したがって、そこを市で直営でやることはすごくけが人等が出ればよくないねということでありました。

なお、山口市さんがやられた段階では、まだ設置許可が要るとか、届け出が要るとかいう段階ではない早い時期に、5,000立米ですからやられたとお聞きしております。

○松村委員 リスク、リスクと言いますが、今やられているのもかなりのリスクがあると思うんですけどね、ちょっとその辺がよくわかりませんが。山口市さんの例で言えば、実はこれ直営でやられましたけど、当然スケールの問題があると思うんですけども、単価をはじいてみたら、立米当たり600円ぐらいで処理しとるわけです。スケルトンについてはリースして、人件費については非常勤の職員2名と今の職員2名でやったということですけども、非常勤については災害の査定にのるということで、この人件費が災害の補助で国が面倒を見てくれるという、こういったこともあるみたいですけど、この辺についてはどう思われますか。

○嘉村副市長 基本的なことなんでございますが、通常、国交省とか、農水省とか、それらの査定にのらないごみの分別については、環境省の災害の補助にのせることができるというふうに聞いております。したがって、分別でありまして、運搬についてはこれは補助の対象にならないというふうに聞いております。

○松村委員 あと2つほどお願いしたいんですが、1つは、この今の入札審査会の中で、本会議でも質問があったと思いますけども、改めて聞くんですが、運搬と処分、これ分離発注できたと思うんです。ここの一括で発注した経緯をお願いしたいんです。運搬については当然分離しとけば入札ができて当然コストが安くなったと、普通ならこういう考え方になると思うんですが、なぜ一括で発注せざるを得なかったのか、そこをちょっとお願いします。詳しくお願いします。

○嘉村副市長 これは3月25日も申し上げましたが、これは作業の手順ですから、入札審査会のメンバーで協議したものではありません。その上で、庁内の災害復興本部のメンバーでの協議というふうになりますけれども、申し上げましたように、一連の作業の一環

として運搬業務まで入ってくるというふうに理解しております。例えば雨の日もあるでしょう。片方では、分別作業ができなくなったのに、分けておれば車を手配した人が運搬ができなかったとか、そういう現場がふくそうする。あるいは作業現場の中でもふくそうするというようなこと等で、分離というのはいかがなものであろうかというふうに協議がなされました。あわせてこれらの作業は一連のものがなされて1つの業務委託というふうに判断いたしましたものであります。

○松村委員 ちょっとそこもよくわからないんですけど、何て言えばいいんですかね。とりあえずこれは置いておきます。

最後になりますけど、この株式会社維新が業のほうの一廃の許可を去年の8月ですかね、とったと、こういうことでございますけども、これに対して副市長は何か絡むといたら語弊がありますが、そういうのがあったわけですか。

○嘉村副市長 私が正式に自覚したのは、行政報告の案件をやるときに、廃棄物処理、市の許可については4月1日付でずっと更新されていたと認識しておりましたが、改めて8月25日に変更の許可をしたよというのは、私が認識したのは3月時点であります。

○松村委員 ことしの3月。

○嘉村副市長 ことしの3月。

○松村委員 またそれは担当の職員に聞きます。

以上です。

○山本委員 1点だけお尋ねいたしますが、県と市の協議の経過並び内容についてなんですけど、県からいただいた資料を見ますと、県は10月16日以降、具体的な処理計画を一環して提出を求めているわけです。ところがこの県の資料を見ますとも、県が処理計画というふうに判明をしたというふうに書いておりますけれども、それは1月の13日、つまり国の査定に立ち会って初めて具体的な処理計画は判明をされたと、こういうふうにいただいた資料には書いてあります。この点での市の認識、先ほど御回答いただいた中では、12月18日に本申請をしたと、その時点で処理計画については出したという認識のようにも受け取れたんですが、このあたりいかがでございましょうか。市としてはいつ処理計画を出したという。

○嘉村副市長 10月16日の協議では具体的な処理計画をもって相談という認識も全くありません。10月16日では基本的なことお伺いして、じゃあどうすればいいかということをお尋ねしたのが10月16日でございます。そしてグレーゾーンとなっているものについて、あやふやなところがあるので、10月30日に書面をもって確認に行ったけれども、文書回答は控えさせてほしいということで、そのときも具体的な計画をもってとい

う話は出ていなかったように聞いております。

ですから、県から具体的な処理計画を出すようにというのは、12月1日に防府の環境保健所からファックスをいただいた書類——添付いたしておりますけれども、それが正式な通知と理解しております。

そして、それを受けまして12月11日に事前レクというのがございまして、そこで処理量、廃棄物の処理計画について詳細に12月11日に説明をいたしております。そのもとに部内で方針決定をいたしました後に、12月18日に災害査定を控えて処理計画書を正式に提出したものであります。なお、12月18日には、4名の者がお伺いしたというやに記憶いたしております。

それから、それを受けまして、12月21日にこれも後から報告を聞いたんですが、その処理計画はスケルトンであるという計画でありますから、なぜスケルトンを使わなくてはいけないうか、災害査定に向けて詳細な資料を準備するよという指示をいただいたということであります。したがって、県と事を構える気はさらさらありませんけれども、1月13日に初めてわかったということについては、ちょっと私どもも少しなぜだろうという素朴な疑問を感じております。

以上であります。

○山本委員 市から出されましたこの資料の中に災害土砂の処理計画についてということで県の資料がございまして、この12月1日のこの照会文書に基づく市の計画について資料としていただけますでしょうか。そのあたりいかがですか。

○嘉村副市長 それを文章を読んでいただくとわかると思うんですけども、事業費を書きなさいとか、そういうのがあると思うんですけど、記憶いたしておりますが。それはとりもなおさず災害査定を念頭に置かれた12月1日の県の資料ではないかなというふうに思います。したがって、12月11日に事前レクで御説明をしたものが、最初のその12月1日に対する我々の計画というふうに思っております。

○伊藤委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

○山田委員 今の山本委員と松村委員のところと同じような質問をさせていただくんですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、要は市町村に対して一般廃棄物処理計画に基づく適正処理が求められるわけですね。処理業ということで市町村がこれを許可すると。その処理業者の施設や能力が処理基準に適合しているかどうかという判断、これは何かわかるようなものがあるんですか。

○嘉村副市長 一般廃棄物の処理の基準についてはちょっと私はタッチしておりませんが、よくわかりませんが、後から聞いた報告によると、それらの処理業については、近隣の

市にも同じように許可を受けておりますよということでもあります。詳しい基準については、またクリーンのほうで参考人で来ますので、はっきりさせていただけたらと思います。

○伊藤委員長 副市長、もうちょっとマイク近づけてください。

○山田委員 これ今後の話になると思うんですけど、処理業者に対しての要は指導監督というのが市はできるようになってますよね。当然立ち入り検査や改善命令、処理命令もできるような形になっとるんですが、ここがしっかりしてないとちょっと問題じゃないかなと、一番ネックのところはここなんかなと思うんですけど、その辺、副市長はどうお考えですか。

○嘉村副市長 将来形については貴重な御提言として国のほうに伝えておきたいと思いません。

○安藤委員 大体問題は出たように思いますが、確認をさせていただきます。契約書の内容ですけれども、契約書の内容に契約書自体には書いてないんですけれども、その後の仕様書の中でうたわれておりますけれども、その中には具体的に設置する機械の施設の名称がどういうものであるかというのは書いてありません。書いてないですね。それで確認ですけれども、最終的に契約をした施設の名前はなんでしょうか。

○嘉村副市長 具体的な仕様書等々の中身につきましては、私、工事とか、中身については詳しくありませんので、クリーンのほうであと後ほど出てきますので、「聞こえない」と呼ぶ者あり）クリーンセンターの所長にきちんと確認をしていただけたらと存じません。

○安藤委員 はい、わかりました。それから、2番目としまして、保証の件ですけれども、保証の件は今違法ではないという話がありましたが、何かあったときに責任はどうされると言われましたか、もう一回確認したいんですけれども。

○嘉村副市長 責任はどうされるかということについては、契約時点ではこれでできるという信念を持ってやっております。

○安藤委員 できるだったら全部私らの工事のときも全部できるで保証なしでよろしくお願ひできますでしょうか。言われました、できないで契約するものはおらんと、そうです。

○嘉村副市長 工事請負契約については、きちんとしたルール、制度がございまして、工事については県の信用保証協会からの保証書をとってくると、それを担保にするというきちんとしたルールが確立されております。したがって、一般的に工事請負契約を締結するときには、その保証書が担保として必要というふうに理解をいたしております。

○安藤委員 質問に答えてください。で、今回の場合の責任はどうされるんですか。

○嘉村副市長 だから何度も申しますけれども、私はこれでいけるというふうに確信をい

たしたところであります。

○安藤委員 次に、業務委託の件ですけれども、議決を要するかどうかということで土井委員が質問されて、これは業務委託だから議決要件に入らないという話になりましたけれども、業務委託の中でも質問の中で近々で行われましたJRに対する業務委託もあったと思うんですけれども、内容が工事の場合は、当然それに対して保証するという話になるんですが、今回は議決事項に入るということですが、今回は業務委託の中でどうであるから議決案件ではないということでしたか。再確認します。

○嘉村副市長 JRについては、鉄道の工事は地方自治体はできないわけでありまして、その工事をJRに委託するというものであります。今回は分別作業をやるものでありますから、おのずと工事、中身が工事ではないというふうに認識いたしておりまして、したがって、費目についても委託料というふうに理解いたしております。その委託料については、議決を要する案件とはなっていないと理解いたしております。

○安藤委員 そうするとあくまでも内容が工事ではないという認識をしたと考えてよろしいですね。

もう1件ですが、入札後の設置許可について、実は2月2日に市のほうから質問されております。2月3日に県から返っておりますが、これは入札時に施設設置許可の取得を求めているということ、必ずしも入札時に設置許可が必要ではないですよと、返答を得られております。この返答を得られて、2月に入札審査会を開かれたと思っておりますが、そのときにこういう質問をされてこういう回答が返ってきた。この返答に対して、じゃあほかの業者を入れて入札することもできますねという結論になぜならなかったのか、その辺をお尋ねいたします。

○嘉村副市長 これについては2月5日に入札審査会のメンバーで協議をいたしております。入札審査会ではなくて、入札審査会のメンバーで協議をいたしております。県の回答によりますと、一般廃棄物の処理を業者に委託する場合、当該処理に資する施設を有する必要があることから、委託契約を行うまでに、契約を行うまでに一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける必要があると。したがって、入札時には、施設設置許可をすることを求めているのではない。今御指摘のとおりでございます。それについては、2月5日の入札審査会終了後、直ちにそのメンバーによる協議をいたしました。何度も申し上げますが、許可をとることに条件ということは入札において通常考えられないことであり、入札制度の本質に反するやり方であるため、入札審査会メンバーでは採用できないことといたしました。

それから、契約を行うまでに設置許可を受ける必要があることについては、これまで県は設置許可を受けるまでに長期間要すると言っておられます。今回1カ月程度までに短縮

することができることについては、仮に1カ月程度で可能であるとしても、防府市の受注希望型の募集発表までの手続き期間、そしてそれを業者の方が見られまして、環境アセス書等を作成して、それから申請をされる期間、そして審査の1カ月程度を要するという期間、これらを合わせますと、事実上、3月までに申請許可がとれるのか、契約ができるのか、非常に疑問でありまして、余りにもリスクが大きいと入札審査会のメンバーで判断をいたしましたところであります。

○安藤委員 それならば2月2日になぜ入札時に設置許可あつていいのか悪いのかを聞かれたのはどういう意味ですか。なぜ聞かれたんですか。

2月2日に、入札前に設置許可が必要かどうかということを知っておられますよね、市から。それがわかっていてなぜ今のような説明をされたならば、2月2日にそんな質問をする必要はなかったわけです。なぜそこで質問されたんですか。

○嘉村副市長 今の申し上げてましたのは2月5日の部内協議の中でありまして。2月2日に、要するに、その前に1月26日に設置許可が要りますよというふうに県がおっしゃいましたので、これは2月2日に生活環境部、あるいはクリーンセンターの所長等が県にお邪魔いたしまして、一般廃棄物処理施設の許可についてお尋ねしますと、業務委託に係る入札時には既に施設設置の許可を受けていることが必要なのですか。あるいは業務の開始までに許可を受けていたらよろしいんですかということで御教授を願いに2月2日に行ったところでありまして。

○安藤委員 何ぼ言っても質問の意味がわかってないみたいだからもうやめますけれども、要するに、2月2日に、入札に際して設置許可が要るかどうかということを知っているわけですから、それが簡単に、3日後にそんなことはもう絶対にあり得ないことだという結論に至ったというのは私には信じられないわけです。それはもう大矛盾ですので、その辺は一応頭に入れておいてください。

それから、契約時に設置許可が必要であるということを知りましたが、今回使おうとしている施設は4月8日に許可がおりております。それは、じゃあ使えないということですか。

○嘉村副市長 このあたりはクリーンにきちんと聞いていただきたいんですが、契約はあくまでもスケルトンとロータリースクリーンで協議に臨み、それを前提に契約をしたというふうに聞いております。

○安藤委員 最終契約で何の施設を契約にのせてますかということは、それはわからないと言われたので、これは押し問答になってだめなんですけれども、それはわかった人でないとだめなんですけれども、いずれにしても今から使おうとすることは、3億30万円で契

約したということは文章にきちっと書いてあります。自走スクリーンでやりますと、だから3億30万円になったんです。今言われたようなロータリースクリーンであれば7,700万円高くなるんです。だから安いほうの自走スクリーンでやろうということを結論出たんです。その許可が4月8日に出てるんです。ということは矛盾でしょ。今言われたことと。契約前に許可がおりてないとだめですよと言われたです。だからこれを使うのであれば、契約できないです。その辺はどうです。

○嘉村副市長 作業の手順についてはクリーンによく確認をしてください。

私の段階では、契約時にはスケルトンとロータリースクリーンを前提に契約しますよと、そして積算に当たっては将来入るであろうものを想定して安いほうを採用するよというやに説明を受けたと記憶いたしております。

○安藤委員 まるっきり話になりませんが、設置する機械が何かわからないで契約したということですか。

○嘉村副市長 いえ、ロータリースクリーンとスケルトン、要するに、設置許可を受けてるものでもって契約をしたというふうに聞いております。

○安藤委員 そうしますと金額が変わってきますね。契約は幾らでされたんですか。

○嘉村副市長 これに載っておりますのに、消費税込みで3億30万円でございます。

○安藤委員 それはロータリースクリーンじゃないんですよ。自走スクリーンなんです、その金額は。どうですか。

○嘉村副市長 私はこれで決裁をいたしておりますけども、その作業手順、中身等々についても、方向性でもっていけるとかいけないといったもの聞いております。どうぞクリーンセンターの所長参りますので、その辺の詰めはクリーンセンターの所長のほうでお尋ねをいただきたいというふうに思います。

○安藤委員 決裁をおろす人が契約の中身がわからないで決裁をおろすなんてことあり得ない話です。だからその辺は副市長もしっかり理解されてちゃんと決裁をしてほしいと思います。

以上です。

○木村委員 二、三点お伺いします。

まず第1点は、3月25日の本会議での答弁と、それから、その後の県への照会についてちょっとお尋ねします。3月25日の本会議での答弁、速記録では3ページです。3ページの上のほう、6段目ぐらいからですが、10月16日、県の健康福祉センターと協議をしたところ、行を3行、4行ぐらい飛ばしますが、回転式のトロンメルバケットについては、これは県の一般廃棄物処理施設に該当すると、これを使用する場合は県知事の

許可を要するという県の御見解でございました。

しかし、スケルトンバケットについては、県としては、施設と判断していないという御見解でございまして、つまりグレーゾーンということでしょうか、県の言い方によれば。そのときに合わせて、スケルトンバケットと、手作業による分別されたどうかという御助言をいただいたところでもあります。それが10月16日。そしてそのすぐ後、10月30日です。ということで、ちょっと飛ばしますが、庁内のプロジェクト会議も、入札審査会も、いわゆる廃棄物処理施設に今は該当していない、県は判断していないスケルトンと手作業でいこうと、こう決めたと答弁されておりますね、10月30日。これ間違いないですかね。

○嘉村副市長 資料を提出しました2枚目の附せんの10月16日の協議の報告書を御提出を申し上げてると思いますが。その質問3のところの回答部分に書いておりますように、県の防府環境保健所におかれましては、トロンメルについては、要するに、これは新たにでしょ。廃棄物処理施設と判断することとしたというのが質問3の回答であります。

一方、その下の質問6の答のところ、トロンメルについては、施設として判断したと、ただしスケルトンについては、今現在グレーゾーンである。多くの工事現場で使用されており、これを施設とすると現場が混乱する可能性があるということで、グレーゾーンで判断しないというふうに報告を聞いております。

また、一番最後ですけれども、これ基本的なことを聞いた後、じゃあどうすればいいかというふうにクリーンセンターの所長がお尋ねいたしましたところ、現在、施設設置許可の対象としていない、これはグレーゾーンですけれども、スケルトンである程度大きな木くず等を除去し、その後、人海戦術で小さいものを取り除く方法でやられたらどうかという御指導をいただいたものであります。

市として、今2番目の質問ですけれども、10月30日云々ということですが、これでは文書での回答をお願いいたしましたけれども、グレーゾーンの扱いで判断はいたしていないというところでもありますし、10月16日の御指導等に基づいて、もうスケルトンプラス手作業でいこうというふうに庁内合意が至りました。そしてそれをもとに事務を進めまして、12月11日にその内容で県御当局に御説明をいたしましたところでもあります。

○木村委員 10月30日には、その前の16日に県から示唆されて、スケルトンと手作業でいこうということも合意したわけです。ところが、今度は今言われた資料ですが、ところが10月30日、同じ10月30日に、この資料は、平成21年10月30日報告というのがあります。要するに、またもや市は県に対して問い合わせをしているわけです。これは防ク第390号、10月30日、廃棄物・リサイクル対策課長様、防府市長松浦正

人ということで、照会事項はまた同じように、以下の手段による分別は一般廃棄物処理施設として設置許可を受けなければならないかということで、①、②、③自走式重機の先にトロンメルバケットをつけたもの、それから、②自走式重機の先にスケルトンバケットをつけて分別を行う場合、③自走式重機の先にニブラというんですか、つけて流木を裁断する場合。これらは、以上の①、②、③とも日量5トン以上ということで、これらは設置許可を受けなければいけないかと、また照会しているんです、県に。10月30日にはもう県の指導を受けて、示唆を受けてスケルトンと手作業でいこうと意思決定しているわけです。それをまたなぜこういうふうに問い合わせをしたのか。しかもこのときには文書を持って行ったんだけど、文書は受けられないということで文書を持って帰ったということでしたが、そのときに県の方はこの報告書によりますと、10月30日、副市長の決裁が、報告書によりますと、1、2、3、4とありまして、4、文書回答が難しい理由として、その③のところ、スケルトン、ニブラについて、今現在、県はクレーゾーンの扱いをしているものをこれ以上の判断を迫られると、黒、施設、グレーじゃなくて黒となる可能性がある、こういうふうに県が言ってるんですよね。だから16日にもう県が示唆してスケルトンと手作業でやったらどうですかと、それでやりましょうと10月30日に意思決定して、またもや、やぶをつついてへびを出すというか、30日に同じような質問をして、そして、しかも県からはこれ以上つくと黒になるよて言われてるんです。何でこういうことをしたんでしょうか。御答弁願います。

○嘉村副市長 最初に御指導いただいたのが10月16日であります。そのときに5トン以上についてはなる可能性がありますよという御見解でしたから、しかし、それは判断をしない。グレーゾーンであるけれども、判断をしない施設でありますよということですから、改めて10月30日にその確認のお願いに行ったけれども、そこは回答はしないということでありました。

○木村委員 だとすれば、何でその前の16日にもうスケルトンと手作業でいこうという意思決定したんですか。しかもそれは市が勝手にやったんじゃないで、県もそういう示唆したわけです。これでスケルトンと手作業でやられたらどうですかという示唆をされたんで、16日には、それでいこうじゃないかと決めたんです。そういうふうにこれになるじゃないですか。ごめんなさい、30日に。そういうふうに決めたて答弁されてます。今も御答弁ありましたよ。

○嘉村副市長 10月16日はどうすればいいのかと、しかし、なお確認がいるから10月30日にお伺いしたけれども、文書による回答はしないというところを受けて、スケルトンプラス手作業でいこうねというふうにしたものでございます。

○木村委員 違いますよ。この答弁によりますと、3ページの答弁を読みますと、上から6行目から、そこで10月16日でございますが、云々とありまして、そういう方向でいこうかということにつきましては、10月30日に確認させていただいた。そして、ということで、庁内のプロジェクト会議でも入札審査会も、廃棄物処理施設に今は該当していない。県は判断していないスケルトンと手作業でいこうと。こういうふうに、県はこれ以上聞くと黒になるよと言われてもそうやって判断したと、意思決定したということですよ。何でそういう意思決定を阻むような、意思決定と反対のような、県のこれは口頭ですが、回答があったにもかかわらずそういう意思決定したんですか。

○嘉村副市長 30日で確認ができなかったと、そしてこれは文書に回答はしないということでありまして、そのスケルトンについては判断をしていない施設であるという御見解をいただいております。

今一つは、この10月16日が一つの起点になるわけでございますけれども、そのときに廃棄物処理施設としての許可をとるためには長期間かかりますよと、市が届け出を、市の場合は届け出ですけれども、長期間かかりますよと。この10月16日の報告書にありますように、施設設置許可については、報告書にありますように、環境アセス等が必要であり、許可には長期間を要するというふうに御指導を得ております。

したがって、そのときに私は部内会議で「長期間とはどんぐらいかね」という質問をしましたが、おおむね半年から1年程度というのを、庁内の、県からの返事の合意事項といたしております、10月30日からこれで環境アセス等が必要であると、スケルトンの許可をとるまでに半年以上かかるものであれば、これは到底でき得ないねといった問題点があるわけです。

したがって、10月30日に文書回答がいただけなかった。しかるに年度末までには少なくとも作業は終わりゃいいんですが、我々は契約まで至ればいいと思っておりましたけれども、それをやるためには、今からスケルトンの設置許可をとっても半年はかかるねという認識のもとですから、その回答がいただけない結果をもって、とりあえず今できる方策は、スケルトンプラス作業だねということで、作業でいこうというところにしたわけがあります。

○木村委員 これ以上言いませんけど、その前段に県がスケルトンと手作業でやられてはどうですかというサジェスションしているわけです。それに従ってこの御答弁の文脈でいきますと、じゃあそれでいこうかというふうになったと、30日に。もう一回また照会しとこうということで照会された。そしたら、これ以上やあやあ言うよと黒になるよと、こういう答弁が県のほうからあったということですよ。

それでも、もう間に合わんから踏み切ろうというふうに言われたということは、今まで県に対して大変何回も何回もお伺いを立てて、県に忠実にやってこられた姿勢からすると、非常に奇異に感じます。ここは非常に危険性があるけどももう踏み切ろうと、10月30日に。そういう姿勢と、県にお伺いをしょっちゅう立てて、それに忠実にやるという姿勢と非常に裏腹な感じがしますが、その点についていかがでしょうか。

○嘉村副市長 ごみまじりの土砂を、これは我々は処理しなくてはいけないというせっぱ詰まったものがございます。しかるに県御当局におかれては、その許可をとるためには、環境アセス書が要るよという御指導をいただいておりますので、それはもうその期間は半年以上かかるということでございますから、そこを一生懸命、イエス・オア・ノーかを突き詰めても結論は出ないであろう。しかるに早く契約に持ち込みたいというところで、やむにやまれずスケルトンプラス手作業で庁内合意をいたしたというところであります。

○木村委員 今の点は納得はいきませんが、次の問題にいきます。

次に、2月10日、山口県環境生活部長が関係市町の首長に出したこの連絡というんでしょうか、なんという文書になるんですか。これによりますと、2ページ目に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可等の取り扱いについて、各所から、いろんなところから問い合わせがあるのでお知らせして、関係者に周知して下さるようお願いしますと県が送ってきとるやつです。

この中に1、2、3、4とありまして、4「使用する目的・場所の違い」ということで、次のふるい分けを上記2の重機で、つまり自走式の重機ということでしょうか。それにアタッチメントをつけたものですね、だからスケルトンとか、そういうものです。この上記2の重機で行う場合、ふるい分けを行う場合、一般廃棄物処理施設設置許可は必要か否かという問いに対して、①、②、③とありますが、②のところに、「最終処分場内で埋め立て物から夾雑物の除去を目的とするふるい分け」、これは下に答がありまして、②「最終処分場の維持管理に伴う行為であり、許可不要と解する」。許可は要らないということを県が関係市町に通達しとるわけです。これが2月の10日です。

この時点で市としてはこのことを知って、どうしたのかといいますと、既に2月、これまた本会議での答弁にかえります。5ページです。5ページの真ん中からちょっと下のほうです。これは上のほうにみなし許可のことが書いてありまして、そして、このみなし許可の回答を受けて、これを受けまして、これは実際には10日付ですが、届いたのは週末でございます、2月15日、月曜日ではございますが、庁議の後、先ほど問題になったやつですね。臨時の入札指名審査会、これ正式な審査会じゃないということがさっきの御答弁でわかりましたが、これにおいて、今、許可を持っている者について、県内1者しか

いないというような状況にかんがみ、この業者と交渉に入るということを決しまして、担当部に伝えたところであります。最終決定は2月15日であります。

つまり維新とこのときにはもう交渉に入るということを決定しているんです。2月10日には、今のように、最終処分場でふるい分けすれば、許可は要らないという県が言ってきてるんです。このことについてはなんら考慮しなかったんですか。県のこういうことについて。

○嘉村副市長 書面の来たのは2月10日でしょうが、我々も今ある、要するに、最終処分場として使っている第1工区の中に持って行って、そこでふるい分けをしてやろうではないかという案もございまして、それについてもお伺いをいたしております。

要は、最終処分場に持って行ってそこでふるい分けをして、それをまた場内から持ち出したら、それはもう仮置き場と同じですよ。要するに、一たん最終処分場に持ち込んでそこでふるい分けをして、もう一回泥とか、燃えるものをもう一回クリーンの焼却場等に持って帰るという行為は、これは最終処分場の処分じゃなくて、そういう行為をすれば中間処理にあたるもんですよという御見解をいただいたというふうにクリーンから報告を受けております。

したがいまして、もう最終処分場内に全部持ち込んで、そこで処分するのは何ぼやっちゃってもいいですと、それはいいですと。それをもう一回新たに持ち出したら、中間処理、保管しているだけにはすぎないではないかというふうにクリーンセンターから聞いております。

○木村委員 その最終処分場から分別して持ち出すというのは何を持ち出すんですか。

○嘉村副市長 ごみ分別のごみまじりの土砂でございましてから、分別した残りの土砂を持ち出す。ごみも可燃物等も出てくるわけですから、可燃物は従来どおり、クリーンの焼却場に持って行って、また焼却をするわけです。そういった行為は仮置き場の一般廃棄物を分別する行為ですよというふうに御指摘を受けているとクリーンセンターから聞いております。

○木村委員 分別した後の泥の半分は、5万立米のうちの半分はこの最終処分に埋め立てることにしてたんじゃないですか。だからそのままそこに置けばいいんじゃないですか。泥は。

それから、その他の夾雑物は、これまた最終処分場に持って行けばいいわけでしょう。だから別に外に持ち出す必要はない。残りの2万5,000立米については、クリーンセンターの焼却施設のところの造成に使うていうんですか、これは持ち出さなきゃいけないかもわかりません。2万5,000、半分はそこでそのまま処理できるじゃないですか。

○嘉村副市長 大久保については、1工区、2工区、3工区という区分けがしてあります。そして一般廃棄物の最終処分場として許可をとっているところは第1工区、今処分場としているところだけであります。したがって、第2工区、第3工区につきましては、用地は確保してありますものの、これは一般廃棄物最終の処分場とはなっておりません。したがって、今回持ち込むのは、2か3かちょっとどっちの数か忘れましたが、その2か3に、2に仮置きをして、それを仮置きをしていて、1工区の見終処分場に次から次に最終処分場に入ってくるごみの覆土として、その仮置きをしているものから覆土として使いたうというものであります。

○木村委員 すぐ隣になるわけですけど、それでもいけないというのが県の見解だというふうにか聞かれたわけですね、その持ち出せば。最終処分場でふるい分けしてもそれをちよっとでも外へ出せば、もうそれは許可が要るという県の見解を聞いているということをお報告を受けているわけですね。

○嘉村副市長 要するに、隣であってもそこは一般廃棄物最終処分場ではありません。

○木村委員 その県の見導については何か書いたものや何かはあるんでしょうか。それとも単に口頭でそういうふうにか言われたんでしょうか。これ担当者にか聞いてくれということでしたから聞きますけれど、もしわかれば。

○嘉村副市長 これは資料をお御提出申し上げましたのは、報告書、県から来た文書とか、上っているものについて御提出申し上げております。それ以外にもクリーンの職員は幾度ともなく防府の環境保健所等にお伺いしていたというふうにか聞いております。その中でそういう見解であったというふうにか聞いております。

○木村委員 今の件については、担当者にか改めて聞きたいと思いたいます。

最後ちよっともう一点、2月10日に山口県から日量5トン以上の分別については、経過措置として一般廃棄物処理施設の設置許可を得ないで一般廃棄物処分業の許可を有している事業者に対しては、当該処分業に使用する施設に限定し、経過措置として、一般廃棄物処理施設の設置許可を有するとみなす。いわゆるみなし許可施設とする。平たく言うと、廃棄物処理業の業の許可を持っている業者については、それが所有しているスケルトンとか、その他の施設は許可を得なくても、これらの施設は県の見許可があるわけですよ、県の見許可が。道具については、設置許可が。だけど、その設置許可なくとも業の許可を市から受けている業者については、これは許可があるものとみなすとういうふうにか県が言ってきたわけですよ。これは間違いはないでしょ。ですよ。な。「そのとおりです」と呼ぶ者あり)それで、そこでお伺いするんですが、2月10日にとういう県の見回答があったわけですよ、この時点で既に市は走り出してはいたんですが、この、ほかの業者に市が業の許

可を与えて、そしてそれらの業者の方が持つておられる施設、スケルトンとか、その他です。ね、こういうものをみなし許可させるという手は考えなかったんですか。

○嘉村副市長 県の御見解の中で、一般廃棄物処理業の許可を持っているものについて、その申請に記載されたスケルトン、トロンメルについてはみなすということでございますから、一般廃棄物処理業の許可で、要するに、一般廃棄物の処理施設を有しているというのは、防府市の一般廃棄物処理業の許可を受けている業者のうち、既にスケルトンとか、ロータリースクリーンとかを使用してごみの分別の処理業の許可を有しているのは2者しかないわけです。ないわけです。したがって、それ以前の一般廃棄物処理業というものの許可を持っておりません。ということで、そこについては非常に難しい。あるいは、新たに防府市の建設工事等登録業者の方に新たに受けてほしいという思いもありましたが、2月2日の協議のときに、これから申請されたら1カ月程度かかる。あるいは環境アセス書等も必要ですよということで、事実上、2月2日にそういう御指導等をいただいたわけですが、3月末までに許可をいただく、あるいは契約までに持ち込むということについては、非常に厳しいねという判断をいたしましたところがあります。

○木村委員 業の許可を出すのは市ですよ。だから市の裁量で業の許可はとれるわけでしょう。その新たに申請を業者の皆さんが出して、うちも一般廃棄物処理業の許可をとりたいたと、市に対して申し出があったら、市はそういう事情だったら万難を排して早くそれを認可して、そして県のいうようにみなし許可をとって、その業者が持つておられる設備をどんどん使えるようにみなし許可でしたらいいじゃないですか。

○嘉村副市長 いえ、一般廃棄物処理業のごみ分別の許可に当たっては、そういう施設のいわゆる設置許可が要ることが条件なんです。それまでは、一般、要するに県の許可が要らなかったわけでありまして。ですから、要らないから、記載されておりますスケルトンとかトロンメルについては許可証が要らないから、一般廃棄物の許可が市のほうの単独でできていたわけでありまして。しかし、それについては、防府の環境保健所に設置許可は要るんですか要らないですかという照会をいたしました上で一般廃棄物の処理業の許可を出しておりました。

したがって、今回それが設置許可が要するという判断に変わりましたので、おのずと一般廃棄物処理業の許可については、まずはその設置許可をとっていないとその業の市の許可は出ないということとなります。

○木村委員 ちょっとよくわかりませんが、この問題が起こる以前は市の権限で一般廃棄物処理業の許可を、どういう機械を使おうと出せてたわけですね。ところが、今回これで県がその人たちが持つているトロンメルとかスケルトンとか、こういうものについては県

の設置許可が要りますよということになったんで、市も以前とは違ってそれらの施設の許可をとってないと市は処理業の許可を出せないということになったということですよね。ところがですよ、じゃあ何でそのみなし許可というのが出てくるんですかそこへ。

だから、今あるその2者だけに特権的にこれはみなし許可というのを認めるということなんですか、県は。

○嘉村副市長 ちょっと、どうお答えしていいのかわかりませんが、これまで災害が起こるまで、あるいはこちらからお尋ねするまでは、既に持っているものについては、持っている物確認したらトロンメルとかスケルトンとかはこれまでは県の設置許可が不必要、要らなかったわけでありまして。したがって、そういう一般廃棄物処理業の中のごみの分別という市の許可が出せたわけでございます。

これは、隣の周南市さんも山口市さんも宇部も下関もみんな同じで許可を、要するに設置許可が要らなかったからごみの分別についてはどこの市も皆許可を出しているわけでございます。

ところが、今回の災害を契機に、スケルトンもトロンメルも要るよというふうになりましたんでですね、じゃあ、速やかに許可を、今度市の許可を出そうにも、まずそのごみの分別の県の許可を持っちゃないと一般廃棄物の処理業としての許可は出せませんよというふうに理解いたしております。

みなし許可云々については、これは私、市が判断したものでありませんのでよくわかりません。

○伊藤委員長 よろしいですか。

○土井委員 今いろんな質問が出た中で疑問に思ったこと、まず第1点目は、安藤委員が質問された契約の内容ですけども、副市長さんはあくまでスケルトンとスクリーンでの条件で契約してると。確かに、今3月12日の契約の起案を見たら仕様書がそうなってるんですね。仕様書がそうなってる。

ところが、金額は自走式スクリーンの金額が使ってるんですね、それはもう御存じだろうと思いますが、これは羊頭狗肉の契約ですよ、はっきり言って。繕うて、まだ許可がおりちょらんから、僕はだから無許可業者と契約したんかというて言うたら、一応無許可業者と契約したことにはなってないです。スケルトンバケットとそのトロンメルというか何というんか知りませんが、それを使ってやりなさいよという仕様書で繕ってあるんですね。

ところが、金額はあに凶らんや、副市長さんがその予定価格調書を書いておられますけど、3億30万円というのは自走式スクリーンなんです。こんなね、羊頭狗肉の契約結ん

じゃいけないわ。これはねむちゃくちゃですよはっきり言って、ええ。驚きました。何でもありませんかこれじゃ。

それともう一つ、数点お尋ねしますけども、最終処分場に持ち込んでまたそこで仕分けをしたら、仕分けをした段階で泥は有価物になるんですよ。有価物になるんですから産廃でも一廃でもない。ただ単純に、木片とかが一般廃棄物でクリーンセンターに帰るだけで、今県が言ってる最終処分場での維持管理に伴う行為でありという部分について全く僕たちは疑問持ってないんですが、それは県のだれが言ったかというのはわかりますか。

○嘉村副市長 ですから、早い段階で処理するのに大久保の第1工区に持ち込んでやろうではないかという案が出ております。それについての問い合わせのところで、そういう見解であったというクリーンからの報告を聞いております。

県の担当については、その場で報告等はいただいております。

○土井委員 いや、2月10日の県の文書を見てどう判断したかということですよ、私が言ってるのは。

それと、もう1点お尋ねしたいのは、今港地区の2カ所にある土砂はどこで分別をするんですかね。

○嘉村副市長 お答えします。ちょっと、3月25日に私は4カ所のそれぞれの現場でというふうに思っておりましたけれども、その後確認いたしましたところ、港湾用地内にあるところについてはそのまま持ち込んで大久保のほうで分別をするふうに、いわゆる契約交渉でそのように変更したというふうに後から聞いております。錯誤したことについておわびを申し上げます。

あと2カ所はその場でやるそうです。

○土井委員 よくわかりました。だから今から言いたいんですけれども、大久保に、要するに協和発酵とかのはもう3月31日までで本来の使用期限は切れてるんですよ、土地の借用期限は。まだ、きょう現在もあそこにあると思いますが、だからその3月31日までに運搬は委託をすれば許可も何も要るわけやないですから、市内の業者のだけれども大久保に運搬はできるんですよ。

だから、とりあえず第3工区に運搬をして、そしてゆっくり市が届け出をするなり、何をしたってだれにも迷惑かけることはない。1年かかろうと2年かかろうとどねいということはない、極端な言い方ですよ、極端な言い方をすると。

でも、そんなにもかからんでしょうし、今のその維新さんの自走式スクリーンであればたかだか2週間ぐらいで許可もとつとるようですから、そのぐらいで許可くれるんじゃないかなという気がするんですが、なぜそういう、できるだけ随意契約というのはやるべき

じゃないという発想からしたら、なぜ2月じゅうにあるいは3月じゅうにとにかく大久保に、人に借りちよるのは迷惑かけるから、3月31日で契約も切れるしということで、なぜ大久保にとりあえず港地区にあるのは搬送してゆっくり考えようという発想がなかったのかお尋ねします。

○嘉村副市長 環境省から補助をいただいたところは、運搬費は補助に入っておりません。あくまでも分別に仕分け、分別作業についての補助をいただいているものであります。ということで回答とさせていただきます。

○土井委員 ですから、大久保に持って行って、そこで、大久保の今の第1工区のところに置いて、とりあえずそこで、許可は要らないわけですから、そこでだれでもええからその契約をしてやれば何ということはないわけですよ、極端な言い方をすると。そのことを言っときます。

あとは、部長なりあれに聞きましょうか。そして、12月、山本さんの質問の中で、12月1日に書類を出してくれというのを、いや12月18日の国庫補助申請のときにどうのこうのと言うんですが、これ国庫補助申請の県のヒアリングはあったかもしれませんが、12月1日の回答したわけじゃないわけでしょ。

12月1日の照会に対する回答がなされたわけではないというふうに、僕は、だってその後の県からの照会文書では12月1日の照会文書に対して、いまだ返答くれちょらんから答えはできなかったという回答があるんですけど、そこ辺はどうなんですか。

○嘉村副市長 12月1日の文書は、防府の環境保健所からクリーンセンターに来たものであります。それまでの交渉も、いわゆるすべて補助対象にすべき事柄についてどのような処分方法をしたらいいのか、それがメインの交渉でありました。

したがって、12月1日の文書、いわゆる事業費についても記載しなさい等々書いてありますけれども、したがってその回答、いわゆる作業計画といったものは12月11日に県の本課に行きまして、日量何十トンの処理計画でやりたいとかそういう説明をもって、そういうお伺いした上で、そういう説明をいたしたというふうに聞いておりますので、我々はそのときに処分の内容について御説明申し上げたと思っております。

○土井委員 それは見込みであって、相手はそういうふうに思っていないので、12月1日に照会文書が来たんならそれをまた文書で回答するのが当たり前だろうと思いますし、国庫補助申請とは関係ないような処理方法とか使用機材、具体的に書けとか、そんな、あるいは処理後の土砂はどうするかとかいうて結構詳しい質問がなされとるのに、二個一個であれで済ましたというのには、これはちょっと、僕は詭弁過ぎるということを指摘をいたしておきます。

それと、1カ月に短縮できるとか、あるいは最初は6カ月から1カ月とかというのは、これいつごろ、だれから言われたのかというのがこの先日来いただいた資料の中には一切出てこないんですね、一切出てこない。

確かに、長期にかかる、長時間かかるということは、届け出しに当たって環境アセスメントにゃいけんから長期にかかるよということはあったんですが、その長期イコール6カ月から1年とかというのはどこにも書いてないんですけど、それはいつごろ、だれが、だれに対して言ったのかというのはわかりますか。部長に聞いたほうがいいんですかね。

○嘉村副市長 10月16日の協議をもって、庁内のいわゆる復興本部、主に5部が集まって、あるいは担当者が集まったの報告会の中で、長期間要するというふうに言われたというふうな報告がありました。

その中で、長期間とはどのくらいかという話が出まして、いわゆる環境、ここでアセスと書いておりますから、アセス等が通常フォーシーズンの云々が要るわけですけども、それらを踏まえて保健所のほうから6カ月か1年程度という感触であった、そういうことでありますよという補足説明がありました。

○土井委員 環境アセスをいったって、それは口では県は環境アセスとか言ったかしれませんが、廃掃法見ると環境アセスとは書いてないんで、市の職員も廃掃法はじっくり見るからミニアセスであることは十分承知だろうから、何て言いますか、先ほどの繰越もそれぞれの土木部長が、繰越はまずかろういね、あれはまずかろういねってそれぞれが言うとか、今度も長期間ちゃあ市の職員の独断と偏見で半年から1年予定、何かそういうふうに解釈、解釈、解釈されてるような感じがしてならないんですよ。

長期間とはどのくらいですかとかいって聞いとるわけではないわけですね、今の答弁で言いますとね、長期間で言われたら長期間ちゃあ6カ月から1年じゃろういねって、市の職員が要するに判断したというふうにしかとれないんですけども、議会答弁ではずっと県から言われた、県から言われたって言うておられましたから、これは県の職員にも聞いてみましょう。どっちが本当なのかわかるでしょうが、はい。

次は、契約保証金あるいはその随意契約、あるいは議決については、弁護士に相談をされたということを昼からの冒頭言われましたが、いつごろ、どの弁護士に相談をされたか教えてください。

○嘉村副市長 議決案件については相談したとは聞いておりません。が、契約と保証金と、何ですかいね（「前払金」と呼ぶ者あり）前払金ですね、については弁護士に確認をいただいて違法性はないと、これは顧問弁護士であります。（「いつごろ」と呼ぶ者あり）

契約をした直後に、その辺の確認はきちんと、私もちょっと記憶が定かでないんですが、

きちんとしとけよというようなことを私は並行して言ったのかどうか知りませんが、その確認をとるように指示したような記憶があります。

○土井委員 契約の後というのはこれ何の意味もない話で、前に実はすべきなんですよ。私らもまた弁護士に聞いてみましょう。そんな答弁をされるはずはないなあという思いが、いまだ物の本を読みますと明確に書いてあるんですよ、契約保証金についても、何にしても。

それから、例えばもう一つ、クリーンセンターの1カ所に積んであるものは石灰が上にかけてあるということで、30センチの厚みの部分は産業廃棄物になると、これはもう12月15日の段階で答えを出しておられるんですが、産業廃棄物であれば、だれでもその、産廃の運搬業者であれば受託をできるわけですけれども、なぜこれまで一緒にその一業者にするのか。

それは、なぜそういう言い方をするかでいいますと、できるだけ随意契約は少なくしなきゃいけないということが第1点。そして、できるだけ市内業者に発注するというのがとことん防府の趣旨でもあろうかと思うんですよ。

そうしたときに、石灰がついてる泥についても一つの業者、それも山口の業者に随意契約で発注したというのは全く理解できないんですよ。そのことについて答弁を願います。

ていうのが、12月15日にもう答が出てるわけですから産業廃棄物だと。ですから、一廃の中間処理以前にも産廃として大久保に持って行けたんですよ。大久保に持って行くのか、あるいは産廃の処理施設が別があればそこに持って行くんか知りませんが、なぜこれも3月12日になって一括の契約にされたのかお尋ねします。

○嘉村副市長 12月11日の県との事前レクチャーを受けてほぼいけるということで、これは12月15日に庁内会議をいたしたところでございます。

その中で、資料として出しておりますが——ちょっとお待ちくださいませ——第1工区、第2工区のうち、新焼却場の造成土と利用すると。米印で、石灰混じり土砂については、残留濃度が基準に適合するよう取り除くというところで、PHが2からPHが12.5の間であればこれはよいというところであります。

それから、石灰の混入土砂については、残留濃度がPHが2から12.5の間であればいいわけですが、それを超えたら取り除きましょうというところを書いておるところでございます。

それから、別のところでも石灰は、要するに何層にも分けて石灰をかけてあったらどうするんかということがありましたが、石灰は土砂の搬入が終了した後に最上面のみにかけているので、土砂の中には入っていませんと。したがって、現在のところで30センチ分

の産廃として処理する予定ですが、クリーンセンターで土質試験をして、要するにやりますよという２段のくだりがあります。ていうことであります。

それから、先に全部持ち込んだらいいんじゃないかということですが、先ほど言いましたように、補助は分別に対してつくものでありまして、搬出についてはこれ補助対象となっております。

○土井委員 補助対象になってるかなってないかを聞いてるわけじゃないし、補助対象になってないんならそのまま、今搬出も単独市費でやるわけですから、早くやればいいですよ。

今、PHがどうのこうのというてですけど、PHはだんだん薄くなりますけど、もう今、それこそ先日現場を見せてもらいましたけども、随意契約業者が産業廃棄物に相当する、僕は30センチよりもっと厚かったような気がするけども、トラックに積んで大久保に持ってってるんですよ、大久保に持ってってるんですよ。

ですから、それは1月なり2月に別の業者で既に出させておれば、それこそ副市長さんが先日言われたような出合い丁場ということもないし、全くないし、残ったものが一般廃棄物としてふるいにかけていいと。それが随意契約の精神であり、あるいはほとんどん防府の精神ではないかと。これはね、どう考えても理解できません。

もともと搬出、産業廃棄物の30センチの部分は産業廃棄物ですから、そのまま搬出しても産業廃棄物として処理をするわけですから、国庫補助金が見つからないというて言うたつてつかないでしょう。つかないでええんですいね、同じことです。維新さんがやったら国庫補助金がつく性格のものでもない、言わざるを得ません。

それから、いいですか、もう一、二点。繰越ですけれども、12月15、6日ごろのその決裁では、もう繰越ていうのを非常に心配をしておられましたが、少なくとも1月13日の査定を受けて1月の20何日、あるいは1月26日かもしれませんが、それまでは1月13日の査定を受けたらすぐ入札手続に入るよということで、全く本来なら繰越ていうのは想定していなかったんじゃないかと思うんですが、それにもかかわらず、繰越、繰越、繰越ていって言うておられて、で1月13日以降は繰越のくの字も出てこんのが不思議でならない。

いろいろ県から条件がつけられたら、これは契約の相手方がないがないがどねえしようかいと思って、それこそ市長さんは激甚災の指定を受けるときには官房長官には、はあ、うるさいと言われるほど電話したとか何とか言われてましたけれども、そういうことがなぜできなかったのか。未契約繰越ていうのは幾らでもあるのに、なぜされてなかったのか非常に疑問に思いますし、不思議でしょうがありません。

ところで、資料の12月17日の甲決裁ですけれども、起案の文書の中のいろいろ書いてある中で、繰越について文書回答をしてもらうように今国にお願いしちよるといようなことがありました。

土砂分別業務委託の方針という分の2ページの上から3行目、4行目です。読んでみますと、「繰越が確実な状況で補助事業の対象になるかを県、国から文書で回答してもらうようお願いしている」と。これは、どういう形でお願いをされて、そして今現在回答が返っているのか返ってないのか教えてください。

○嘉村副市長 この繰越は、我々繰越明許を想定して書いているものでございます。

○土井委員 未契約繰越も一部分繰越も繰越明許なんですよ。うん。何ら差はないんですが、どういう趣旨なのか。今のその答弁が答弁になってないような気がします。

○嘉村副市長 未契約繰越と契約後の繰越とは大きく違うと理解いたしております。これまで入札審査会等々でありましたように、契約をして繰り越すのはいわゆる翌年度債権というんでしょうと思うんですけれども、翌債にきちんとした数字が書き込めるものと未契約であったらその金額が全くわからないといったもので、私は未契約ときちんと繰越の手続をとってやる明許繰越とは大きく違うというふうに思っております。

したがって、例えば農水省であれば1月の末までにその手続をなさないとかいうものが出てきます。我々は、未契約といわゆるそのまま予算を繰り越すとは大きく違うというふうに理解いたしております。

○土井委員 それはもう全く違うんであって、繰越明許費であることには間違いありませんよ、未契約で繰り越そうと。要するに、予算額の全額を繰り越させてもらったらいわけであって、国の経済対策なんかというのは未契約で繰り越すのはいっぱいあるでしょう、極端な言い方しましたら。

そこで、最後に農地のことでお尋ねするんですけれども、農地は一般廃棄物であると。ああ、ごめんなさい、この間から問題なってる農地の災害復旧ですけれども。そして、今委員長が農地の災害復旧あるいは補助にのらなかった分の市が補助出す分ですが、一般廃棄物であることは間違いありませんね、認識は。

○嘉村副市長 ちょっと、どういう趣旨でございましょうか。

○土井委員 いや、そこの泥は。そこにある泥は一般廃棄物ですね。

○嘉村副市長 県の見解によりますと、工事現場でやるものについては一般廃棄物とか産業廃棄物と明示せずに、そこで、2月10日が見解ございますですね、新たに出ました。どうでしょう。

○土井委員 いや、わかりますよ。私が言ってるのは、一般廃棄物かどうかということ

すよ。一般廃棄物を、どこと一緒にやればその一般廃棄物処理業者じゃなくてもできますよという話なんであって、処分業者でなくてもできますという話であって、一般廃棄物かどうかということをお伺いしてるんです。

○嘉村副市長 そこについては、農地については私どもはその辺が法律上は一般廃棄物でありましようけれども、グレーゾーンでどうしたらいいかという不安があったということがあります。不安があったということです。

したがって、県から2月10日付で一般的には一般廃棄物、泥混じりの土砂は一般廃棄物の処理か否かということで、一般的には一般廃棄物の処理と解するという県の見解が示されたところであります。しかし、そうであっても現場でやるものについては許可とかそういうものは対象としないというところで、お墨つきをいただいて安堵いたしたところであります。

○土井委員 一般廃棄物であるというのは、3月25日の本会議場でもおっしゃってましたが、先ほど一般廃棄物ならどうかという質問を委員長がしたら、それには、それは考え過ぎじゃろうと。応急復旧のときにはそうじゃけども落ち着いたら一般廃棄物じゃないような答弁がありました。それは全く違うんであって、少なくとも農地の農業用水路とか、あるいは農業用の道路であるとか、農道であるとかの工事であれば、工事をするのに一緒に一般廃棄物の取り除かんにゃいけんから工事の一環だと言えるんでしょうけども、少なくとも農地というのは上にかかっている覆土をのけるだけですから、あくまでのけることだけが目的なんですよ。

もうのけることだけが目的であるんならば、一般廃棄物そのものであって工事ではない。工事でないとするならば、少なくとも防府市にその処理責任はあるというふうに考えますがいかがでしょうか。

○嘉村副市長 したがって、災害復旧工事については40万円以上については国の補助がつきましたので、市のほうでこれで処理をさせていただいているというところでもあります。

○土井委員 いや、だからその国庫補助金がついて処理するのはそれはそうなんですよ。処理するのはそうなんですけれども、農道であるとか、農業用水路であるとかというのは別ですよ。ただ単純に田んぼに流れ込んだ土をのけるだけのものであれば、土地改良でも何でもないわけですから、覆土をのけるだけですからこれは工事にはならないと。惜しむらくは、40万円以下の覆土をのける分ちやなおさらのこと工事ではないというふうに思います。思いますから、そうすると市が一般廃棄物の運搬処分は市に責任あるわけですから、市が委託すべきじゃないかという質問をしてるんです。

○嘉村副市長 農水省のメニューありますように、今回のいわゆる泥がたまったものにつ

いては災害復旧工事として採択をいただいております。したがって、農水省におかれては工事でやっていいという判断をいただいたものと理解をいたしております。

○土井委員 水かけ論になるからやめましょう。

○嘉村副市長 これは災害復旧工事としてちゃんと出しております。

○松村委員 ちょっと確認なんですけど、先ほど来から副市長に、大丈夫だからということで、業者が大丈夫だからというて言った担当者、副市長以外もちょっと聞いてみたいなど私思ったんで教えていただけたらと思いますが。

○嘉村副市長 クリーンセンター所長、以下担当の職員であります。交渉については、はいそちらにお尋ねください。

○松村委員 詳しくわからないですか。

○嘉村副市長 吉村、今田、浅井あたりが交渉に当たったやに聞いております。

○木村委員 ちょっと、簡単に終わります。さっきの私の質問の確認ですが、いわゆるみなし許可のことです。これもう1回詳しく読んでみますと、県の回答は、過去に一般廃棄物処理施設の設置許可を得ないで一般廃棄物処分業の許可を有してる事業者に対しては、当該処分業に使用する施設に限定して、要するに設置許可を有するとみなす。

つまり、今までに一般廃棄物の業の許可を得ていた人は、その持っているスケルトンだ何だという施設は県がみなし許可するが、それ以後はもうだめですよと、全部許可とってくださいよとスケルトンなり何なり。ていうことは、これはまあ県にも聞いてみなきゃわからんのですが、この時点で防府市に関して言えば2者しかなかったわけですね過去に一般廃棄物。この2者だけを特別視するということになるわけですね、結果として。

○嘉村副市長 特別視するかどうかは県にお聞きになってと、書いてあるとおりでと思います。

○田中健次委員 昨年の8月に、随意契約の相手業者が一般廃棄物処理業で地目の変更といますかそれをしてしておりますが、これは決裁区分だと丙という形で部長の決裁になっておりますので、これについては副市長は御存じなかったわけですかね。

○嘉村副市長 先ほどお聞きしましたが、私の認識は4月1日からの許可かなと思っておりますが、今回の事務が始まって改めて8月25日ということについて認識をいたしたところであります。

○田中健次委員 それはそれでわかりました。

それで、2月の5日の入札の指名審査会の時に担当者を入れて、一般廃棄物の市の許可をとっている業者がいるというような形で、そういう業者が2者いるというような形の報告を受けたわけですが、先ほどどなたかの答弁の中でトロンメルとかスケルトンとかは、

これはよその市でもそういう業者がおるのではないかというようなふうに聞けるようなお話もあったんですが、これについてはどうなんですか。市の登録業者で2者だけなのか。

県内1社しかないというような、2者のうち1者は今指名の留保ていうのかそういう形になってる形で実質的に1者ということだったんですが、これは県内にはそういう一般廃棄物のトロンメルとかスケルトンとかそういうのをとってる防府市の登録でない業者というのはいないわけでしょうか。

○嘉村副市長 提出させていただいた処理のどっかに入っているんですけれども、県内にはこの設置許可をとっている業者があるであろうかというくだりがどっかにあります。ちょっと、すぐぱっと出せませんけれども。

その時に、県の御回答ではないであろうというところでありまして、これどっかに、たくさんあるのでちょっと今よう探しきりませんけれども、そういう回答を得たと聞いております。

○田中健次委員 私も、今ちょっと聞いてそんなことがあったようなふうに思い出しました。

それで、もう一つですが、これは本会議でお聞きしたときに分別と運搬を分離することは難しいと、出合い丁場でいう話がありましたけれども、これはそういうことを判断されたのはいつ現場に行かれて、現地を見てそれを考えたということだったんですが、これはいつの時点でそういうふうに見て思われたのかちょっとお聞かせください。

○嘉村副市長 これは2月5日ではなくって、かなり早い段階、昨年であったと思います。と申しますのは、何度も申し上げますが、いわゆる災害対策本部、復興本部、これについては繰り返し巻き返し協議をいたしております。

その中の処分の仕方の一つとして、こういう方法はどうであろう、ああいう方法はどうであろうといったものについて協議をした中の一環でありまして、時期は昨年という程度でありまして、ちょっとその詳しい協議録がありませんのでそのように認識いたしております。

○田中健次委員 たぶんそうだろうと思うんですよね、あの現場を見て。だから、当時は4つに分けるということの中で、これは2つを1つにしてもいいんじゃないかという判断ということではなかったかと思うんですよ。

そういう中で、これを4つに分けてするのが難しく1つにしなくちゃいけないと。こうなったときに、やっぱり2つを1つにするのがいいのかどうかいうことは、もう一度その際に工事の出し方として、もう一度そこについては検討を加えるべきではなかったかという気もするんですが、これについてはそういうことは当時選択肢として考えられなかつ

たのか、どうでしょうか。

○嘉村副市長 工事の出し方は、12月17日の伺いにありますように、4工区というふうに部内伺いを出しております。

それまでの過程においても、議員さんおっしゃるように築港地区と、クリーンセンター、浄化センターのアバウト2カ所ですらどうであろうかとかいうのは協議の過程の中でございました。が、4カ所を4工区といたしたところは、4カ所同時で進行することによって早くのけようではないかという原点がございまして、最終的には4カ所、4工区に分けてスケルトンプラス手作業でやりましょうという庁内合意に至ったものであります。

したがって、それを今度は2月5日の協議のときにはその4カ所を4工区に分けてというのが前に進めなくなったと。それから、その中の協議でいろいろ防府市の建設等登録業者の中の発注は難しくなったねという前段の話の中で、後段では、じゃあどんな方法があるだろうかということでクリーンセンターを交えて話をしたわけでございます。

何度も申し上げておりますが、その中で契約ができる者というのは1者ではなかろうかということでありまして、それをまた分けてとといった議論は当日はなりませんでした。

○田中健次委員 随意契約みたいな形になるわけですから、運搬と分別は私は今でも分けるべきであったというふうに考えておりますが、それで一つは、2月5日でそういう一般廃棄物の業者がいるということでクリーンセンターのほうから聞いたということですがけれども、その業者の経営規模だとか、それからそういった外形的な業者の能力といいますかね、そういうものについてもあわせてそこで詳しく聞いておるわけでしょうか。それとも、ただそういう業者がおるという話だけなんでしょうか。

○嘉村副市長 防府市の建設工事等登録業者については、例えば、土木であればAからDまでとか（発言する者あり）防府市の建設工事等登録業者につきましては、それで進める場合は経営審査事項とかAとかDとかいうのがございますけれども、クリーンセンターのほうについてはそういう経営審査事項等が審査の対象にはなっておりません。ただ一般廃棄物の処理業という許可の免許を持っているものでございます。

したがって、零細業者じゃねという認識はありましたが、いわゆる経営審査が何点とかいったところまでには協議には至りませんでした。

○田中健次委員 一般廃棄物の業ということなので、経営審査が何点ということはそれは必要ないのかもしれませんが、例えば、どれぐらいの車両を自己保有してるだとか、あるいは重機をどれぐらい自己保有してるだとか、あるいは経営的なものでいけば資本金がどうか、そんなことは多分最初に市のほうに届け出る資料なんかにはそういうことが幾らかあるはずですよ。

いただいている資料の中では、車両台帳でダンプが1台、あとパワーゲート、あとは保冷車とバンというふうになってますけれども、そんな形で一番大きいダンプも2トン車ですね。こんなような形で、そういうところで零細でそれのできるのかどうかというのはやっぱり考えないといけないところではあると思うんですよね。その辺については、担当者のほうからそういう話は余り詳しくはなかったわけですか。

○嘉村副市長 要は、前段は防府市の建設工事等登録業者に、要するにスケルトンプラス手作業で発注しようというところを主にやりましたけれども、その道が閉ざされたねというところで、今度はクリーンセンターの職員に協議に加わっていただいたわけでございます。

そん中で、じゃあ、どんな方法があるんかねといったところで、要するに防府市の一般廃棄物処理業の許可を受けてる業者は、業者のうちスケルトン、ロータリースクリーン等を使用してごみの分別の処理業を有しているものは2者ですよという説明がございましたけれども、その業者の規模等々についてはそれ以上深く検討はいたしておりません。要は、この時点ではどういう方法で契約に持ち込めるのかといったことが、この入札審査会の後の入札審査会メンバーによって協議したわけでございます。

したがって、要するに市の処理業の許可があっても、県の施設の許可がないじゃないかという協議も出まして、当然クリーンのほうからはスケルトン、ロータリースクリーン等は県の設置許可が必要なかったから当然持っておりませんよというような説明等もいただきました。

そうなると、市の許可業者であっても処理ができませんかというところも協議されまして、2月5日では要は市の処理業があっても、要件として県の設置許可があるかないかそこを確認しなければできないねというところでもあります。

○伊藤委員長 副市長、時間もかなりかかっておりますので、質問で問われたことだけ答えてください。

○田中健次委員 一般廃棄物の、今までのスケルトンでやる道は閉ざされた。しかし、一般廃棄物のその市の許可をとってるということは必要な条件かもしれませんが、しかし、非常に零細な業者さんであればそこで十分やれるのかというか、必要条件はクリアしてるかもしれないけども、十分条件ていいますかね、そこがやりきれぬかどうかという条件の審査というのか、必要なことは必要なんだろうけども、それで相手がやれるかどうかというところのその十分条件の確認というのは、結局はしてないということになるわけでしょうか。

○嘉村副市長 それにつきましては、今後段のちょうど説明をしようと思ったらとめられ

ましたのであります。

市の処理業者であって、かつ県の設置許可を有しておれば、そことの協議ができるんじゃないかと。要するに、法律上がクリアしてあればそことこは協議ができるんじゃないかと。その協議の中で、本当にその業務ができるのかできないのかを協議いたしましょうというのが2月5日の段階であります。

したがって、私もよく中身、業者の名前も余りよく知っておりませんでした、申しわけないんですけども。そん中でその業者ができるかできないかについて、きちんとクリーンのほうで協議を始めようではないかというのが2月5日の申し合わせでございました。

○田中健次委員 その結果、できるというふうな御報告をいただいたと、そういうことでいいわけですかね。

○嘉村副市長 2月5日で、要するに県の設置許可があるかどうか、大変重要なことで文書照会しようということでやりまして、2月9日付で出しております。

それについては、みなし許可だというファックスが送られてきたのが11日か12日か、そのころであったと思います。それを受けて、15日の庁議の後メンバーに、じゃあ交渉に入ることにしてゴーサインをしましょうねという確認をとった次第であります。

その後、交渉等を経て、多分15日にゴーサインを出しておりますので、16日か17日かずっと協議をそれから入ったというふうに報告を聞いております。その中で、できるというふうに判断したと聞いております。

○田中健次委員 流れはそれでわかりましたが、それで前段の県とのやり取りのいろんな文書については副市長の決裁になっておりますから、その辺の事務的なことについては市長の決裁を受けていない形ですけども、この一連の経過の中で、いただいた資料の中で市長の決裁があるのが12月の中旬ぐらいにあった処理方針を決めるその決裁ですね。

それから、あと契約の段階での市長の決裁という形になっておりますが、そのときには当然市長にも報告をして指示を仰ぐということもあったんかもしれませんが、それまでの中間の段階で市長に報告だとか、あるいは市長から指示を受けるというようなことで何かあったわけでしょうか。

○嘉村副市長 12月17日のいわゆる伺いは、それまで災害対策本部ができて、復興本部ができて、数限りなく繰り返しこのごみ混じり土砂について協議をいたしました。

どういう方向性をもっていくのか、いわゆる意思形成過程において、きのうよかったものが次の日アウトになったりもいたすわけですが、そして12月17日の伺いは県との事前レク等々を踏まえほぼいけるというところで、最終的に市長の決裁をいただい

たものであります。

それまでは、庁議の席とか打ち合わせのときに、今は築港とかクリーンセンターについてちよるごみの処分方法について検討してますよとか、ほぼ補助がつくんじゃないかと思うとかそういうことは、決裁ではないけれども口頭で報告したように記憶をいたしております。

それから、契約についてもですが、いろいろプロセスの過程にあっては逐一市長に報告しても仕方ありませんので、そのプロセスの過程については私のほうで判断をさせていただきましたし、今県のほうが、例えば26日で前に進むことができなくなったというようなことについては、すぐ直後に報告等はいたしたように記憶をいたしております。

そして、そういうのは決裁ではありませんが、こういう状況にあるよというのは報告を時々いたしてきたところではありますが、重要な案件については最終的には市長の決裁をいただいたといったものでございます。

○田中健次委員 2月15日に、庁議の後に入札指名審査会というのかどうかわかりませんが、この業者と交渉に入るといふことを決定したというふうな形で本会議で答弁されておりますが、これは、だから市長も庁議の後、庁議の場を借りてという感じになれば、これは当然市長もそれに一緒におったということになるわけですか。

○嘉村副市長 2月5日の入札審査会のメンバーで協議をいたしました。そして、9日に確認をし、12日に県御当局から御回答もいただいたというところで、その確認がとれたので15日の庁議の後、メンバーに行くぞというふうには報告したわけですが、庁議終了後でございますので、メンバーの方にちょっと残ってもらってその確認をとったものでございます。市長、あるいは教育長、水道事業管理者等はそのときにはもう退出した後でございます。

○三原委員 先ほどの話では、市内4カ所ですね、仮置きされてる土砂のうち2カ所が最終処分場に運搬してそこで分別処理するということでしたね、でよろしいですね、2カ所。2カ所の、今4カ所ありますね、そのうちの2カ所分は処分場へ持って行ってそこで処理するということでもよろしかったですね。

今回の土砂分別処理、運搬業務委託という点なんですけど、その最終処分場に運搬して一応仮置きという形になると思うんですけど、仮置きですかね言葉は。そこの山林の造成工事がありますね。これ完全な工事と思うんですけど、これも随意契約の中に委託料という形になってると思うんですけど、これはどういうわけですか。

○嘉村副市長 私どもは、いわゆる分別作業の一環として、大きな木等はないわけですけども、簡単な刈払いというのはその作業の前段の作業というふうには認識をいたしております。

ます。

それから、その中に占めるウエートでございますけれども、例えば舗装と土木等が入った場合については、舗装で出すのかあるいは土木で出すのかいろいろけんけんがくがくとやるわけですが、その占める割合が本来業務のほうがはるかに多いというところについては、そちらにお願いをしてるのが通例でありますので、その分別作業の一環としてとらえていたものであります。

○三原委員 本来業務と言われますけど、本来業務は恐らく入札等で行われた業務ではないかと私は思います。

それでね、長い間やってきましてもう一度確認をしたいんですけど、先ほどから副市長入札指名審査会の会長ということで、最終判断としてこれでやれるということで、何度もこれでやれるということをおっしゃいました。

クリーンセンターの所長並びに職員の方から、これやれますという報告を受けてこれでやれるということで、ただ報告だけで、先ほどから言いました経審も参考にしない。さっきの話では委託の場合は必要ないということも言われましたが、ただ報告を受けただけで中身がないのに、やれるやれないで決めてしまうというのは大変安易で無責任だと思わんですが、再度やれると判断された根拠とその具体的な判断材料をちょっと教えていただきたいと思います。

○嘉村副市長 基本的には機械設備があるかというのが一つ。それから人が配置できるかというのが2番目。3番目にはそれを運転するというんですか、ためのお金があるかというのが私は3要素ではないかと思っておりました。

それで、その3要素については、いずれも所長、副所長から、そこについては大丈夫だというふうな報告を受けましたことが第一番、やれるという判断した根拠であります。

○三原委員 はい、わかりました。機械設備があるか、人的な配置ができるか、運転資金があるかということが3要素で、所長、副所長のほうから大丈夫だということで何回も出ておりますが、人員配置の場合は従業員2人ということで、先ほども完成保証も受けられないということでありましたので、この点はまたさらにほかの段階で尋ねていきたいと思っておりますので、私はよろしいです。

○土井委員 ちょっと1点だけ。ちょっと最後に1点だけお伺いしますけれども、県は県内に許可業者はいないであろうということなんですよね。確かにいないんですよ。いないけれども、防府市と同じような許可を出しちよる、それは県は関知してないわけですか。スケルトンバケットなりスクリーンバケットで、可動式であれば要らなくてよと思って思っちょっとから許可出しとるわけですよ防府も。それと同じようなことを、他市であるかな

いかというのには県は把握はしてないわけですよ。

だから、県が把握しておらんとというふうに把握しちよるのは大きなもんだけですよ。防府市と同じような許可をもらっているところがあるかどうかというのは、随契にするかせんかときの大きな判断になるわけですけども、少なくとも県内、これだったら県内も要らんのかなもしれんけども、せめて県内でもいいんですが、それは調査をされましたか。

○嘉村副市長 2月5日協議したところ、あるいは15日にゴーサインを出した時点では調査をいたしておりません。

○伊藤委員長 ほかよろしいですか。

ちょっと私から1点だけ確認をさせて、今すぐ答えられなかったらまたで結構ですが、25日の本会議のときの答弁と随分きょう変わった部分があって、本会議のときには2月5日は入札審査会だったというふうに答弁をされておられます。それから、2月15日も臨時の入札審査会だったとこのような答弁をされております。

先ほどお聞きしたら、どうもこの両方ともが正式な入札審査会ではなかったということで、正式な入札審査会が何回、いつ行われたのか。実は、この入札審査会にかかる資料が全く、請求しましたが出てきておりません。これはあるのかないのかわかりませんが。ということで我々もいつ入札審査会が何回開かれたのか全くわかってない状況であります。

その点を、もし今わかればで結構ですし、わからなければまたいずれお答えいただきたいということで、いかがでしょう。

○嘉村副市長 アバウトで申しわけありませんが、災害以降、災害対策本部、復興本部あるいは入札審査会、あるいは部内の5部の協議等々で、発注方法については幾度もなくこういう方法がいいね。ですから、申しあげましたように……

○伊藤委員長 すいません。入札審査会がいつ開かれたかということだけ教えてください。

○嘉村副市長 ああ、わかりました。はい。審査会の案件というのは、すべてが調整が終わって出すときが入札審査会であります。したがって、入札審査会には最終形で上がってきてそれを承認するものでありますから、最終形の前は一たん閉じてその事前協議等をいたすものであります。

メンバーによる協議をいたしました。審査会そのものの、いわゆる一覧表にしてこの方法でといった資料については、審査会そのものには上がっておりません。その審査会を閉じて、そのメンバーで幾度もなく協議をいたしております。

○伊藤委員長 いろんなこういう方針を決定したのは入札審査会ではなくて、非公式な会議の中で決めていったということによろしいですね。

○嘉村副市長 入札審査会のメンバー及び復興本部の5部による、これは5部長以上に担

当者等もたくさん来ております。その中で、いわゆる入札の仕方についてどういう方法あるのかというのを……

○伊藤委員長 入札審査会ではないということはわかりました。

○嘉村副市長 はい。ところで協議をいたしております。

○伊藤委員長 はい。それでは、嘉村副市長への質疑は終了いたしました。嘉村副市長におかれましては、大変長時間ありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

〔嘉村副市長 退室〕

ここで3時25分まで休憩といたします。

午後3時12分 休憩

午後3時25分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

では、続きまして古谷前生活環境部長に入室していただきます。

〔古谷前生活環境部長 入室〕

○伊藤委員長 古谷前生活環境部長におかれましては、お忙しいところ御出席くださりましてありがとうございます。また、長時間お待たせいたしまして大変申しわけございません。本委員会の調査のために御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、各委員からの共通事項について私より質疑をさせていただきます。先ほど同様に、5つの事件についてまずは私のほうからまとめて質疑をさせていただきます。じゃあ、よろしく願います。

まず最初ですが、一般廃棄物にした理由、経緯にかかるものですが、災害で発生した土砂、これを一般廃棄物として取り扱いを決めたのはいつでしょうか。またその理由はどういうものによるものでしょうか。また、県は産廃扱いとしているものが、同じ災害で発生した土砂でありますのに何がどう違うか。この点について見解をお答えください。

○古谷前生活環境部長 お答えいたします。我々のまず仕事を受け持つおる中で、産業廃棄物というのは産業活動、それから事業活動、これに伴って排出されるものが産廃であるというふうに我々としては認識しております。

今回につきましては、その出た廃棄物そのものが災害により出たものということで、災害廃棄物という考え方がございますので、これは法的にはないんですけれどもそういう考え方がございますので、その真意を確認するために9月11日弁護士に相談を持ちかけまして、9月15日に弁護士のところに出向きまして相談してまいったところでございます。

その中で、今回の平成21年7月中国・九州北部豪雨災害であることに注目すべきであると。つまり、災害対策基本法第50条第6号、これは災害応急対策及びその実施責任に基づきそれらを処理する実施責任が防府市にあり、それを行う根拠法令が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項ということになるので、この第4条第1項で市には一般廃棄物を処理する責務があるとうたわれております。

これから判断すれば、必然的に一般廃棄物として取り扱うべきであることが判明するというふうに先生がおっしゃっておられます。これがもとでございます。

それから、県が産業廃棄物にしたという経緯につきましては、私どものほうは承知しておりません。ただ、産業廃棄物で取り扱っているということについてはお聞きしております。

以上です。

○伊藤委員長 1日の土砂処理量が5トン以上であれば許可が必要ということがありましたけども、廃掃法ではどのような施設や重機等を対象としているのか、どのように認識しておられますでしょうか。

○古谷前生活環境部長 5トン以上の処理能力を持つ、移動式であれ、可動式といいますか、これについて5トン以上のものについては、施設であるというふうに確かに廃掃法の中に書いてございます。

その廃掃法の中で、5トン以上という認識の解釈の仕方とすれば、我々とすれば県のほうが5トン以上について一般廃棄物処理施設の施設に当たるということで判断されておられますので、それに従うという考え方でございます。

以上です。

○伊藤委員長 最終処分場への搬入についてですが、これは最初から最終処分場へ搬入するということは考えられましたか。

○古谷前生活環境部長 当初は産業廃棄物、失礼、もとい、最終処分場へ搬入するということにつきましては考えておりませんでした。

まず、それぞれの場所で廃棄物を処理していくという考え方に基づいて、それぞれのあとは廃棄物をのけたものについては使えるということでございますので、最終処分場へ最終的に持っていくというふうに決めたのは、その後の残りとしてどのように使うかということで、最終処分場の覆土として使えばいいではないかという考え方が出てきたわけです。それで、最終処分場へという考え方に至りました。

○伊藤委員長 災害土砂を一廃か産廃かという判断をされたとき、弁護士に御相談されたということですが、他の事例というのは調査されましたか。

○古谷前生活環境部長 事例は調査しておりません。

○伊藤委員長 では2番目の、県としての協議の中身についてお聞きします。

まず、4カ所の仮置場の処理ですが、1カ所ずつ順番に処理ということが答弁の中にあつたわけですが、それぞれの処理場所での設置許可が要るのではないか、その点について県に相談というものはされましたでしょうか。

○古谷前生活環境部長 1カ所ずつの相談についてはしておりません。トータル的に考えて相談したということがございます。

○伊藤委員長 これその場所、設備とか設置場所を限定してというふうな文言にとれる部分があるんですが、4カ所こう移動しても1つの設置許可でいいという解釈をしてたと。

○古谷前生活環境部長 はい。そういうことです。

○伊藤委員長 それから、県から再三にわたって事業計画というものが求められておりますが、何カ月も市のほうがそれに応じれなかったというか事業計画を示せなかった。これについてどのような理由がありますか。

○古谷前生活環境部長 県のほうのおっしゃっておられるのは、12月1日、事業計画を示せということで文書を出されたというふうに聞いております。その中で、我々のほうとすれば現実問題としてこれをどのように処理していくかという問題については、査定を受けるについても必ずこの計画が必要でございます。

それに向かつて準備を進めまして、12月11日、県の査定ヒアリングございましたので、このときに計画書についてはお出ししてるということでございます。

○伊藤委員長 それでは3番目ですが、契約に至る経緯についてであります。まず、市がスケルトン使用での処理計画、これを立てたのはいつになりますか。

○古谷前生活環境部長 最終的にスケルトンでやっていこうということを考えたのは、10月26日、副市長と庁内協議を行っております。このときに、4地区に仮置きしている土砂について、スケルトンを主体とした処理方法で行うことを前提に資料収集しようということになっておりまして、翌10月27日から副市長が各建設業関係者のところへ見積書の提出のお願いをして回っておられるところでございます。

○伊藤委員長 処理計画というのが立ったのはいつですか、スケルトン使用ということで。その処理計画できたという。

○古谷前生活環境部長 処理計画が確実にできたというのは、だから12月11日提出する前ということでございます。

○伊藤委員長 昨年11月の臨時議会で補正予算として上がったわけですが、この時点で議案としては出てます。土砂分別処理運搬業務ということになっておりました。これは、

そのようなことになってたんですが、仮置場としての最終処分場ですね、ここの伐採というようなものの中に入っているんですが、こちらも随意契約とできると考えるのはどのような理由からでしょうか。

○古谷前生活環境部長 主体委託が分別ということでございますので、それに附随した契約ということでそれでその中で賄えるというふうに考えたものでございます。

○伊藤委員長 みなし許可についてであります。これは当初の予定のスケルトンでも変更した計画のスクリーンでもオーケーだと考えておられますか。また、産廃処理業者に対するみなし許可の適用は考えませんでしたか。

○古谷前生活環境部長 このみなし許可というものは一般廃棄物処理施設の許可でございます。これを要するに実際に使って、いわゆる防府市で一般廃棄物処理の業の許可を出しているということで、それを使っておられるということで、私どものほうこういうことで使っておる会社があるけれども、これに対して県の考えとしてまだ県の許可を受けてないけれども、これはどういうふうに扱うのかということでお聞きしておったところでございますので、普通の建設業とその他の会社について、これに該当するということは県に申請がない以上難しいというふうに考えておりました。

○伊藤委員長 そのみなし許可ていうのは、スケルトンということだったわけですが、後のスクリーンということになったわけですが、こちらでもそのみなし許可が適用されるというふうに考えましたか。

○古谷前生活環境部長 市の一般廃棄物処理業に対して申請が出たのがスケルトンと、中心としたものとしては——ロータリースクリーンということで申請が出ておりました。これとスケルトンということでございます。

○伊藤委員長 じゃあ、契約時には自走式スクリーンということになっておりますけども、これロータリースクリーンとまた別物であります。この自走式スクリーンでもみなし許可が通用すると、適用されるというふうに考えられましたか。

○古谷前生活環境部長 いいえ。それはまだ、県の許可おりてないわけですから、それは別物だということです。

○伊藤委員長 2月15日から3月12日まで、3月12日契約なわけですが、維新さんとの交渉の詳細、どのような交渉が行われたか。それから、この業者の方と市のほうではだれが交渉に当たったのか。

いわゆる交渉がかなり難航したというような答弁がございました。その交渉の中身が、資料としては、記録としては提出されておられませんので、どのような部分で難航したのか、どのような部分が問題となったのか等々で、実際にどなたが業者と交渉をされたのか、こ

の点についてお答えください。

○古谷前生活環境部長 交渉につきましては、事務的なものにつきましてはクリーンセンターの所長、それから所長補佐、それから施工面につきましては業務支援をお願いしております道路課、河川課の職員ということでございます。

交渉の内容につきましては、ほとんどが施工に関することございまして、その詳細な詰めが大変難航したということでございます。その手法とかですね、どのように運んでいたり、そこの分別をどのようにしてやっていくのかということについて、非常に交渉難しかったというふうに聞いております。

○伊藤委員長 随意契約は例外中の例外の契約であるゆえに、極力避けるべきだと、これが自治法の本質であろうかと存じますが、スケルトン、運搬、それから最終処分場の整地ですね、これはそれぞれ設計額は幾らという積算をされましたでしょうか。

○古谷前生活環境部長 私のほうでは、ちょっとそのあたりのところ把握しておりません。申しわけございません。

○伊藤委員長 3月25日の答弁で、契約相手の業者について、市内の事務所に2名従業員がいらっしゃるというような答弁がございました。市内の事務所というのはどこにございますか。

○古谷前生活環境部長 私、あの時ちょっと思い違いしておりまして大変失礼いたしました。事務所そのものは秋穂でございます。それで、2名ということをお願いしたかと思うんですけども、これ私の夏に出てきた変更申請のときに見た書類の中に、要するに21年の2月4日付で申請出された書類ございまして、この中に、このときにはシュレッダーのごみを扱うということであったわけですけども、そのときのありました2名がどうも頭に残っておったようで、そのシュレッダーごみの処理についての申請、それに更新の申請に対しての2名だったということで、改めて確認してあのときの話が間違いだったというふうに思っております。

○伊藤委員長 現実には何名でしょうか。

○古谷前生活環境部長 現実には、8月時点で出たときにはちょっと記憶しておりませんが、現在、今社長以下5名の体制で動いておられるというふうにお聞きしております。

○伊藤委員長 契約時点では何名ですか。

○古谷前生活環境部長 契約時点では、そのあたりもちょうとはっきりしておりません。

○伊藤委員長 スケルトンであることが一つの理由となって随意契約、またスケルトン処理ということで国庫補助申請をしているわけですが、許可としては別物になる振動スク

リーンによる契約となったのは、これはなぜでしょうか。

○古谷前生活環境部長 これにつきましては、まずスケルトンと人海でということの基本として初め交渉に入ったわけでございますけれども、その設計見積もりで私どもの職員は設計しておりました。

その後、交渉の過程の中で近々振動スクリーンこれの設置許可がおりるという話をされました。その設置許可がおりたら、この振動スクリーンを主体としてやらせていただきたいという話がありましたので、それにつきまして協議した結果、じゃあ、振動スクリーンこれの設計見積もりではじくのでそれでいいですかということでお話したところ、業者のほうもそれで結構ですということでお話が出たわけです。

すいません、その前に、スケルトンと人海というふうに申し上げましたけれども、そのときにはロータリースクリーンの間違いです。これはちょっと、かえとっていただきたいと思います。当初の設計につきましては、ロータリースクリーンで出てるはずですよ。

○伊藤委員長 市内のこういったことができそうな業者、数社に許可をとらせて入札させようと、このような動きがあった、また話を進めていたというような話が仄聞するにあるわけですが、これは事実としてはいかがですか。

○古谷前生活環境部長 ちょっとすいません、もう一度お願いいたします。

○伊藤委員長 市内の、例えば建設業者、産廃の免許持ってるとかそういった、こういった事業ができそうな能力としてですね、許可じゃなくて。こういった業者に数社に声かけて許可をとらせて入札をさせようと、こういった動きがあったやに聞いておりますが、これは事実ですか。

○古谷前生活環境部長 最初、私どものほうは広く市内の業者の方に協力していただきたいという、特にこの災害ということでございますので、広く参加していただいて、皆さんで協力して処理していただきたいという方向でこの事業を進めたいというふうに考えておいたわけです。これは事実でございます。

○伊藤委員長 そういう動きも当初はあったと。

○古谷前生活環境部長 はい。

○伊藤委員長 はい。大久保の最終処分場内での分別処理をする部分があるわけですが、約半分ですね。これについては許可は要らないのではないかと、これについてはどうですか。

○古谷前生活環境部長 すいません、許可が要らないとは。

○伊藤委員長 業または設置許可、それぞれどうでしょうか。

○古谷前生活環境部長 要するに、半分の、今おっしゃっているのは県の築港用地にある分と、それから民間の用地を借りてるところの土砂だろうと思うんですけども、これに

つについてはその民有地、それから県有地で中間処理を行うわけでございませんで、あくまでこの搬送につきましては、要するに私どもの委託がないとできないということでございます。

○伊藤委員長 委託であれば……

○古谷前生活環境部長 すいません。設置許可についてはそれは必要ないと。

○伊藤委員長 必要ない。

○古谷前生活環境部長 はい。運送に限るわけですから。

○伊藤委員長 次に、補助金の件についてお聞きします。当初、工法はスケルトンと人海戦術と、これ今言われたロータリースクリーンじゃったということらしいんですが、これで4カ所の分離発注の方針で補助申請をされたと。

その後、スクリーン2台ということに変更がされていますが、この変更の申請は県を通されましたか。行われたのは、またいつだったでしょうか。

○古谷前生活環境部長 この変更については、県に私は変更の申請していないと思っております。

○伊藤委員長 では最後に、一般廃棄物処理業の許可を得た経緯ということではありますが、昨年8月、随意契約の相手業者であります、一般廃棄物処理業の許可をした、このことの判断はどういう考えによるものでしょうか、法に照らしてですね。

○古谷前生活環境部長 ちょっとすいません。ちょっともう一度。

○伊藤委員長 維新さんに一般廃棄物処理業の許可を出されたわけですね、昨年8月。これは、根拠としてはどういう根拠で、どういう理由で処理業の許可をされたのですか。

○古谷前生活環境部長 維新さんそのものは、先ほど申しましたけれども、ごみの中間処理ということで、シュレッダー、紙ですね、紙のごみ処理については既に許可をとっておられるわけです、私どもの業の許可ですね。これをとっておられるわけです。

それに、その事業を拡大するというので、8月の時点でこの申請が出てまいりましたので、機械等の設置、機械等のものを確認の上、それで許可をおろしたということでございます。

○伊藤委員長 随意契約の相手業者に対して、一般廃棄物処理業のどのような仕事について許可をされましたか。もともと紙、シュレッダーと思ってますけど、その後8月の許可ではどのような仕事について許可を出されたか。

○古谷前生活環境部長 処理業の範囲ですけれども、いわゆる事業拡大ということでプラスチックとしてロータリースクリーン、スケルトンでのごみの分別ということで許可を出しております。

○伊藤委員長 ロータリースクリーン、スケルトンでのごみの分別ということによろしいですか。

○古谷前生活環境部長 ごみの分別、中は、正確には処理業務の範囲は紙くず等の裁断、それからごみの分別、括弧でロータリースクリーンとスケルトンバケットするということにしております。

○伊藤委員長 同施行規則 2 条の 2 による許可基準に適合している、このように判断された根拠、要は廃掃法の第 7 条 5 項第 3 号に当たるわけですが、その根拠というのは何でしょうか。

○古谷前生活環境部長 私どもの段階では、書類はきちっと整ってる、機械等もきちっとあるということでしたので、私とすれば間違いないだろうということを決裁したわけでございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員より質疑をお願いいたします。

○田中健次委員 今、御答弁いただいて一番最後の部分なんですけれども、廃棄物処理法では書類が整っておったら許可が出せるということではないんですよね。市が、今の場合には中間処理ですから、市が中間処理をするということが困難だという場合にだけ許可が出せるわけですよね。いわゆるシュレッダーごみについては、これはほかの業者さんも一般廃棄物の処理という形で、そういう紙のごみについては収集をされるという中で、それをそういう届けが出ればそれを拒む理由はないのかもしれませんが、今許可しているのは土砂と一般廃棄物を選別するという形で、こういうものが防府市がやるのが困難だというようなことがあるわけでしょうか。

○古谷前生活環境部長 機械を使うということにおいてそういう機械を私どもの方、持ち合わせておりませんので、それで出したという、許可したということでございます。

○田中健次委員 ただ、この場合には、市の基本的な収集計画だとかそういうものにのっかってやるというわけですよね。そういう中で、例えば、そういうものが今後出てくるといようなことが予想されたわけでしょうか。予想もされないのにもかかわらず市の方でそれがないから出したと、こういうふうになるわけですかね。

○古谷前生活環境部長 議員おっしゃるとおり、ないからということで判断したつもりでございます。

○田中健次委員 ちょっとそうなるとその法律の解釈がちょっと違ってくるんじゃないかという気がしますが、それはそれで置いておきます。

それから、環境アセスというふうに、これは副市長が答弁したり、それから古谷さんも

答弁されておりますが、これはいわゆるミアセスというような形だと思うんですね。廃棄物処理法で環境アセスメントが必要なのは、非常に規模が大きな最終処分場だけで、市が今計画しているメタン発酵の焼却施設なんかでも環境アセスは必要なくて、いわゆる生活環境影響調査——ミアセスというような形のもんなんですが、これは県の方がそういう言い方をしているわけでしょうか。

○古谷前生活環境部長 当初、10月の16日にここの保健所、もとの保健所ですけども、こちらの方で話を聞きましたら、その環境アセスという言葉が出てきたわけですけども、現実問題、議員おっしゃるとおり、これは生活環境影響調査ということでございますので、ちょっとニュアンスが違うかと思えます。

○田中健次委員 それと、先ほどの副市長は直接、県の職員と会われたりということはないかと思うんですが、古谷前部長が県の職員と会って話をされたというのはどの段階でどのような話をされたのか、その相手はどなたであったのか、それについてお聞かせください。

○古谷前生活環境部長 まず、私が最初にお話をしたのは、防府の健康福祉センターですか、健康福祉センターの末吉さんと、それからもう一人が、ちょっともう一人の方名前を忘れましたけれども、その上の方だったと思えますけれども、その方が1月の26日に私のところに参られまして、スケルトンについても施設の許可が要ると、そういうことでお話に来られました。その内容で県が決められたからにはそれ変わることはないだろうと思いましたので、実に困ったことになったなということを、そのときに感じたのが、まず最初でございます。

それから、次が2月の2日、今度は県の方に参りました。この県の方に参ったときに、私どもの質問状というか文書回答をお願いするというのでそちらの方に持ってまいりましたけれども、そのときにスケルトンがこういうことになったが、じゃあどうしたら私どもの方はいいんですかということをお尋ねしたら、県の方としてはまず業者を決められてそれからその業者に許可を、施設の設置許可をとっていただいて、それから契約をされたらどうですかというお話、それでその許可をおろすについては1カ月程度かかりますよという話はお聞きしたところでございます。この話を受けて、私どもも返って副市長に報告をしたというところでございます。（「そのときの県のお相手は」と呼ぶ者あり）元永さんとそれから才本さんだったと思えます。

○田中健次委員 それで、2月の2日に行つてすぐ2月の3日付の県の文書が出ております。この2月3日付の県の文書ですけども、3172号というふうに番号が打ってある2月3日付の文書ですが、これの回答で、一番最後に、一番最後の問いが、「自走式重機

にバケット等を装着して選別作業等を行う場合で、一般廃棄物処理施設として設置許可を受けなければならないのは、いかなる場合か。現時点で判断できるものについて御教示願う」と。

回答として、一般廃棄物の処理（保管中の一般廃棄物の分別を含む。）を行う場合は、「1日当たりの処理能力が5トン以上であれば、移動式、固定式にかかわらず一般廃棄物処理施設に該当するから、その設置許可が必要である」ということと、「なお、処理能力は重機による一般廃棄物の処理可能量であること」と、そういうふうに書いてあって、その後括弧書きで、「土木工事に係る分別行為や、一般廃棄物最終処分場内での維持管理で実施する分別行為については、それぞれの事業の一環であり、一般廃棄物の処理には該当しないので、一般廃棄物処理施設の設置許可は要しないと解する」と。括弧書きでこうやって書いてあるわけですよ。

これを見ると、要するにこういうふうになれば、防府市が設置許可云々で困っているのであれば、こういうものを利用すれば、これは設置許可なしでもできるというアドバイスをこういう形でしているようにも思えるわけですが、これについてはどんな受けとめをされたわけでしょうか。

○古谷前生活環境部長 山口市が最終処分場内で機械を使われて処理されたというふうに聞いております。これにつきましては、量が私どもに比べてもう全然量が違うということで、私どものほうで考えておりましたのは、要するに最終処分場内で処理する。しかしそれから持ち出すと、土砂等を持ち出すことについて問題があるというふうに県の方からお聞きしております。そのあたりでこれは最終処分場内で処理するのは難しいということだ判断したわけでございます。

○田中健次委員 それでは、そういう形でもし分別をその業者にゆだねるにしても、これは本会議場では副市長が答弁をされましたけれども、その分別と運搬を分けるということですよ。大久保のほうまで運ぶのは、これは一般廃棄物であっても市の委託を受けた場合にはどの業者さんでも運べる、あるいはもし分別した有価物の土砂を運ぶにしても、これは有価物ですから、これは一般廃棄物業者でなくても運べるということになるわけですが、その辺について分けるということについては当時の判断では難しいということだったわけです。難しければどういう点が難しいというふうに。

○古谷前生活環境部長 分けて工事を発注する、工事、その部分を運搬について別に発注するという事も考えないではなかったわけでございます。しかし、分別作業の進捗状況に併せて運搬する必要があること、要するに一遍に運んで処理すればいいというスペースございません。だから、その適量を運びながらその中で処理していくと。そして、その処

理したものについて土砂をそのためていくと、第3工区の予定地にためていくということにしないと、なかなかその持って行って、どさっと持って行ってやればそれで済むというようなもので、効率的にも難しいということで、運搬とその中間処理作業については、緊密な関係があるということが一つ。

それから、運びについても、きょうは作業をやるけれども、雨が降った場合にはじゃあどうするのかと、そういった問題。

それから、狭い場所での作業ということでございますので、トラックがその適量を運ばないで、どんどん持って行った場合に、いわゆる錯綜して大変作業がしにくくなるという点がございましたので、これは一括して発注するしかないなということにいたったところでございます。

○田中健次委員 その前の段階で、2月5日に関係者が協議を、入札指名審査会の後か何かで協議をされておりますが、そのときには生活環境部長は入札指名審査会のメンバーではなくて、なかったかというふうに聞いておりますが、その後、担当者を入れて協議をして、一般廃棄物の市の許可をとっている業者がいるというふうにクリーンセンターの担当者のほうから聞いたという話が片方であるわけですが、その協議には部長は参加をしてないわけでしょうか。

○古谷前生活環境部長 はい、参加しておりません。

○田中健次委員 それでは、その後2月15日の協議の後、指名審査会のメンバーというのかそういう人たちにこれで行くというような形で業者との交渉に入るといような決定というのか確認をしたと。このときにはおられたのでしょうか。

○古谷前生活環境部長 このときにもおりません。

○田中健次委員 それでは担当者、クリーンセンターの担当者が協議、交渉すると、交渉に入るとい形で交渉すると、その交渉の結果というのか過程については部長とすれば、当時部長とすればどの程度その途中の交渉過程とかそういうものについては聞いておったわけでしょうか。

○古谷前生活環境部長 工事の内容が、工事というのかそのどのように仕分けして、どのようなことをするのかというところで、設計を担当してもらった土木のほうの職員と詰めておるといことまでは聞いておりますけれども、なかなか合意にはいたらんのだということで、クリーンセンターの職員からは話を聞いておりました。

で、非常にそのあたり直接私出向いて行って話をしたことございませんので、その状況を逐次報告をしてもらえらるような状態でもございませんでしたので、大変彼らには申しわけないと思っておりますけど、私のほうで指示が出せるものがあれば出せなかったかなと、

今ちょっと考えておるところでございます。

○田中健次委員 それで、最終的にある程度の業務の執行ができるというような形の交渉というのか、それがまとまったというような中身で、それについてはどういう点が交渉の中で重視されたのか、例えば、実行能力の中でこんなものは必要だというようなことは何か聞いておるのか、あるいは当時の部長のほうから注文をつけるということがあったのか、その辺についてお聞かせください。

○古谷前生活環境部長 私のほうから注文をつけることは全くなかったと記憶しております。で、聞いておるのが、いわゆる小さい会社でございますので、要するに前払い金とかそういった話はあったとっておりますけど、この仕事については機械と人がいれば、要するにこつこつとやっていけるんだということ、それからこの仕事については私どもでできる、それから責任を持ってやりますということを聞いた記憶がございます。

○土井委員 古谷さんは、さほどほかの人ほどこの中に関与してないというような話も伺ってますんで、わからんことはわからんと言うて、言うてもろうて結構ですが、まず8月19日の起案、8月25日に許可を出した業者ですけど、一応起案の中ではその防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の17条に合致していると、こういうふうに出てあるんですよね、ですよね。そこで、防府市の条例の第1番に、市長は次の各号に該当しちよらんにやいけませんよと、こう言っているんですが、その中の一つに、申請者が本市内に住所を有する者、括弧として、法人にあっては本市内に主たる事業所、または営業所を有する者であることというのがあるわけです。もちろんただし書きもありますが。そうしたときに、先ほどの御答弁では、市内には事業所はないというふうに発言されたと思うんですけど、そこちょっと確認させてください。

○古谷前生活環境部長 私が、先ほど申しましたけれども、そのところはちょっと今記憶としてはちょっと定かではないんで大変申しわけございません。

○土井委員 わかりました。じゃあ所長さんに聞きましょう。

2点目も、これは田中委員さんも聞かれておりますが、17条の3項3号に市による一般廃棄物の収集、運搬または処分が困難であることが、これまた許可の条件になつとるわけですけど、そのとき既に、もうこの土砂の処分は市では無理だということを承知しておったということで解釈していいですか。

○古谷前生活環境部長 私とすれば、そのように思っております。

○土井委員 だとすれば、先ほども田中さんがおっしゃいましたように、市内の業者に1人ではできんわけですから、だれがおるかもわかりやせんし、もっともっと多くの人にやってもらえるように、相当、8月26日ですから、3月31日まではそれこそ8カ月ぐ

らいあったわけですから、相当、日にちがあったというふうに理解をせざるを得ないということをちょっとまず申し上げておきます。

それと、前金払、契約保証金、あるいは随意契約、あるいは事件議決をしないことというようなことは、非常に重要なことなんですけれども、ですから、起案は確かにクリーンセンターで部長さんも経由しておられますが、これクリーンセンターの職員、あるいはその部の中ですらとも判断できることではないと思うんですけども、多分上からこうせい、ああせいの話があったんだろうと思いますが、どこからあったか教えてください。

○古谷前生活環境部長 上のほうからこれをこうせいというふうな指示を受けたことはありません。

○土井委員 そうしますと、その前金払オーケー、契約保証金も金が払えんちゃ、はあオーケー、随意契約もどこをどうで勉強されたか知りませんがオーケー、事件議決もオーケーというのは、どの段階でだれが判断されたわけですか、上からおりてきたんでないとするならば。

○古谷前生活環境部長 私の段階で、私が思ったのは仕方がないというのはまず一つでありました。どういうことかと言いますと、まず、この土砂については早急に撤去しなければならないというのがまず1点。それから、聞いている話の中で、私が思っているというか、自覚している中ではこの事業については年度内に終了しなければならないというふうな考え方を私どもは聞いておりましたので、これは、その中で聞いておりましたということと、この仕事が、この仕事そのものが機械と、先ほども申しましたけれども、機械があって人がいればやれるという仕事でございますので、それほど、物をつくったりするような仕事ではございませんので、それは可能だろうということで、前払い金を出せばそのあたりは体制は整えていただけるというふうに思った次第でございます。

○土井委員 ですから、逆に言えば、多額の前金払を払わんにやできんとか、契約保証金にいたっては、もし持ち逃げされたり、あるいはその完成保証がなかったときにだれが責任をとるかとか、非常にその怖い話なんですよね。それを全部部長さんが判断をされたということですか。

○古谷前生活環境部長 それは私自身とすれば判断したというところではないんですけども、上のほうとして考えた場合に、ここでやれというふうに指令を受けておりますので、ここと協議せえということで受けておりますので、そこまで話をまとめて、あとは上が考えることかなというふうに思ったわけでございます。

○土井委員 上のほうから維新と話を進めろという段階で、ノーズロでいいよという、全部お任せの委任状、から手形じゃないですが、委任状みたいなものをもらって交渉に当た

ったというふうに解釈していいですか。

○古谷前生活環境部長 いえ、そういうことではないと私は思っておりますけれども、とりあえずどういうふうなところでまとまるか、まとめる段階でそのそれぞれのところで判断したということで、私のところでは早くやるためにはここしかないのかなというふうに思ったわけです。

○土井委員 先ほど副市長さんがやれるという判断をした3点セットが人、もの、金という話だったんですが、我々からしたら、人、もの、金は全く保証はできないなという思いはしておるんですが、やれるという確信を持たれたのはどういうところで確信を持たれましたか。

○古谷前生活環境部長 作業そのものが非常にごみを振り分けて運ぶと、仕分けて運ぶという単純なことですので、これはできるというふうに考えたわけですので。

○土井委員 それは大変なことなんですよ、実は。まあええですわ。

ところで、今のその前金払、あるいは契約保証金、随意契約については何か顧問弁護士にもオーケーという相談をしたとかいう話ですけども、9月16日の相談についてはインフォメがあるんですけど、それはインフォメはあるんでしょうか、今のその3つの件については。

○古谷前生活環境部長 これは私のほうは、口頭でその話は弁護士の方からそれいたしかたないだろうというふうに聞いたというふうに、私のほうは連絡を受けています。

○土井委員 あしたの人でいいですから、何月何日にどういう形でだれがその顧問弁護士に相談したかを聞いておってください。

そして、もう一つ疑問点は、普通行政機関であれば、こういう行政上の質疑については県の市町課に聞くのが普通なんですけど、それがいきなり顧問弁護士って、顧問弁護士はむしろ逆に行政的なことはそんなに判例を持ってはいるわけではないかもしれませんが、その意図は何かあったんでしょうか。

○古谷前生活環境部長 別に意図はございません。

○土井委員 意図はない。意図がなければ普通市町村課の方が頭にぼっと普通浮かぶんですが、不思議だなというまず思いがしております。

それから、最終的にその全部を随意契約をしておるわけですが、一番最初の段階で、10月16日の段階で、県はこの許可を持っている業者は県内にはいないであろうということでありましたし、それはそれだろうと思うんです。ところが、防府市のような、防府市が8月の25日に出したような、その当時は許可要らんとするうちにちょっとから許可出したよという業者は県内におったか、おらんかったか調べられましたか。

○古谷前生活環境部長 それは調べておりません。しかし、その後、県としてはその設置の許可をとった人はいないというふうに聞いてますので、ないんじゃないかと思っております。

○土井委員 ですから、防府市は設置の許可をとらんまんま許可を出しているわけですよ、許可は17年ごろには要らんと言うちょっとからちゃちゃ許可を出しちゃったわけですよ。だから、その許可を、その許可というのは、運搬業、スケルトンとか何とか、ロータリースクリーンを使って処理しますよという許可を出した業者が他市にはあったかどうかということなんですよ。

県から許可をとらんやいけん業者はおらんかったことは十分知ってますけれども。

○古谷前生活環境部長 それはちょっと調べておりません。

○土井委員 私は、かなりの部分が何と言うんか、最初から許可が要るよ、要るよって、もう9月の十何日に弁護士相談したときから、どうも県は許可をとれって言いよるわいのと言うて危惧して、要らんのじゃないか、要らんのじゃないかという質問が執拗にそのずっと1月の終わりぐらいまでなされているんですが、私はその入札することそのものではきたんじゃないかなという思いがしております。

というのは、今同じようなことが他市であったかもしれんし、他市で許可してるんがおったかもしれんし、あるいは9月の15日ぐらいからどうもグレーみたいなことを言いよるだ、どうも許可とれと言いよるだ、という言え、それから許可を市内の業者とことん防府で言う、防府の業者にとれとれと言うのは見やすい話ですし、十分時間も期間もあったような気がしますし、そしてあえて言うならば、先ほどその副市長さんも訂正をされましたけれども、我々には本会議ではクリーンセンターの2カ所の分を処理して、そして港にある2カ所を処理すると、現場で処理して有価物になった土砂を大久保に持って行くというふうに聞いてましたけれども、先日現地説明では、汚い段階で大久保に持って行って、大久保でその分別をするんだということがありましたが、それは最初からそうでしたか。

○古谷前生活環境部長 最初は、いわゆる置いておるところでやろうと、中間処理をしようという考え方だったんです。いろいろと協議する中で、ごみも立つし騒音もあるということで、大久保に持って行った方がいいよねという話にたしかになったというふうに思っています。

○土井委員 それはいつの段階でしょうか。

○古谷前生活環境部長 いつだったかというのは、ちょっと今記憶に……

○土井委員 方針を変えられたのは記憶にない。

○古谷前生活環境部長 ちょっと今記憶にありません。

○土井委員 現状のままの土を、少なくとも3月31日に協和発酵は返さんにゃいけんようになっておったと思うんですが、それを誠実に実行するためには、もう2月ぐらいから大久保に持って行く作業ぐらいしなければいけなかったわけですよ。そして、大久保で先ほど御答弁いただいたように、設置許可は必要ないという答弁がありました。そこで何というんか、分別作業をすればいいわけで、だとすれば、全く別の箇所にあるわけですから、港にある2工区の土砂そのものは運搬というのは市内のそういう業者に委託をすれば、運搬業の許可も何も要らんで委託契約が結べたわけですね、結べたわけです。まさしく結べたわけです、それが一点。

もう一点は、これは先ほども申し上げましたけれども、クリーンセンターに積んである土砂に石灰がまじっている部分があると。その30センチの土砂は産業廃棄物として先へのけて、そののけた部分が一般廃棄物になるんだということで、12月15日の段階でもう既に産業廃棄物として処理をするんだという方針が出て、今現在もその上の土をのける作業が営々と進められおりますが、少なくとも上の30センチの土については、スケルトンか自走式スクリーンかは別として、一般廃棄物の処理の作業にかかる前にもう既に産業廃棄物として処分がしてないと、それこそ出会い帳場になってしまうわけですが、そういう意味において、少なくとも石灰で汚れた表土の30センチ部分は一般の産業廃棄物運搬業者に入札でできた、入札でできたはずだということになるわけですが、それをなぜそのすべての部分を一括して随意契約されたか、その辺がわかったら教えてください。

○古谷前生活環境部長 私は産廃の部分だけをのけてということ、私自身がちょっと考えたことがないんで、ちょっとよくわかりません、そのあたりは。

○土井委員 12月15日の市の今からああするよ、こうするよというその中に実は書いてあるんですね。詳しく御存じないならばあした聞かんにゃしょうがないですが、少なくとも12月15日の文書ではそういうふうになっております。

また聞くとして皆さんぐりぐり回しで行きましょう。

○安藤委員 今、土井委員もちょっと言われましたけど、また別の観点から、市内の業者を入札で決めていこうというふうなことについては、部長さんのところで考えられておられましたか。

○古谷前生活環境部長 はい。

○安藤委員 じゃあお尋ねいたします。今、まさに作業が極めて単純であると、人と機械さえあればできるということであるならば、少なくとも市内の建設業者はすべてできると考えられますが、いかがお考えですか。

○古谷前生活環境部長 いわゆる施設の県の許可が要するという前においては、我々とするればこれはすべて委託、市の委託すれば足りるということを考えておりましたので、これは発注できるというふうに考えておりました。

○安藤委員 そうすると、2月2日の防府市の問いに対して、2月3日に県が入札の後に設置の許可をとったらいんじゃないかと、そういう方法でいけるんじゃないかと、そうすると入札は市内の業者を全部入れて入札をして、その後に設置許可をとりなさいということでもいいと思うんですが、そういう考えは浮かばなかったんですか。

○古谷前生活環境部長 私は、県に参りましてこの話を聞きまして、じゃあこういう方法もあるんだったら一考の価値があるなということで、副市長のほうに報告したところでございます。それ以上のことにつきましては、私のほうではどうだったということは、ちょっとその中身については承知しておりません。

○安藤委員 そうすると、その5日の段階で恐らく判断をされたんだろうと思いますので、5日の段階に入っていられないわけですね。そこで決まったということですね。それと古谷さんはそれを知らなかったと。

○古谷前生活環境部長 最終的には15日に決裁が上がってくる段階でこれで行くという話のときに、かなり無理があるねという話はちょっと聞きました。

○安藤委員 はい、わかりました。

それからもう一点は、いわゆる県のほうから具体的な処理計画を提出しなさいということは何度も要請があったと思いますけども、それに対してはどのようなふうに、なぜその出せなかったのかと、どのようなふうに分析されておりますか。

○古谷前生活環境部長 細々したものについて、要するにスケルトンと人海ということが決まりまして、じゃあ、いかにどのようにしてやっていくかということについて、詰めが随分ちょっと時間がかかったわけです。それで、最終的に査定を受けるということが我々とするればもう絶対条件みたいなものがございましたので、これに基づき査定の資料をつくらうということを、県のほうは12月1日にその文書で出したよと、そういうことでございますので、これにはちょっとすぐに答えることができませんでしたが、その準備というものは12月に入って始めたわけですから、12月の11日、県とのヒアリングでこの査定資料について出しておりますので、この内容についてはおわかりいただけただけではないかというふうに思っております。

○安藤委員 それは県の判断としては、我々が求めて具体的な処理計画とはちょっと違うよという判断をされていると思うんですけれども、私の推測するところでは、恐らく人手が足りなかったのではないかと、非常にこの時期、いろんな書類をつくっておられます、

これ中見ますとね。国の査定についてもいろんな書類をつくらないといけないということで、県に対する対処はできなかったのではないかと推測するんですが、その辺はどう思われますか。

○古谷前生活環境部長 庁内でいろいろと11月の段階でそれぞれの部が、部というか課がですね、その土砂を出してその4カ所に集めているわけですから、それに対してどのように対応していくかということで、いろいろと調整に時間がかかりました。それに対して、先ほど申しましたように、11月の25日にじゃあこういうふうな格好でいこうよねということになりました。それ以前にまた24日へのいわゆる議会への、臨時議会への提案ございますので、このあたりが含まれたものでかなり慎重に練ってきたというところでございます。

○安藤委員 この問題は、この最初の県が言った処理計画、この提出が遅れたばかりにこの問題をややこしくしてしまったと思うんです。ですから、恐らくその辺の人員的な人手が足りなくてこの処理計画はきちんとまとめ得なかったということにどうやら問題がありそうですね。

○古谷前生活環境部長 よろしいでしょうか。私の思いを言わせていただけると、まず県とすれば5トン、5トンを盛んに言っているわけですね。だから、5トンで判断してこういうふうになっているというふうに、最終的には私どもは思っているわけですがけれども、それに対してスケルトン、グレーであったよと。要するにどういうことかと言うと、スケルトンについては県内各市でいろんなところで事業で使っておられるから、これについては判断難しいよねということで、県は判断をされておったのではないかと思います。

しかし、その後、私それはよくわかりませんが、5トンということで締められて、5トンというものを中心としてものが考えられたのではないかと。で、我々がその計画を出すについては、そのときどきにいろんなことであれだけの土砂があるわけですからお話ししているわけですね。で、その1日の処理量というのは、私の気持ちです、5トン以上は必ず超えるというのは、これ常識のはずでございますので、そのあたりを計画で出せというのは、ちょっとひとつ私の気持ちから言うと、もうちょっと早く判断をしていただきたかったなという思いでいっぱいでございます。

○伊藤委員長 その他。

○松村委員 ちょっとまた確認ですみませんが、許可を取得したときの状況をさらにまた詳しく教えていただきたいんですが、最後、決裁印が、部長の決裁がっております、8月25日。このときに部長はこの維新という業者を許可するために具体的にどのようなことをされたのか、それを教えてください。

○古谷前生活環境部長 私は、書類が上がってきたので、その書類を審査して機械があるのかということを確認して、印判をついたということで、決裁をしたということです。

○松村委員 審査とはどのような方法でやられたのですか。

○古谷前生活環境部長 書類審査でございます。

○松村委員 その書類はどのような書類があったのですか。

○古谷前生活環境部長 申請書から機械のどういうものかということだったというふうに記憶しております。

○松村委員 ここで一番重要なのが、ここの理由にも書いてありますけど、第17条——防府市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例3項ですよ。ここで一番重要なのが、経理的基礎、こういったものが重要であるというふうになっております。それによりますと、申請者が法人である場合には、事業開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、貸借対照表、損益計算書、並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類、こういったものが必要であるというふうになっております。

こういったものをしっかりと見られた上で、許可を判断したということなんでしょうか。

○古谷前生活環境部長 今そのあたりを記憶がちょっと定かでないというのが現状です。

○松村委員 さらに申し上げますと、少なくとも債務超過の状態でないことが相当であると。さらに追隨して書かれておるので、ここのところははずせない条件であるというふうに思うんですけども、この辺の記憶がないというのはちょっとどうなんだろうかと。一番見なければいけないところの記憶がないのでは判断がしっかりできているのか、ちょっと不安だなというふうに理解します。

もう一つ言えば、過去3年間程度の損益平均値を持って判断をすることとすると、欠損である場合においても直前期は黒字に転換しているか否かを勘案して判断するというところで、非常に重要な要素を占めているということだけは申し上げさせていただきます。これが非常に重要であるということですね。

終わります。

○伊藤委員長 これについて資料をいただいておりますけども、これが一切でございますか、許可申請の。8月時点での更新申請に関しては。

○古谷前生活環境部長 大変申しわけございません。その資料、私今現在ちょっと持ち合わせていないので大変申しわけないんですが。

○伊藤委員長 申請書のがみみたいなのがありまして、車両台帳でもう次が許可証になっております。ですから、今松村委員が述べられたような書類は一切……

○古谷前生活環境部長 ちょっと私今持っておりません。大変申しわけございません。

○三原委員 まず確認なんですけど、先ほどの交渉の詳細という委員長の問いについて、もう一回ちょっと言っていたきたいのが、事務的なものとそれと技術的なものということで対応が所長と補佐、これはわかるんですけど、もう一つ技術的な部分の道路と河川課の職員というのはだれかわかれば。

○古谷前生活環境部長 道路課の職員が浅井君です。それからもう一人はちょっと今これも記憶がちょっと飛んでおっど忘れしておりますけれども、若い職員です。

○三原委員 それで、これ当然のことかもしれません。そのときの交渉のその維新さんのだれと交渉されたのか教えていただきたい。

○古谷前生活環境部長 交渉は維新さんの社長だろうと思っております。それで、我々、所長とそれから所長補佐とそれから浅井君が中心になってやっていると、交渉に行ったというふうに聞いております。

○三原委員 それはどこでされましたか。

○古谷前生活環境部長 その会場についてちょっと私承知しておりません。

○三原委員 先ほどからの一般廃棄物処理業ということの認可ということで、今松村委員からもいろいろこういうことが重要だということがいろいろ出ました。私も私なりにちょっと調べてみたんですが、一応申請書というか、添付書類等がございまして、そしてクリーンセンターに行って担当の職員の方にいろいろ話を聞いたんですが、最もこの中で重要とされるのはどこの部分ですかというお尋ねをいたしました。すると時間も大事だし一番時間を要するのは、あとの添付書類というのはそんなに難しいものではありませんということで、特に時間を要するというのは、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、過去5年間の犯歴を調べると、この照会が大変少し時間がかかりますということだったんです。

先ほどのお話では、8月に紙の中間処理ということで出されて、3月25日に出されて、それから8月25日に今回の分別処理と、スケルトン等の処理でということを経可出されました。

その間、5カ月はたっております。何もないとは思いますが、そういう担当の職員さんが最も重要だと私に言われた部分については、ちゃんと調査、紹介されたということでよろしいのでしょうか。

○古谷前生活環境部長 そのあたり、私、ちょっと承知しておりません。

○三原委員 これはちょっと私素人考えで、ちょっと考えるんですけど、過去に20年の4月1日に1者やはり同様の許可を出されて、そして昨年21年8月25日に、今、維新さんに許可を出されている。このときはスケルトン等の使用ということで、ここは許可は市ではなく県であるということで、県のほうにその設置許可が必要かどうかということを経

お尋ねになったということですが、これは確実にお尋ねになったということですか。

○古谷前生活環境部長 8月の段階では、まだその県の設置許可というものは、8月の段階です。だから申請された段階では県はまだ判断していないというか、そういう状況だったというふうに聞いております。

○三原委員 私、調べたんでは、必要ないと言われたということなんですが、記憶はどうですか。

○古谷前生活環境部長 ちょっとそのあたり、確か私が聞いたのはスケルトン、後がちょっと記憶があるんですけど、スケルトンに対しての判断しないというところがちょっとかかったのかもしれませんが、必要ないというふうに聞いているのかもしれませんが。記憶に、ちょっとはつきりしておりません、今。

○三原委員 それでは、今回の土砂の分別処理という段階に至って、それは必要ですよということになったわけですか。これ全く素人の考え方として聞いていただきたいと、お答えいただきたいと思うんですが、単純に考えて、去年出された時点、その前に出された時点では不必要だと、そして今回明確に文書等でこれは必要ですよということを出されたということは、過去に出されたこの既得権とかいろんなものがあるかもしれません。そこはわかりません。出された許可は不適格な許可であったと、現時点ですよ。そういうふうに見なされても当然だと思うんです。

ということは、例えば市が間違った対応をしていた、間違っていた許可を出していたと、現在はなっているわけです。現在でとらえていけばですね。ということは、もとに差し戻すと言いますか、そういうことは可能なのか、不可能なのか。

○古谷前生活環境部長 ちょっと今、私の段階ではちょっとそれは判断しかねます。

○伊藤委員長 その他ございませんか。

○木村委員 今までの委員さんの質問と重複するかと思いますが、あえてまた確認の意味でお尋ねしたいんですが、山口県がこの資料として出しているものの中に、防府市に対する指導経緯と提出記録の関係についてと、こういう1枚もんで時系列でかなりわかりやすく書いたものが添えられております。

で、これ新聞報道でも今まで繰り返し言われたことは、県はその許可が必要か必要でないかという判断する材料として防府市に具体的なその処理計画を出せと、繰り返し言ったけども出なかったというのが新聞報道なんかで言われてます。

先ほど、古谷部長の市側の事情もちょっと説明があったようですけれども、次回からやっぱりこれが一つの大きな鍵になるように思います。

で、この県がつくった資料によりますと、10月16日に、第1回目に具体的な処理計

画を持って相談するように指導したと、1回目と。これに対して市は許可不要と判断したと説明。それから、2回目は11月2日、やはり具体的な処理計画の提出を指導、2回目。それから3回目が、これは12月1日、具体的な処理計画を回答すること、これに対して市から具体的な回答なし。そして4回目が、12月18日、具体的な処理計画の提出を指導、4回目、これに対して、市は具体的な処理計画を盛り込んだと説明。

最終的に1月13日の国の査定の際に出した、添付した書類で一応県も処理計画がわかったという立場に立ったようであります。

しかし、なぜこういうふうに出なかったのかということで、私もちょっと不思議なんです、この県の事務連絡があります。平成21年の12月1日付の防府市クリーンセンター御中と、山口県防府健康福祉センター生活環境課、災害土砂の処理計画について（照会）。「このことについて、廃棄物・リサイクル対策課から照会があったので、下記について御回答ください。回答様式等は問いません」ということで、1、現状、土砂の発生場所、保管場所、保管量、土砂の性状、2、土砂処理、目的、発注者、処理実施者、処理経費、処理方法、期間、3、処理後の土砂等、搬出先、保管場所、運搬方法、土砂の利用目的、利用の実施者、保管期間及び使用予定期間、混入物の処理方法、その他。

これ見ますと、そんなに難しい報告を求めているんですよ、市はね。わずかなことのできるんですよ、事情を知った人だったら1時間も要らんで、これ、報告書できると思いますね。それがなぜこんなに行き違いのもとになったというか、県に言わせれば、何回言うても出さんということになったんでしょうかね。この辺がちょっと、先ほど安藤委員は人が足らんじゃったんじゃないかとおっしゃってましたけど、そういう問題じゃ私はないんじゃないかと思うんですが、この点いかがですかね。

○古谷前生活環境部長 私どもの記憶している中で10月の16日がまずスケルトンでやるよということで話を出した最初、スケルトンでやったらということで、人海でやられたらということで県からの指導というか、そういう話があったということがございます。それで、じゃあこれならいけるよねと、そういう話で動いているわけです。

で、何度も文書指導をされたかどうかというのはちょっとよくわかりませんが、口頭で出せということで言われておるのではないかと、文書そのような文書ございませんので、私どもとすれば初めてその文書を見たのがこの12月の1日ということでございます。

だから、それに基づいてその12月の1日、これ何のために出されたかというのがちょっと私どもではちょっと把握できませんけれども、私どもが査定に向けて動きますよという話は恐らく御存じだろうと思いますから、それについての話かなと。これ、私のあくま

でも憶測ですから要らんこと言うたらちょっとおかしいことになりますから、ちょっとこれ訂正してください。

それに、この文書が来たからでなしに、我々とすれば査定の資料を持ってこれは先ほど申しましたけれども、県のヒアリングに対して査定資料を出していると、これで十分足りるというふうに思っております。

○木村委員 市と県との関係では、市は神経質なぐらいに、先ほど土井委員も言われたけれども、許可が必要か必要でないかということ、繰り返し、繰り返しお伺いを立てているわけなんです、かなり私から見れば神経質にですね。

そういう点から見れば、県が求めている内容を聞いて、こんなことなら本当にすぐできるわけで、それを出せばよかった、早く出せばよかったんじゃないかと、そこを何かこうお互いにこのわかりませんが、突っ張っているというか、今までのあれでわかるだろうとか、計画はこれでわかるじゃないとか、いやわからんというような形で、何でこうあつれきになったのかなというのがわかりませんが、その辺どうでしょうか。

○古谷前生活環境部長 私もよくわかりませんが、お尋ねしてもはっきりした答えが返ってこないということで、10月の30日に我々とすれば、じゃあ実際に本当に5トンについてどうだろうかということで、文書を持って参ったわけですが、やっぱり文書じゃ受けられませんということで、そのときにスケルトン、人海の話を文書の中に書いてあるわけです。で県の方としては出すのは控えてくださいということだったので、10月30日時点で持って帰っているわけですね。

そのあたりははっきりしていただいたら、我々とすればもっと早く動けたかなという感じはしております。

○木村委員 これ以上、この問題についてはやめておきます。

それからもう一つ、先ほど副市長さんにもお伺いしたんですが、どうもさっきから説明聞いてもよくわからないのは、今、築港にある2つの山ですね、仮置き場、これの土砂は大久保の最終処分場に持って行って、そこで分別処理するというふうに言われました。で、これは許可が要らないと、分別は要るのか、それで持っていくと、要らないと言ったよね……（発言する者あり）

○伊藤委員長 静粛に、静粛にお願いします。

○木村委員 今、議論になりましたから、もう一回そのところをひとつはっきりさせてもらうのと。

私どもが疑問に思うのは、そうであるならばほかの委員さんも言われましたように、1者に随契する前にあそこに仮置き場を仮につくってもいいですよ。そして、それをまた

あそこにそのまま運んで、あそこで処理してやれば、今みたいなややこしい許可が要る要らないというような問題にならなかつたのではないかという疑問があります。2つね、今の議論になった正確なことと、それから今、私が疑問に思うことについてお答え願いたいと思います。

○古谷前生活環境部長 まず、今2つございました。ちょっとすみません、初めのほう。

○木村委員 大久保にそのまま持って行けば、大久保と言うか、今、築港にある協和発酵の土地に置いてあるのと県の土地に置いてあるやつをそのまま大久保に持って行くという計画に今なってますよね。その際は、分別も運搬も許可は要らないと私どもは理解しているがそれでいいのかということです。

○古谷前生活環境部長 搬送につきましては、今のある土砂を大久保に持って行くについては、私どもが要するに委託すればそれで運びについては問題ないと思います。これ分別するについては、これあくまで許可が要るということでございます。

○木村委員 それはちょっと違うんじゃないかな。ちょっと大久保の最終処分場の区分について、1工区というのが今、埋め立てやっているあそこですかね。それちょっと説明してください。

○古谷前生活環境部長 今、第1工区に私どもの廃棄物についてあそこに入れております。で、これについては、産廃であろうと一廃であろうと入れてしまえばそれで終わりということでございます。

で、今第3工区につきましては、これはあくまでも予定地でございます。ここで作業するについては、やはり県の施設の許可が要るということです。

○木村委員 その1工区に持ち込んでそこでその分別処理することはできないんですか。技術的に。

○古谷前生活環境部長 持ち込んでそれ分別はできますけれども、持ち出すことはできないというふうに聞いております。

○土井委員 今の分に続けて、1工区で処理をしてその土はクリーンセンターの覆土に使うわけですから、第3工区に、これは有価物ですから積み上げるのは見やすい話ですよ。それをすればいいわけです。

今、こないだの現場説明では、3区に今の泥を持って行ってそこで分別をして、すぐ隣の坂というかのりですな、山ののりのところに処理したのを置くと。こんな狭いところでどねしてやるんじゃないかという僕は思いをしておるんですよ、逆に言えば。

だから、第1工区に持って行って第1工区でふるいをかけて、有価物になった泥は第3工区に積み上げれば何ということないんですよね、実は。だから、いずれにしましても

第3工区、第4工区というか、港の方にある分については、まさしくその入札ができたということですよ。

もちろん、第3工区に置いたって、第3工区は人にはひとつも迷惑はかけん話ですから、市が、これもミアセスをとるのもそんなに難しいことはない、だれもおらんところですから。そして届け出をびっぴとして山口と同じように緊急雇用対策で人を雇おうと、あるいはその委託をしようと、難しい話じゃないんです。それがなぜできなかったかというのが、ひとつ疑問になるところなんですよ。

ということを書いて、もうちょっと聞きたいことがあります、よろしゅうございませうかね。

何というんか、先ほどからずっと副市長も言ったんですけども、まず1点は、先にその契約をして許可をとりさんせやと、そしたら1カ月で出すとか、あるいはその許可をとるのは最初は6カ月から半年、1年かかると、それから途中から3カ月ぐらいかかると。それがこのいただいている資料の中にはどこにも出てこんのですよ。どこにも出てこん。少なくとも2月の5日とか3日とか言いよって、先に許可をとれ、1月で許可を出す、先に契約をして許可をとれ、一月で出すのはどこにも出てこんのじゃけどね。どこにもないです。

少なくとも2月3日とか4日とかというのはもう文書でやりとりでしょう、交渉じゃなくて、極端な言い方をしますと。調べとってください。

それと、一番これ大事なことなんでもう一遍聞きますけどね、契約保証金をその免除するとか、随意契約をするとか、議決をするとか、前金払をするというのは、今その上からの云々というか、部長の判断とかというて言われましたけれども、例えば、契約保証金の免除なんていうのは大変怖い話なんですよね。通達が平成12年の4月18日に出とって、それが1項目から6項目まであって、それ以外はだめと言ってるのに、何でか知らん、防府市は規則をつくって、財務規則の中でなぜか7号に、「前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき」というのをぼろっとつけて、それを使っちゃうんですよ。

国の通知は1号から6号までしかないんです。何ともあれなんです、もし不都合があったときにはどうしてです。不都合があったときには。市民に対してどう責任をとるか。不都合があったときに。不都合があったというのは、今1億円上げているわけですが、2,000万円ぐらいつ使ったときにどこかおらんようになっちゃったとか、そういうことは考えられるわけでしょう。

先ほど、安藤委員が、公共事業じゃないからそねなものは要らんのって、そねなあほな話はないわけであって、経営基盤が、人、もの、金が大変3,000万円の保証金も払え

んと言っている、あるいは信用保証協会も保証しちゃうんというて言うぐらいならなおさらのこと完成保証人を立てるとか、あるいはその市長以下3億円まで、保証されるまで自分の財産を抵当権設定なり質権設定するとか、何かせんと市民はたまったもんじゃないですよ、市民は。

もし何かがあったらだれがどういうふうに責任とろうと考えちゃってです。やれると言うからせわない、やれると言うからせわない、やれると言うからせわないですっていったよるんですけどね。

で、なおかつよう弁護士がオーケーって言うちゃったなと思って、この弁護士の回答のところはだれがされたんか知らんですけど、された人にヒアリングをして何月何日にだれが顧問弁護士のところに行って、どういう質問をして、どういう回答があったというのをを出していただきたいと思います。僕らもそのことを担保に弁護士に本当かどうか聞いてみたいというふうに思ってますし、別の弁護士にも聞いてみたい。これは絶対オーケーが出るわけではないというふうに僕は思ってますから。

それと、指摘をしておかんにゃいけんのは、だれがどういうふうに指示をしたかというのが非常に気になってあれなんですけど、契約書が羊頭狗肉の契約書なんです。金額は3億円で自走式スクリーンの金額、そしてこれ本物じゃないからようわかりませんが、本物の契約書のコピーがあったらわかるんですけども、仕様書の中には県の許可を受けている、要するに見なし許可であるスケルトンバケットなり、スクリーンなりからスケルトンバケットを使ってやれというふうにしちゃうんですよ、書いちゃうんですよ。だから、その金額と契約の実際の中身が違うんよ、極端な言い方をしたら。なぜ、だれがどういう発想でこういう契約をしちゃうんですか。

○古谷前生活環境部長 今の考え方ですけども、当初、いわゆるスケルトン、それからロータリースクリーンですか、これで仕事を進めていくということで、設計、積算についてはそれで行っておったわけです。当初はそうです。で、その後、これはいわゆる県の設置の許可をいただいているということで、これで進めていけばその金額の積算で見積もり合わせをして、それで決まったのではないかとこのように思っています。

で、向こうの申し出として、振動式スクリーンを4月以降について、近いうちに県の設置の許可がおりますということでございましたので、どちらが安いかという判断で、振動スクリーンの方が設計、積算をしていくとそちらの方が安いということなので、じゃあこちらでも、こちらでいいですかと、いわゆるスケルトン、それからロータリースクリーンですってやってもこの振動スクリーンでの価格ですよと。そういうことで、こちらの安い方の金額で向こうはいいということだったので、そちらで契約したということでございます。

す。

○土井委員 だから、契約が人の目をくらしちよるというて言うわけですよ。最初、それだったら3億7,000万円ぐらいの契約でスケルトンパケットとロータリースクリーンで契約をして、自走式スクリーンの設置許可が下りた段階で変更契約をすべきなんですよ。契約の表面上はあくまでスケルトンパケットとロータリースクリーンですよ、金額は3億円ですよって、これはどう考えても行政がやる契約じゃない。これは、県をだまし、国をだましちよるわけよね。なぜそういう言い方をするかと言いますと、県は自走式のスクリーンであれば設置許可が要るわけでしょう、要るわけです。で、設置許可はいつまでとったらいいかと言ったら、契約を結ぶまでにとったらいいと、入札をするときにはなくてもいいですよと、そのかわり契約をするときまでにはとらせなさいよと、こう言っているわけですね。ところが、自走式スクリーンはいつ申請をされたのか、まだ僕は聞いてみたいと思うちよるんじゃけども、少なくとも3月25日には、3月25日ですよ、契約は13日かもしれんけど、3月25日にはまだ許可を下りてない状態ですよ。

だから、契約をしたら怒られるかもしれんから一応通ちよる分で契約をしましょうと。これは国を、県をだましちよる、間違いなく、と言わざるを得ませんね。

国への変更申請も、だから知らん顔をしていきやそれで済むよみたいな感じになっちよるから、いまだ変更補助申請がなされてないんだらうと思いますよ。変更補助申請はしちよっちゃないわけでしょう、今までもね、今現在も。これは、行政がやる契約ではありませんな、僕からしたら。

こういうその契約書をつくったというのはだれの発案でしょうか。上からおりてきた。天の声、陰の声。

○古谷前生活環境部長 私の段階ではもう契約書も整っているということで、今こういうふうなことでありますということで話が来ているわけですから、どの段階でどうされたかというのはちょっとよくわかりません。

○伊藤委員長 ほかにございませんか。

○藤本委員 先ほどの土井委員と同じような質問ですが、第1工区と第4工区にある土砂の上に石灰をまいているということは部長は御存じなかったんでしょうか。

○古谷前生活環境部長 知っておりました。

○藤本委員 これはどういう目的で石灰をまかれたんでしょうか。

○古谷前生活環境部長 上部にヘドロ部分で非常に環境に悪いということで、近隣から苦情等もありましたので、じゃあどうすればいいのかと、どうもほかに手法があったようですけれども、石灰をまいてしまったということでございます。

○藤本委員 まくことによってその土砂が産業廃棄物になるということは御存じだったんでしょうか。言うのは、その分だけ大久保の第1工区の最終処分場の寿命が短くなるんですね。そういうのを御存じの上で石灰オーケーを出されたんでしょうか。

○古谷前生活環境部長 私自身はそのあたりをちょっとよく知らなかったもので、そういう結果になったということです。

○藤本委員 そういう産業廃棄物になることは知らなかったということです。最終的にじゃあ産業廃棄物ですよというのはどこからの情報で得られたんでしょうか。

○古谷前生活環境部長 私どもの職員から初めて聞きました。

○藤本委員 職員が承知の上で石灰をまきたいということを部長に言われて、部長はそのことを御存じなしで許可をされたんでしょうか。

○古谷前生活環境部長 これにつきましては、私どもあそこの管理等について、シルバー人材センターの方をお願いしておりました。その話の中で苦情があるということがありまして、じゃあどうしようかということで、じゃあ石灰でもまいておくかという話になって、ただ単純に私も深く考えずにまいてしまったと。その後に私どもの職員が気がつきまして、あれは産業廃棄物になったよということで、非常に私も驚いて、ちょっとショックを受けた状態でした。

○伊藤委員長 その他ございませんでしょうか。

○松村委員 ないけど、ちょっと確認ですけど、さっきの資料らというのはまたあした出てくるんですか。

○伊藤委員長 資料にまた請求をしなくてはなりませんので、この後ちょっと協議をさせていただければと思っております。

ではないようですので、以上で古谷前生活環境部長への質疑は終了といたします。

○古谷前生活環境部長 ちょっとよろしいでしょうか。先ほどロータリースクリーン、最初にどういうもので設計見積もりをしたかという話があったかと思うんです。それで、私記憶ではロータリースクリーンだけのよう話をしたんじゃないかと思えますけれども、スケルトンバケットも入っているということで御了承いただけたらと思います。

○土井委員 そのときは、3億7,000万円ぐらいなんよね。

○古谷前生活環境部長 はい、そのとおりでございます。

○伊藤委員長 それでは、古谷前生活環境部長におかれましては、長時間どうもありがとうございます。御退席いただいて結構でございます。

〔古谷前生活環境部長 退室〕

○伊藤委員長 それでは、本来ここで調査終了ということになるんですが、資料の請求、

また土井委員の方からちょっと弁護士さんへの照会というようなことについても申し出がございましたので、これは委員会の中で決しておいた方がよいかと存じます。

まず、資料についてであります、松村委員、どうぞ。

○松村委員 さっきの僕は記憶があるだけでも、今言った弁護士の回答とか、会社の、維新の経営審査報告の書類とか、振動スクリーンの申請の写しだとか、ほかにもまだ何点かあったような気がしましたけども。

○伊藤委員長 一応、一切と言っちゃるんで、本当はもう出てきちゃいけないのですが、また出る可能性もあるんで、ちょっと確認しますけども、まずこれはないかという聞き方をもう一回いたしますけれども、これは最初に一切ということで決しておりますので、特に委員会で決する必要はないんですが、確認をします。1つは、弁護士さんとのやりとりの記録ですね。（発言する者あり）

○土井委員 わかるんですよ。わからんにゃいけないのです。起案の中に、ただいま申請中ですよと書いてあるんですよ。ということは知っておらんにゃいけん。

○伊藤委員長 自走式スクリーンですね。（発言する者あり）

○田中健次委員 それについて市がどういうふう承知しているかということです。（発言する者あり）

○伊藤委員長 ちょっとすみません、手を挙げて、わけわからんようになるんで。

○松村委員 維新の経営審査書類ですよ。（発言する者あり）

それと大事なのは、入札審査会が正当でないようなきょうは感覚を持ちましたけども、もし正当であるなら必ず調書をとっておるとのことらしいです、いろんな方から聞くと、職員の方々とか。だからあるんじゃないかなと思うんですけど、ないということは正当じゃないというように判断できるので、ぜひ取り寄せていただきたいと思います。

○土井委員 いずれにしても、これにかかる指名審査会は、僕は指名審、指名審と言うちよるから、あれじゃけど、入札審査会かもしれんけども、何度かやっちゃりや何度かみんなそうですよ。で、今の最終の段階で随意契約に行きまっせというところが正式にあれしちよらんちゃ指名審査会にかけんまんまやったという話になる。

○伊藤委員長 とにかく入札審査会の調書、確認をいたします。まだある、はい、どうぞ。

○土井委員 8月25日の許可を与えたときの審査の基礎となった資料。

○伊藤委員長 さきの添付資料等々、条例に照らしたものがあるかどうかということですね。

○土井委員 条例、あるいは法令に照らしたものがあるかどうか。

○田中敏靖委員 今の添付書類は、前もらった資料の中に入っている中にメモで書いてあ

るんですけど、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請というのがある。その申請をする場合に、ここにも書いてある、前回の許可書の返却ということは、前回の許可書が添付で入っているんじゃないかと思うんですよ。こういう場合には変更部分だけを申請すればいいんじゃないかと。本体は添付しちよるけど、まずは返却するよと言った場合に、この資料を請求してももらえんのじゃないですか、前回の。

○土井委員 これは、前回の許可書の返却じゃあね。許可書はこの1枚もんじゃろう。

○田中敏靖委員 いやいや、許可書というのは、許可をもらうときについちよるのがあるじゃないですか。それをつけてくれという意味かもわからないし、それはわからないから、この辺はちょっと申請の仕方を。

○土井委員 要するに許可書というのは賞状みたいなものであって……

○伊藤委員長 あるかないかわかりませんが、それは求めてみますのでなければ……

○土井委員 いずれにしても市内に事務所があるのかないのか、それはもう、それこそ条例のイの一番に引っかかってくるんですよ。

○伊藤委員長 市内には事務所はないと、先ほど部長が。

○土井委員 事務所もなかったらこの今の条例じゃどうかなという話になってくるんじゃないけどね。

○伊藤委員長 その判断はまた別でいいです。

○土井委員 それと、国庫補助申請の添付書類。今のこれでいくと、後ろから何枚目ぐらいいかな、10枚目ぐらいい（「441号」と呼ぶ者あり）3月2日の分、防ク第77号、だからこれあれで言うと6番、国庫補助金についての6番じゃ。その次のページ、説明書類というのが1、2、3、4、5、6、添付書類が1、2、3とこうありますよね。何にもついとらんのやけど、これ出してほしい。

○安藤委員 これあります。県の書類の中、あります。

○土井委員 市役所に出してほしいと言いはるんです、僕。市役所から書類が、市役所にもすべての書類を出せというのに出してないから言いはるわけ。これ出さんにやいけん。ダブっても、それは県からもらうたし市からも出んにやいけん。（発言する者あり）

○伊藤委員長 ほか、ございますか。

○大田副委員長 それと契約、3月12日の随意契約の契約書はこれ原本手に入らんのですか。これ案しか出てないけど。

○田中健次委員 案しかない。案のコピーしかないから。

○安藤委員 収入印紙のついたやつやな。

○伊藤委員長 原本の写しですね。

確認いたします。まず1点は、弁護士との随契とか議事案件云々とかそのあたりのやりとりの記録ということ。それから、保証金とかですね、前渡し金とか。それから、自走式振動スクリーンの設置許可申請がいつに出たかということですね。それから、経営審査の書類。それから、入札審査会での調書、記録が残っているものがあればと。それから、8月25日の業の許可ですね、更新許可の添付書類。それから、国庫補助申請の添付書類、県から出ているものと同じもの。それから、3月12日の契約書の原本の写しと、以上はあるのかないのかということで、あれば出してくださいということで言います。

それと、土井委員、弁護士に関して。

○松村委員 県が再々催促状を出したということで、それは市には入ってないんですか。

(「入ってますよ」と呼ぶ者あり)

○土井委員 あとは口なんじゃないの。

○伊藤委員長 それは、県の職員が来られたときに聞いてください。(発言する者あり)

まだ委員会の最中でございますので、閉じてません。

○土井委員 それでは、弁護士さんは、まずその前にいきさつを出してと言ったから、それを見てから照会した方がいいと思うんですが。

○伊藤委員長 それでよろしいですか。

○土井委員 こっちが出てからね。そうでないと、どんなことを聞いちよるかわからんのじゃから。だから、いずれにしても随意契約の是非、議決しなかったかとの是非、契約保証金の是非、あと農地災害復旧を入れるか入れんかぐらいですけどね、最低その3つはほしいですね。

○伊藤委員長 それはまだきょうすぐじゃなくてよろしいですね。向こうが出てきてからで。

○土井委員 むしろそこで聞いた方がいいことない、さっき記録出せと言ったから。

○伊藤委員長 わかりました。ということで、はい。

以上で、本日の調査についてはすべて終了いたしました。これをもって委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後5時19分 散会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成22年4月19日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央